

衆議院 第百五十四回国会

武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録 第六号

平成十四年五月十六日(木曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 瓦 力君

理事 衛藤征士郎君 理事 金子 一義君

理事 久間 章生君 理事 米田 建三君

理事 伊藤 英成君 理事 玄葉光一郎君

理事 赤松 正雄君 理事 工藤堅太郎君

理事 赤城 徳彦君 理事 石破 茂君

理事 岩永 峯一君 理事 岩屋 毅君

理事 大野 松茂君 理事 嘉数 知賢君

理事 熊谷 市雄君 理事 小島 敏男君

理事 近藤 基彦君 理事 齊藤斗志二君

理事 桜田 義孝君 理事 七条 明君

理事 田中 和徳君 理事 西川 京子君

理事 浜田 靖一君 理事 林 省之介君

理事 増田 敏男君 理事 森岡 正宏君

理事 山口 泰明君 理事 伊藤 忠治君

理事 枝野 幸男君 理事 大石 尚子君

理事 岡田 克也君 理事 川端 達夫君

理事 桑原 豊君 理事 首藤 信彦君

理事 末松 義規君 理事 筒井 信隆君

理事 中野 寛成君 理事 藤村 修君

理事 前原 誠司君 理事 渡辺 周君

理事 上田 勇君 理事 白保 台一君

理事 田端 正広君 理事 中塚 一宏君

理事 樋高 剛君 理事 赤嶺 政賢君

理事 木島日出夫君 理事 今川 正美君

理事 東門美津子君 理事 井上 喜一君

理事 西川太一郎君 理事 宇田川芳雄君

外務大臣 川口 順子君

内閣官房長官 福田 康夫君

内閣官房副長官 村井 仁君

外務大臣 川口 順子君

内閣官房長官 福田 康夫君

内閣官房副長官 村井 仁君

第二類第七号 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録第六号 平成十四年五月十六日

国務大臣 (防衛庁長官) 中谷 元君

内閣官房副長官 安倍 晋三君

防衛庁副長官 萩山 教嚴君

外務副大臣 杉浦 正健君

防衛庁長官政務官 木村 太郎君

政府特別補佐人 津野 修君

(内閣法制局長官) 守屋 武昌君

政府参考人 (防衛庁防衛局長) 大竹 邦実君

政府参考人 (総務省自治行政局選挙部長) 田中 均君

政府参考人 (外務省アジア大洋州局長) 藤崎 一郎君

政府参考人 (外務省北米局長) 藤野 克彦君

政府参考人 (海上保安庁長官) 鈴木 明夫君

衆議院調査局武力攻撃事態への対処に関する特別調査室長

委員の異動 五月十六日

補欠選任 中山 利生君

補欠選任 伊藤 忠治君

補欠選任 肥田美代子君

補欠選任 井上 喜一君

補欠選任 赤城 徳彦君

補欠選任 岡田 克也君

補欠選任 藤村 修君

補欠選任 西川太一郎君

同日 赤城 徳彦君

同日 岡田 克也君

同日 藤村 修君

同日 西川太一郎君

同日 井上 喜一君

同日 赤城 徳彦君

同日 岡田 克也君

同日 藤村 修君

同日 西川太一郎君

同日 井上 喜一君

同日 赤城 徳彦君

同日 岡田 克也君

同日 藤村 修君

同日 西川太一郎君

同日 井上 喜一君

同日 赤城 徳彦君

同日 岡田 克也君

同日 藤村 修君

同日 西川太一郎君

同日 井上 喜一君

同日 赤城 徳彦君

同日 岡田 克也君

同日 藤村 修君

同日 西川太一郎君

同日 井上 喜一君

同日 赤城 徳彦君

同日 岡田 克也君

同日 藤村 修君

同日 西川太一郎君

同日 井上 喜一君

同日 赤城 徳彦君

同日 岡田 克也君

同日 藤村 修君

同日 西川太一郎君

同日 井上 喜一君

同日 赤城 徳彦君

同日 岡田 克也君

同日 藤村 修君

同日 西川太一郎君

同日 井上 喜一君

同日 赤城 徳彦君

同日 岡田 克也君

同日 藤村 修君

同日 西川太一郎君

同日 井上 喜一君

同日 赤城 徳彦君

同日 岡田 克也君

同日 藤村 修君

同日 西川太一郎君

同日 井上 喜一君

同日 赤城 徳彦君

同日 岡田 克也君

同日 赤城 徳彦君

同日 岡田 克也君

同日 藤村 修君

同日 西川太一郎君

同日 井上 喜一君

同日 赤城 徳彦君

同日 岡田 克也君

同日 藤村 修君

同日 西川太一郎君

同日 井上 喜一君

同日 赤城 徳彦君

同日 岡田 克也君

同日 藤村 修君

同日 西川太一郎君

同日 井上 喜一君

同日 赤城 徳彦君

同日 岡田 克也君

同日 藤村 修君

同日 西川太一郎君

同日 井上 喜一君

同日 赤城 徳彦君

同日 岡田 克也君

同日 藤村 修君

同日 西川太一郎君

同日 井上 喜一君

同日 赤城 徳彦君

同日 岡田 克也君

同日 藤村 修君

同日 西川太一郎君

同日 井上 喜一君

同日 赤城 徳彦君

同日 岡田 克也君

同日 藤村 修君

同日 西川太一郎君

同日 井上 喜一君

同(春名真章君紹介)(第二六二六号)
同(藤木洋子君紹介)(第二六二七号)
同(春名真章君紹介)(第二六八四号)
有事法制反対、憲法に基づく平和政策に関する
請願(金田誠一君紹介)(第二六二八号)
同(菅野哲雄君紹介)(第二六二九号)
同(桑原豊君紹介)(第二六三〇号)
同(中西績介君紹介)(第二六三一号)
同(鉢呂吉雄君紹介)(第二六三二号)
同(山元勉君紹介)(第二六三三号)
同(横路孝弘君紹介)(第二六三四号)
同(菅野哲雄君紹介)(第二六八五号)
同(桑原豊君紹介)(第二六八六号)
同(山内恵子君紹介)(第二六八七号)
同(山元勉君紹介)(第二六八八号)
同(横光克彦君紹介)(第二六八九号)
同(菅野哲雄君紹介)(第二七九〇号)
同(桑原豊君紹介)(第二七九一号)
同(中沢健次君紹介)(第二七九二号)
有事立法と憲法改悪反対に関する請願(阿部知
子君紹介)(第二六三五号)
同(植田至紀君紹介)(第二六三六号)
同(金子哲夫君紹介)(第二六三七号)
同(川田悦子君紹介)(第二六三八号)
同(重野安正君紹介)(第二六三九号)
同(東門美津子君紹介)(第二六四〇号)
同(日森文尋君紹介)(第二六四一号)
同(保坂展人君紹介)(第二六四二号)
同(今野東君紹介)(第二七九三号)
は本委員会に付託された。

五月十六日
有事法制の早期制定に関する陳情書(富山県水
見市上田一〇九六谷口義洋)(第六三三号)
有事法制反対に関する陳情書外二十六件(金沢
市大手町九の二九橋本明夫外九十七名)(第六四
号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

安全保障会議設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出第八七号)

武力攻撃事態における我が国の平和と独立並び
に国及び国民の安全の確保に関する法律案(内
閣提出第八八号)

自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法
律の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)

○瓦委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、安全保障会議設置法の一部を改正す
る法律案、武力攻撃事態における我が国の平和と
独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
案及び自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関す
る法律の一部を改正する法律案の各案を一括して
議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として防衛
庁防衛局長守屋武昌君、総務省自治行政局選挙部
長大竹邦実君、外務省アジア大洋州局長田中均
君、外務省北米局長藤崎一郎君及び海上保安庁長
官縄野克彦君の出席を求め、説明を聴取いたした
いと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○瓦委員長 御異議なしと認めます。よって、そ
のように決しました。

○瓦委員長 この際、政府から発言を求められて
おりますので、これを許します。福田内閣官房長
官。

○福田内閣官房長 先日の委員会でも岡田委員からお
求めのありました武力攻撃事態の定義等及び指定
公共機関の範囲について御説明申し上げました。

まず、「武力攻撃事態対処法案にいう「武力攻
撃事態」について、

一 武力攻撃事態について

(1) 武力攻撃事態とは、

①「事態が緊迫し、武力攻撃が予測される
に至った事態」と、

②「武力攻撃(武力攻撃のおそれのある場
合を含む)」が発生した事態」を指すも
のである。

(2) ここで、武力攻撃とは、我が国に対する外
部からの組織的、計画的な武力の行使をい
うものである。また、武力攻撃を加えてく
る主体としては、国だけでなく、国に準ず
る者もあり、攻撃の規模の大小、期間の長
短や攻撃が行われる地域、攻撃の態様等も
様々であり、武力攻撃の態様は一概に言え
ないものである。

武力攻撃事態対処法案において、現実に
武力攻撃が発生した事態に加えて、「事態
が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った
事態」及び「武力攻撃のおそれのある場
合」を含めて武力攻撃事態としているの
は、国民の生命、身体及び財産を守るた
め、武力攻撃に対して時機を失することな
く効果的に対処し得るようになるとの考え
方に基づくものである。

(3) また、武力攻撃事態対処法案においては、
武力攻撃事態の認定は、対処基本方針に定
める事項とされている。さらに、この対処
基本方針は、閣議で決定された後、直ちに
国会の承認を求めることとされている。

二 「事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに
至った事態」について

(1) 「事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに
至った事態」とは、自衛隊法第七十七条の
防衛出動待機命令等を下令し得る事態であ
る。

これは、その時点における国際情勢や相
手国の動向、我が国への武力攻撃の意図が
推測されることなどからみて、我が国に対
する武力攻撃が発生する可能性が高いと客
観的に判断される事態である。

(2) 「事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに

至った事態」とはどのような事態であるか
については、事態の現実の状況に即して個
別具体的に判断されるものであるため、仮
定の事例において、限られた与件のみに基
づいて論ずることは適切でないと考えらる。
その上であえて申し上げれば、例えば、

「武力攻撃のおそれのある場合」には至つ
ていないが、その時点における我が国を取
り巻く国際情勢の緊張が高まっている状況
下で、ある国が我が国への攻撃のため部隊
の充足を高めるべく予備役の招集や軍の要
員の禁足、非常召集を行っていることとみられ
ることや、我が国を攻撃するためとみられ
る軍事施設の新たな構築を行っていること
などからみて、我が国への武力攻撃の意図
が推測され、我が国に対して武力攻撃を行
う可能性が高いと客観的に判断される場合
は、「事態が緊迫し、武力攻撃が予測され
る事態」に該当すると考えられる。

三 「武力攻撃のおそれのある場合」について

(1) 「武力攻撃(武力攻撃のおそれのある場合
を含む)」が発生した事態」は、自衛隊法
第七十六条の防衛出動を下令し得る事態で
ある。

ここで、「武力攻撃のおそれのある場
合」とは、同条の規定する防衛出動下令の
要件の一つである「武力攻撃のおそれのあ
る場合」と同じである。

これは、その時点における国際情勢や相
手国の軍事的行動、我が国への武力攻撃の
意図が明示されていることなどからみて、
我が国への武力攻撃が発生する明白な危険
が切迫していることが客観的に認められる
事態を指すものである。

(2) 武力攻撃のおそれのある場合とはどのよう
な場合であるかについては、上記(2)と同
様、事態の現実の状況に即して個別具体的に
に判断されるものであるため、仮定の事例
において、限られた与件のみに基づいて論

ずることは適切でないと考え。

その上であえて申し上げれば、例えば、ある国が我が国に対して武力攻撃を行うとの意図を明示し、攻撃のための多数の艦船あるいは航空機を集結させていることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると客観的に認められる場合は、「武力攻撃のおそれがある場合」に該当すると考えられる。

以上であります。

次に、指定公共機関について申し上げます。

一 武力攻撃事態対処法案（以下「法案」という。）第二条第五号において、指定公共機関は、「独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的業務を営む法人で、政令で定めるもの」と定義されている。

二 ここでいう「公共的機関」とはその業務自体が公共的活動を目的とする機関をいい、「公益的業務を営む法人」とはその業務目的は営利目的等であるが、その業務が公衆の日常生活に密接な関係を有する法人をいうものと解している。

三 法案第六条において、「指定公共機関は、国及び地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態への対処に関し、その業務について、必要な措置を実施する責務を有する」と定められている。また、指定公共機関が実施する対処措置については、法案第二条第六号において、「法律の規定に基づいて実施する」と定められている。

四 実際にはいかなる機関を指定公共機関として政令で指定するかについては、今後、まず、個別の法制において、指定公共機関に実施を求めることが必要となる対処措置の内容を具体的に定めた上で、個別の法制が定める事項ごとに当該機関の業務の公益性の度合いや、武力攻撃事態への対処との関連性などを踏ま

え、当該機関の意見も聴きつつ、総合的に判断することとなる。

五 したがって、今後整備される個別の法制においては、指定公共機関に実施を求めることが必要となる対処措置の具体的な内容が法定されることから、指定の対象となる公共機関の範囲も明らかになるものと考えている。

六 放送事業者については、警報等の緊急情報の伝達のために指定公共機関として指定されることを考えている。民間放送事業者が指定される可能性はあるが、現時点では、日本放送協会（NHK）を主として考えている。また、新聞については、警報等の緊急情報の伝達の役割を担うことは一般には考えにくい。

七 自然災害の場合と武力攻撃事態とは、講ずべき措置の内容は異なるが、災害対策基本法の指定公共機関を参考にしつつ、指定の対象とする公共機関について検討する考えである。

なお、災害対策基本法の規定に基づき、現在六十の指定公共機関が指定されている（別紙）。別紙につきましては、お手元に配付した資料にえさせていただきますので、御了承願います。

（資料は本号末尾に掲載）

○瓦委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岡田克也君。

○岡田委員 民主党の岡田克也です。今の官房長官の御答弁、政府の見解だというふうに理解しておりますが、それを中心に少し議論をさせていただきたいと思っております。

まず、確認なんですけれども、この法案の中に、九条の二項の一号に「武力攻撃事態の認定」という言葉が出てまいります。この武力攻撃事態そのものと武力攻撃事態の認定というものの間にどういう違いがあるのかということをまず確認しておきたいと思います。

今の御説明でも、例えば、予測される事態ということに対して、「武力攻撃が発生する可能性が高いと客観的に判断される事態」という御説明でありました。それから、おそれがある場合については、「我が国への武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していることが客観的に認められる事態」、こういう御説明でありました。

「判断される」とか「認められる」という言葉が入っておりますので、そこに一つの政府としてのまさしく判断が加わるといことだろうと思うんです。したがって、この九条二項一号に言う「武力攻撃事態の認定」というのは、そういう判断をした結果としてこういう表現に、判断の要素が入るからこういう表現になっているんだ、こういうふうなまず理解をいたしますが、そういう考え方でよろしいんでしょうか。

○中谷国務大臣 武力攻撃事態の認定につきましては、政府としての事態の認識を明確にして、国民の理解と協力を得た上で実施していく観点から、認定に当たつての情勢認識等を記載することと考えております。

武力攻撃事態への対処に関する全般的な方針については、この基本理念を踏まえつつ、事態に即した統一の指針を具体的な形で示すために記述をいたしますけれども、この認定の記述等につきましては、どの程度の分量等になるかにつきましては、武力攻撃事態の態様によりさまざまであると考えられまして、一般論として申し上げます、当初の段階においては簡単なものにならざるを得ないわけでございます。

○岡田委員 ちょっと私の聞いた趣旨が違うわけですが、ここで武力攻撃事態を認定するということ、そういう一つの政府としての判断をするわけですね。それは、先ほど言われた予測される事態とかおそれがある事態というのが、それぞれ、客

観的に判断されるあるいは認められる事態であるという今の御説明でありますので、まさしくそれを認めたということで、ここに「認定」という言葉が使われているんですねという確認をしたいわけですね。

○福田国務大臣 認定ということの内容ということになろうかと思えますけれども、要するに、そういうようないろいろな客観情勢等を総合勘案して、そしてそれを、「認定」というんですけれども、それを認める、それを認識するということか、そういうことになるわけで、これは、それを認定する主体の判断ということになろうかと思えます。

○岡田委員 そこで、聞きたいのは、予測される事態とかあるいはおそれがある事態ではなくて、武力攻撃、外部からの武力攻撃そのものが現実にあつたときには、これは即武力攻撃事態というふうになるんじゃないか、そこに判断の要素というのはないんじゃないかというふうに思うんですが、ここはいかがでしょうか。

○福田国務大臣 それは、まさに武力攻撃があつたということを認識するということ事態を指しているんじゃないかと思えます。

いずれにしても、そのことを政府として認識することだと思えます。

○岡田委員 ちょっと、以上の議論を前提にしてお聞きしたいと思いますが、中谷長官はかつて、大規模テロというのは武力攻撃事態になる可能性があると、こう言われたんですが、そういう御認識でいいんでしょうか。

○中谷国務大臣 これは事態の認定になると思えますけれども、それにつきましては、自衛権の定義がありまして、三要件ですね、急迫不正、必要最小限、または他に手段がないというような原則に基づきまして武力攻撃事態というふうな認定をされる場合には、なり得るということでございます。

○岡田委員 今のは自衛権発動の要件でありまして、それは結果ですね。武力攻撃事態であると

いうことになる。自衛隊の防衛出動ということになるわけで、順序が逆だと思ふんですね。

ですから、大規模テロの場合、どういう場合に武力攻撃事態になり、どういう場合はならないのか。現実には大規模テロが起きたときに、武力攻撃事態でない事態というのはいくつかある場合なんではないかと。

○中谷国務大臣 それは、我が国に対して外部からの武力攻撃が発生した場合でございます。一、国に対する組織的、または計画的な武力行使というものでございます。

○岡田委員 つまり、外部から武力攻撃があったときには、その大規模テロというのは、現実には、現実には武力攻撃事態になる、こういうことですね。

○中谷国務大臣 今御説明をした原則に基づいて、組織的、計画的、またその他継続性とかございますけれども、それらの認定等につきまして、それぞれいろいろな状況がございますけれども、いわゆる武力攻撃事態に認定するものにつきましては、武力攻撃ということで対応するものでございます。

○岡田委員 確認しておきますが、今おっしゃったのは、まず、武力攻撃の定義の問題で、先ほど官房長官が言われた政府の見解の中にあるように、「我が国に対する外部からの組織的、計画的な武力の行使」であるということですから、まずこれに当たる必要があるということは大前提ですね。

その上で、主体としては、国だけでなく、国に準ずる者もある、それから攻撃の規模の大小、期間の長短や攻撃が行われる地域、攻撃の態様等もさまざまであり、武力攻撃の態様は一概に言えないものである、先ほどさういふに言われたわけですね。

そうすると、しかし、後段、私が言ったことは、武力攻撃の態様にはいろいろあるということであって、武力攻撃であることは前提にして、その態様にはいろいろあるというふうに述べておら

れると思ふわけですが、そうすると、小規模な外部からの組織的なテロがあった場合には、これは武力攻撃になるんですか、ならないんですか。ならないなら、その根拠は何ですか。

○福田国務大臣 結局、テロなのか武力攻撃なのかということ、テロでも武力攻撃であることはあり得る、そういう前提でお聞きください。

ただ、それが、武力攻撃が短期間とか一過性とかいったようなことかということなのかとも思いますが、それでも、しかし、これはその状況次第ということもあるかと思ひます。テロか武力攻撃か、と、こういうふうに言ったときには、先ほど防衛庁長官がお答えしたように、組織性とか継続性とか、それが国なのか、国に準ずるような、そういうような組織、そういうようなものの攻撃とかいったようなことでもって判断するということになりまして、今のお話のように、一過性的な攻撃、テロ攻撃もしくは武力攻撃といったときにどうするか、これはまさにそのときの判断ということになるかと思ひます。

攻撃を受けた、そしてそれが客観的に見て、それだけで、一回で済むことが確認されるというよう

なことがあれば、それはそこでもって自衛権の発動というふうな行使をするのか、もしくは、平和的にと申しますか、外交交渉によって解決するという手段に頼るか、それはそのときの判断ということになるかと思ひます。

○岡田委員 私が申し上げたいのは、武力攻撃の定義として「外部からの組織的、計画的な」という要件がありますから、ここは規模の大小を言っていないんですね。ですから、小規模テロであろうと大規模テロであろうと、外部からの組織的、計画的な武力の行使であれば、これは武力攻撃になるというふうな法律上考えるべきだと思うんです。

その上で、武力攻撃の態様にはいろいろあると先ほど官房長官は述べられたわけで、攻撃の規模の大小というのもその態様の一つに入っていると

いうことですから、大規模であれ小規模であれ、武力攻撃ではある、しかし、その態様の中に大きなもの、小さなものがあるということですから、それはいわば武力攻撃であることを前提におっしゃったわけですね。

したがって、論理的に詰めていくと、組織的、計画的なものであれば、大規模であれ小規模であれ、これは武力攻撃事態になるというのが論理的な結論じゃないでしょうか。

○福田国務大臣 そのとおりだと思います。武力攻撃、例えばミサイルが一発飛んできても、武力攻撃というように言うことはできるわけですね。ですから、これはまさに武力攻撃であります。ミサイルが十発飛んできたら武力攻撃か、もしくはミサイルが一発飛んできたら武力攻撃でないのか、こういうふうなことになるか、やはり一発でも十発でも同じことであるというように考えるべきだと思います。規模の大小に関係ないというように思ひます。

○岡田委員 自衛隊法上は、防衛出動というのは、前回も述べたんですが、我が国を防衛する必要があると認めるときに防衛出動をするということ、それよりも小さな場合には、場合によっては命令による治安出動で対応するというのもこれはあるんだと思ふんですね。そういうふうになつてゐる。

しかし、この法律では、常に、外部から武力攻撃があれば、この法律には乗っかる、しかし、武力攻撃を、防衛出動するかどうかは、それは自衛隊法の要件ですから、必要がないと認めれば、自衛隊の出動をしないこと、防衛出動をしないこと

はある、こういう理解でよろしいですか。

○福田国務大臣 武力攻撃の認定ということは、これはできませんね、認定をする。しかし、それでもってどういふ対応をするかということ、これはまたその状況において判断をすべきことであるというように思ひます。

○岡田委員 どういふ対応をするかと言います。この新しい今議論している法律上は、外部からの組織的な武力攻撃があれば、規模の大小を問

わず、この法律に基づいて対処基本方針をつくり、そして必要な措置をとるといふ、その必要な措置の中に自衛隊法による防衛出動が入るかどうかは、これはそのときの判断ということになります。基本的にはこの法律に全部乗っかるというのがこの法律の建前じゃないでしょうか。

○福田国務大臣 武力攻撃があった、そしてその武力攻撃が、継続性とかいろいろな要素を考えて、これは例えば短期間で終わらないというように判断すれば、当然ながら、武力攻撃事態ということ、自衛隊の発動等々も含めた措置を講じなければいけない。

武力攻撃事態であるけれども、しかし、相手が、攻撃の意図は明確でない、そしてある情報によれば、それはどういふ事態になるかわかりませんけれども、その最初の攻撃だけでとどまる、そういう可能性があるといたときに、外交的な交渉によって、自衛隊の行動をしない、発動にやらないで解決するということが可能であるということがあれば、それはそれで自衛隊行動ということの伴わなくてもいいのはこれは当然でありまして、それはあくまでもそのときの状況判断によるものと考えております。

○岡田委員 今官房長官がおっしゃったケースでも、今議論しているこの法律に基づいて対処基本方針を定めるといふことはやるわけですね、法律上、やらなくてもいいという規定はどこにもないわけですか。

○福田国務大臣 その事態が、例えば予測をされるところのようなことがあった場合には、当然ながら、予測される段階でもって安全保障会議を開いて必要な措置を講ずるといふことはあるかと思ひます。

しかし、その予測の段階において外交交渉が可能だといふような状況があった場合には、これはその状況に応じてその後の措置は決めていくということになるわけでございますから、その辺は状況次第ということはあるかと思ひます。

○岡田委員 議論の大前提として、私、予測され

る事態やそれが有る事態を除いた議論をしてい
るわけです。そういう場合は、判断の要素が入り
ますから、判断の結果、この法律に乗っけないこ
ともそれはあるんです。しかし現実には、一度そう
いう外部からの武力攻撃が行われたときは基本的
に、この法律の書き方だと、全部この法律に乗っ
けてやっていく、外部からの武力攻撃が現実にあ
ればそういうことですねということを確認してい
るわけです。

○福田国務大臣 予測をされる段階であれば、予
測の事態から対処措置というものは安全保障会議
を開いてこれは決めなければいけないということ
になります。その後、外交交渉をしようが、武力
の発動をしようが、自衛隊の行動をしようが、そ
れは対処措置に基づいて行うということになるわ
けです。外交交渉も、もちろん含むわけです。

○岡田委員 ちよつと私の質問に答えていただい
ていないというふうに思います。

私が申し上げているのは、予測とかおそれの事
態じゃなくて、現実には外部からの武力攻撃があつ
た、その武力攻撃の定義というのは、先ほど官房
長官が述べられたように、「我が国に対する外部
からの組織的、計画的な武力の行使」、そういう
ものが現実にあつたときに、この法律の立て方に
よれば、必ずこの法律上の対処基本方針を定める
ということになりますね、しかし、その中にはも
ちろん防衛出動が入るかどうかはそれは状況に
よって変わりますよ、そういう理解でいいですな
と確認しているんです。

○福田国務大臣 そのとおりでございまして、対
処措置を講ずることによって、自衛隊の行
動また外交交渉、こういうものがそこに含まれて
くるわけでありまして。

○岡田委員 そのとおりというお答えをいただい
たんですが、そうだとすると、武力攻撃という定
義に当てはまれば、それが小規模であっても必ず
この法律に乗っかるということになって、私は
ちよつとそれは過大過ぎるんじゃないかというふ
うに思うんですね。

そこを常に、この法律でわざわざ対処基本方針
をつくり、そして場合によってはいろいろな私権
の制限まで入るような全体としての傘がかわつて
しまうということでは、私はちよつとそれはやり過
ぎじゃないかという気がするんですね。そこにも
う一つ、そうであつても、外部からの武力行使が
あつても、この対処基本方針をつくらなくていい
ケースというのは、そういう余地をとっておくべ
きじゃないか、そういうふうにも思っております。

時間も限られておりますので、次に参ります。
それから、先ほど言われた、予測される事態そ
れからおそれのある事態の定義をおっしゃったわ
けですが、これを今の政府見解ではなくて法律に
ちゃんと書く、そういうお気持ちはありません
か。

○福田国務大臣 この武力攻撃事態というのは、
これはもうさまざまな態様があると思うんです。
この法律は、法律が成立すればその日から使える
ということになるわけでありまして、しかも、し
かし、この法律によれば、十年先ということになる
かもしれないし、またもつと先になるかもしれぬ、
そういう事態がないことが望ましいわけでありま
すけれども、今の世界情勢、国際情勢、そしてま
た軍事力がどうなつていくか、それが将来またど
う変化していくか、予測したいところも随分あ
るかと思ひますので、その辺は、厳密な定義とい
うのはなかなか難しいのではないかとこのように
思ひます。

そうじゃないと思うのですけれども、どうです
か。

そのことだけでなく、本当に、武力攻撃とい
うのは、あるかないかという予測をするというよ
うなことにつきましても非常に難しい問題があろ
うかと思ひますので、個別具体的に一つ一つを定
義するというのは、今回、先ほど御説明を申し上
げました例示などを見て御判断をいただくといい
ことにとどまるのではないかと考えております。

○岡田委員 官房長官は、定義は難しいとおつ
しゃるが、先ほど政府の定義を述べられたのです
よね。だから、難しいというのは、今の定義とい
うのは、これはいいかげんだということですか。

また、そのぐらいのことがないと、非常にあい
まいで、またおそれと予測ということで政府見解
でも述べられましたが、やはり法律に書くとき書か
ないでは非常に違う。基本的な、一番この法律の
核心の部分ですから、おそれがある事態、予測さ
れる事態というのは、そういうのはちゃんと法律
に書いておくべきではないかというふうに私は
思つております。

それから、後段いろいろ言われた件で少し質問
したいと思うのですが、この法律の二条六号で
「対処措置」というのが書いてあつて、そして、
「法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置
をいう」ということと書いてあります。そして、例
えば口の(1)のところですが、「警報の発令、避難
の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復
旧その他の措置」というふうに書いてあります。

○岡田委員 官房長官は、定義は難しいとおつ
しゃるが、先ほど政府の定義を述べられたのです
よね。だから、難しいというのは、今の定義とい
うのは、これはいいかげんだということですか。

この「その他の措置」というのは一体何なんで
しょうか。非常にこれは一般的な書き方で、その
前に例示がいろいろ書いてありますが、結局「そ
の他の措置」というのが入つていくことによつ
て、何でもできると。もちろん別に法律が要ると
いうことではしょうが、しかし、この法律上は何で

もできるという形になつてゐるのはなぜなのかと
いうことをお聞きしたいと思ひます。

○福田国務大臣 この二条六号の(1)、(2)の「そ
の他の措置」についてお尋ねがございましたけれ
ども、これは、例えば現行の国民生活安定緊急措
置法に基づく生活関連物資等の生産、輸入等に関
する指示、また生活関連物資等の買占め及び売
しみに対する緊急措置に関する法律に基づく売り
渡しに関する指示及び命令、また石油需給適正化
法に基づく使用制限、そのようなものを想定して
おるところでございます。

○岡田委員 私が聞きしたのは、なぜ、法律に
もうちよつとちゃんと書いておかないのか、「そ
の他の措置」という一般条項をここに入れたのか
ということなんです。

○福田国務大臣 二十二条で「事態対処法制の整
備」ということで、その一号にイからへまで具
体的に書いてあるのです。ここには、その他の措
置なんて基本的に書いてないわけですよ。こうい
うことについて、同じようなことが先ほど読み上
げた口の(1)のところに書いてあるにもかかわら
ず、ここは「その他の措置」という一般条項を入
れて、二十二条の方は個別に列挙しているのかと
いうことなんです。

○福田国務大臣 二十二条の一にイからへまでい
ろいろな措置の内容が書いてございましてすけれど
も、この二十二条一に「次に掲げる措置その他の
武力攻撃から国民の生命」云々、こういうふう
にございまして、この「その他」ということで、二
十二条にも規定してない、厳密にそこところは
書いてないわけでございます。

務ということになっております。

「指定公共機関の責務」ということで六条が入っておりますので、これがメディア規制につながるのではないかと。将来法律でちゃんと決めるので、限定的に決めるのではないのか、そういうお考えだと思いますが、しかし、一たん法律にこういう一般規定が入ってしまうということは、やはり非常に不安感を招くというふうに思うわけです。

先ほどの官房長官の御答弁の中で、「報道の規制など言論の自由を制限するようなことは全く考えていない」、こうおっしゃったわけですが、他方で、「民間放送事業者が指定される可能性はある」、それから新聞についても、「一般には考えにくい」という言い方で、何らかの規制がかかる。その規制の中身というのは、警報等の緊急情報の伝達だと言われるかもしれませんが、しかし、何らかのそういう規制がかかるということは否定されなかったわけであります。

将来法律を制定していくための一つの基準という意味でも、先ほどおっしゃった言論の自由あるいは報道規制、報道規制などという緊急事態においてもやらないんだということをやはり法律の中にしっかり書いておくということが、今後法制を整備していく中で、一つの判断基準になるんじゃないか、そういうものを明文として入れるべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○福田国務大臣 確かに、法律に書いてございませぬ。書いていないけれども、言論の自由、これを制限するということとは考えているわけではないということ、この国会答弁におきまして何度もお答えしているところでございます。

また、新聞については、印刷媒体という意味におきましては、これは緊急性という意味においてはテレビ等々にはかなわない、放送にはかなわないということでありませぬ。しかしながら、新聞ということなく新聞社ということになりますと、例えばインターネットを使って即刻その報道

を通知できる、そういうことが今可能であり、現実に行われており、また、将来それがさらに一般的になるというようなことを考えますと、新聞社にも御協力をいただくという可能性というのは、ないわけではない、こういうことを、可能性を申し上げているわけです。

○岡田委員 ですから、そういう可能性はあるということは言っておられるわけですから、それが一般的な報道規制、表現の自由の規制にならないようにきちっと法律に書いておくべきじゃないかと。六条、指定公共機関の責務だけが書いてあるということは、非常に不安感を及ぼすし、将来立法するときに間違った判断の基準になってしまいかもしれない、そういうことを申し上げているわけでありませぬ。

最後にもう一つだけ。対処基本方針をつくる際に、国会は事後承認ということになっているわけでありませぬ、基本的に、対処基本方針をつくるのは予測される事態というような場合につくられることが多いと思うのです。いきなりばかんとやられた場合もあるかもしれないが、

したがって、時間的余裕という意味では、私はかなりあるんじゃないかと。それがなぜ事後承認なのか。やはり、ここは基本的に事前承認にすべきじゃないか、こういうふうにかえるわけですが、いかがでしょうか。

○福田国務大臣 例えば、予測がされるといううな段階において、至急、例えば予備役の招集をするとか、そういったようなことを考えますと、これは即刻手をつけた方がいいだろうという判断でまずその行動をさせていた上で、直ちに国会承認をいただく、そういう形になっております。

ただ、武力攻撃ということになりますと、武力攻撃と申しますか、自衛隊の行動ということを下命令するというようなことになりませぬ、これはまた自衛隊そのものを動かすという、また武力攻撃そのものを容認するということでありますから、これは全く事態が違ふんだらうというように考えまして、これは事前の国会承認というふうになさ

ていただいたわけでございます。

○岡田委員 防衛出動は、おっしゃるよう原則事前承認ですね。緊急度からいうと、多分、防衛出動のような事態の方が、予測される事態よりもはるかに緊急度は高いわけですね。それが原則事前承認で、なぜ今回の場合に事後承認になっているのか、そこもよくわからないということを申し上げて、私のきよの質問を終わりたいと思っております。

○瓦委員長 次に、石破茂君。

○石破委員 官房長官、国家公安委員長、ほかの委員会等々の御都合がおりかと思っておりますので、時間になりましたら御退席をいただいて結構であります。

まず、瀋陽の総領事館のことにつきましてお尋ねをいたしたいと思っております。

というのは、なぜこれをお尋ねするかといいますと、予期せざる事態が起こったときにどのような対応をするかということがきちんとできていないければいかぬのだらうというふうに私は思っております。

そして、阿南大使の発言、これがいろいろ問題になっておるわけでありませぬ、私もがちょうどいたしたました発言の概要を見る限りにおいては、これは実に当たり前のことを言っているわけですね。脱北者は中国へ不法入国している者が多いが、一たん館内に入った以上は人道的見地からこれを保護し、第三国への移動等、適切に対処する必要がある。まことにそのとおりです。他方、

大使館としては、昨秋来テロに対処するという観点からも、警戒を一層厳重にすべきことは当然であり、不審者が大使館敷地に許可なく侵入しようとする場合には、侵入を阻止し、規則どおり、大使館門外で事情聴取をすべきだ。実にそのとおり。

ところが、問題は、許可なく侵入しちゃったときにはどうしますかという、ここに書いてないことが起こったわけですね。そのときに、一々北京にお伺いを立てたり、霞が関、今は霞が関では

ないか、外務本省にお伺いを立てているうちに事は起こってしまうということであって、取り返しがつかない事態になる可能性が多分にあるだらう。

では、こういう予期せざる事態が起こったらどうするかということを中心にききちゃんと定めておいて、ありとあらゆる可能性を想定して、一々お伺いを立てなくてもその場で判断ができる。しかし、それはあらかじめききちゃんと定めておくことが、ルール・オブ・エンゲージメントみたいなお話なんです、これが実際に政治の責任なんだろうというふうに私は思っております。

もう一つは、この武装警察とは一体何なんですかということなんです。つまり、日本にはそういうものがないのですから、警察、武装、武装警察とは一体何だろう。これは警察なのか、人民解放軍なのか。だれが指揮し、だれが指導して、だれが責任を負うのかということが我々日本人にはよくわかりませぬということがございませぬ。

もう一つ、この事件を通じまして思いますのは、難民の受け入れというものに対して、我が日本国政府としてどのように対応するかという基本方針が根底にありませぬと、どうしても対応が場当たり的な感じがします。

この阿南大使の発言自体はまことにそのとおりだと思っております、私は、その根底に、日本国政府としてこういう問題にどう対処するかということがきちんとしていませんので、中国に対してもなかなか毅然たる姿勢が貫徹しない、足元を見られてしまふということになりかねないのではないかと、いうふうに思うのであります。

この阿南大使の御発言も、いただいたのは概要でありますから、総理がおっしゃいますように、前後関係全部を見ないとこれはとても判断ができるものではないと思っております。この概要だけを見てあだのこうだの判断して、追い返せと言ったなんということ、本当に言ったのか言わなかったのか、概

要だけを見たってわかりません。

言いたくないことですが、外務省というのは、内部の記録というのはメモをとらないんだそうですね。外部との記録はメモをとる。そして、都合のいいことは外へ出す、都合の悪いことは出さない。どうしてと聞いたら、メモをとっていない。そんなことで通るとは、私は思わないのですよね。

その辺はきちんとして、一体何が行われたのかということ、これを明らかにする必要があるだろうと思うし、そして、処分をすべきものはきちんとして処分しなければならぬし、同時に、かわいそうだからといって難民全部を受け入れていたら、これは一体どういうことになるんですかということもございましょう。北朝鮮の方々、どうぞお越しください、それは人道的には結構なことかもしれないが、その中にはテロリストがまじっていたらどうするんだということも我々は考えておかねばならない。政治難民なら、政治亡命なら受け入れるが、経済難民は受け入れませんということで本当にいいのか、この対応もきちんとしておかねばならないと思っています。その点についてどうか。そして、武装警察というものについてどのような御認識をお持ちか。

それぞれ、官房長官並びに国家公安委員長から御答弁をいただきます。

○村井国務大臣 それでは、簡単な方からお答えさせていただきますが、いわゆる人民武装警察と称するものでございますが、私の理解しておりますところでは、これは階級が軍人の階級をそのまま援用しておる。それから、人事、それから身分、採用等々でございますが、これは軍事委員会の管理下にある。一方、その任務というのは、警備でございますとか、あるいは一部は国境警備、それから消防なんか一部やっているようでございますけれども、そういったような任務に当たっている。

そういう意味では、軍事委員会の管理のもとと、それから公安部の管理のもと、公安部が警察

を管理しておりますが、その公安部の管理下にオペレーションの面ではあるというような存在と理解しております。

○福田国務大臣 今回の問題は、人道上的という問題でもありますが、難民問題について日本がどういうふうな考えているのか、こういうことであろうかと思っております。

この辺、御指摘のとおりでございます。この問題に対して、日本の政府、また日本の政府だけでない、国全体がどういうふうなこの問題を考えてこれから対処していこうかということについて、これは政府としても十分検討をしていかなければいけないと思えますし、また同時に、国会においても十分な議論をいただきたいという問題でもあるかと思っております。

現在は難民の受け入れということ、国際的な取り決めでございます難民条約、また、この国内法でございます出入国管理及び難民認定法等によりまして、人種、宗教、政治的な意見等を理由に迫害を受けるおそれがあるときは難民として認定しているということでございます。

今後とも、難民受け入れのあり方について、人道、人権に関する意識の動向、それからまた国際社会の中における日本の役割、こういうことも視野に入れながら検討すべきであると考えております。

○石破委員 この問題は、何か報道で見ます限りは、とにかく、北朝鮮に強制送還をしない、第三国経由でどこかに亡命をさせる、そのことで手を打ちましようというような話が巷間伝えられておりますが、私どもはそれだけで済むとは思っていないのです。

この問題はやはり、主権の侵害であるかどうかは別にして、不可侵権の侵害であることは間違いない事実である、そのことはきちんと私どもは主張していく必要があるであろう。彼らが人道的な取り扱いさえ受けられればそれで事足りるというのではないのだということが大方の国民の意見であり、我が党としてもそのような対応であら

うかというふうに認識をしている次第でございますので、ぜひよろしく御対応をお願いしたいと思っております。

それから、先ほど国家公安委員長にお尋ねをいたしましたのは、要は、自衛隊とは何なんですかという議論、これが私は根幹にあるんだろうかと思っております。

自衛隊というのは警察なんですか、軍なんですかというふうにお尋ねをしますと、警察でもありませんし、軍でもありません、ではどっちなんですかと聞くと、いえ、だから自衛隊なんですよ、こういう答えが返ってくるわけですよ。海外に出れば軍としての扱いを受けるがというような話なんですよ。

これはもう防衛庁長官もよく御案内のとおりですが、この自衛隊法の書き方というのは、基本的にボジリストになっているわけですよ。何をやってよい、何をやってよいということが書いてある。これは警察予備隊令から始まって、保安庁法になって、それが自衛隊法になった。何だかんだ言ってみても、ベースは警察の法律なわけですね。

以前、村井副大臣ともいろいろ議論をさせていただきましたが、これは一体どういうものなんだという問題、実は突き詰めていかないと、この議論は収束しないのではないかと。いつかはこれにちゃんとした結論をつけていかないと、どうもどっちつかずの議論、あいまいなままになってしまっているのではないかと。思いましたので、武装警察とは何ですかというお尋ねをしたような次第でございます。そのことにつきましましては、また後ほど議論をさせていただきたいと思っております。

さて、この有事法制、いわゆる有事法制です。この言葉も、考えてみれば不思議な言葉で、有事の対語は何ですが、有事の反対語は何ですかというのを考えますと、無事なんですね、無事。でも、普通我々が思っているのは、有事の反対は平時である、こういうことになるはずなんです。では、何で有事なのか。本来、平時の対語は戦

時はずなんですね。平時の対語は戦時のはず。有事の対語は無事のはず。では、有事とは何なんですかという議論がよくわからない。一体どういう事態を指すのかよくわからない。ですから、議論は混乱をしているのだろかと思えます。ここはきちんと整理をしたいと思っております。

そもそも、こんな法制があること自体がよくないとおっしゃる方があります。こんな法制をつくるから無用な警戒心を起こさせて、有事法制をつくること自体が戦争のもとである、こういうお話をされる方があります。防衛庁長官風に言うと、消防署があるから火事が起きるみたいなお話ですよ。そのようなことがあるわけはないと私は思っている。

しかし、では脅威というのは何であるかということ、これは意図と能力なんですよ。間違いない意図と能力によって脅威というのは構成をされる。

では、日本の周りを見回したときに、能力がないとは私は思っていないのですよ。能力がないとは絶対に思わない。中華人民共和国であれ、あるいは北朝鮮であれ、極東ロシア軍であれ、能力がないということまで言うとは、これは事を間違えている。なぜあのように陸軍があり、海軍があり、空軍があるか、なぜあのような強大な軍備を持っているかということは、能力は間違いない。

問題は、意図が今のところはないであろうというところなのだろうと思えます。意図、それが、どうしてその人でなければわからないことが我々に本当のことがわかるのであろうか。自分の配偶者が何を考えているかだつて、本当のことはわからないんですよ。わかっている方もいらつしやるかもしれません。

では、朝鮮民主主義人民共和国が、中華人民共和国が、あるいはロシアが、そのほかのどの国でもいいですよ、どの国と名指しすることは絶対にいたしません、しかしながら、どの国も能力は持っているが、意図がわからない。その意図とい

うのは、その国の指導者でなければ本当のことはわからないはずなんです。

私は、脅威というものは今は存在しない、なぜならば、意図がないと思われるからです。しかし、だからといって備えをしなくていいという話には全くならないというふうに思っておりますが、長官の御見解を承りたいと存じます。

○中谷国務大臣 やはり委員がおっしゃるとおり、その国の意図というものをいかに判断するかというところは大切な問題でございまして、そのために情報を収集し、分析し、判断する必要があります。そういうふうなふうに思っております。

そういう観点で、今回の法律におきましては、予測される事態ということで、我が国への武力攻撃の意図が推測されることから見てという判断をしているわけでございます。

○石破委員 ここはきちんと押さえておきたいのですけれども、防衛のためのいろいろな法制であるとか装備であるとか運用構想であるとか、そういうことはすべて抑止力なんです。きちんとした抑止力のためにきちんとした装備を持ち、きちんとした法制を持ち、きちんとした運用構想を持つ。すべて抑止力なんだということが、どうもよくわかっていない人がいるらしい。

防衛について議論をする、すぐ侵略だとか右翼だとか軍国主義だ、そんなことを言われますが、私は、もうずっと思っているのですけれども、実際、短い期間ながら防衛庁副長官を務めさせていただき、その後もいろいろな舞台に出て思っているのですけれども、一番戦いたくないのはだれかといえば、間違いなく自衛官なんです。この人たちが、自分たちが一番身を危険にさらして、宣誓に従って、命を落とすこともあるかもしれない、けがをすることがあるかもしれない。一番戦いたくないのは自衛官なんです。一番平和を願っているのは自衛官なんです。そのことをきちんと認識する必要があるんじゃないだろうか。

のこを一本だけだけの報道が取り上げてくれたか。私は見送りにも行きませんでした。その中に、前日にお母さんが亡くなったという隊員がいた、長男も、自分はそれに参加させてほしい、その出航には必ず間に合いたいというところで、御家族も御親族の方も、いいよ、おまえ行ってこいということに参加をされた隊員がいました。そして、インド洋に行く間に結婚式を控えた隊員が二組ありまして、横須賀から出た船の中に、でも、その結婚式を延期しても自分たちはそれに参加するということで行つたんです。灼熱地獄の中で大変な思いで任務を全うして帰ってきた人達を、だれがどれだけ温かく迎えたかということなんです。はつきり申し上げますが、自分が安全なところ身を置いて人を批判する、そういうことがあつてはならないと私は思っているんです。だれが行くんだということを考えるべきだ。そして、だれが一番平和を願っているんだということを考えるべきだ。

そして、防衛力というのはすべからず抑止力であつて、我が日本国憲法は憲法九条によつて侵略戦争は絶対にしないと言っているわけですから。要は、どのようにして文民統制が行われるかということとをきちんとすれば、そして防衛力は抑止力であるということを押さえておけば、この有事法制といたうのがない方がよほどおかしいというふうな思つておるわけでありまして。

かてて加えて申し上げれば、長官の御認識、官房長官の御認識を承りたいのですが、この有事法制というものは、日本で言ういわゆる有事法制というふうなものですよね、こういうものを持つて国というものはほかにありますか。こういう有事法制というふうなものを持つておる国、ほかにありますか。

○福田国務大臣 中身については、これは各国持つていてと思います。また、持つべきだろうと思ひます。持つて当たり前と思つております。しかし、我が国はほかの諸外国の持たない特別

な憲法の決まりがございまして、その中でどうするかということ、自衛隊の活動については特にいろいろな制限を加える、そういうことがあつてございまして、これからの憲法下ではそういう制限下においていろいろな物事を考えていくしかない、こういう状況にございまして、それは日本独特の現象だというふうに考えております。

○石破委員 これは一年ぐらい前に、森内閣のものと副大臣会議でいろいろな議論をしたんです。そのときに、今のような問いが出たのです。ね、こういうような有事法制みたいなものはほかの国にあるのかということ。もう一つは、いわゆる敗戦前、旧帝国憲法下においてこのような有事法制はあつたのかという質問が、ある副大臣から出たのです。

私は、自分が防衛庁副長官でいながら、的確な答えがでなかったのです。そのときに、当時の村井副大臣がおっしゃつていわく、そんなものはきつとなかつたのではないかと。

なぜならば、先ほどの質問のとおりでありますけれども、今の、ボジリストで書いてあるからこういうものが要なんだ。つまり、やつていいことがあつたらと書いてあつて、そういうような法制。でも、普通の国の軍の法律というのは、やつてはいけないことだけが書いてあつて、それ以外のことは何をやつてもよろしいというのが本来の軍のあり方。だとすれば、今のようないふの、かき括弧つきですが、適用除外をずらずらと並べたような有事法制というのは、本来は有事法制の本質ではないのかということなのであります。

そして、この有事法制というのは、実は民主主義国家においてのみ必要なものですね。専制国家、独裁国家においては、こんな法制は要らないのです。すべて命令のままに動くわけですからね。しかし、我々が今生きておる、誇るべき日本国というのは、権力の分散、権力の分立ということが基本になつてゐる。権力を集中しないで、権力をできるだけ分散をしていこう、三権分立で

いこうというような形ですね。権力の分散ということでこの国を運営しておる。

もう一つは、日本国憲法にうたつてありますとおり、いかにして権利を尊重するか、基本的人権を尊重するか、そういうようなことが我々日本の誇りであり守つていかねばならない価値なのでありますけれども、権力が分散をしておる、そして基本的人権というものを常に尊重するということが、本当に戦時に、有事に強い国家の体制なのかということなんです。権力を分立させ、集中しないようにする、そして基本的人権をできるだけ尊重する、そういう国を守るためにはどうすればいいんだということを考えなきゃいけない。

我々が価値としておる権力の分立、そしてまた権利の尊重、そういう国家を守つていくために、そういうものをなきものにしようという者が攻めてきたときに、権力の分立、分散、そして権利の尊重ということをやつておつたら、本当にその大切な我が国を守ることができると。一種のパラドックスみたいな話なんですけれども、そこがところが私は基本じゃないかと思つてゐるのです。

どの国が攻めてくるんだという話をされることあります。私、世界じゅういろいろな国を回つてみましたが、そんな議論をしている国は一つもない、どこにもない。そんなことがどうしてわかるんだねと言われておしまいなんです。どの国が攻めてくるというんですかと。そんなことがわかるぐらいだったら苦労しない、だから抑止力のために軍備は持つてゐるんだという話ですがね。しかし、どこだかわかりません。そういう国がないなんていうのは、神ならぬ身であるから断言はできない。しかし、日本国民が大切にしている基本的人権というのを最後に守つてくれる主体は何かということなんです。

我々の人権や、基本的人権や、そういうものを最後に守つてくれる主体は、あくまで我が日本国なんです。その我が日本国が危殆に瀕したときに、やれ権力の分立だ、基本的人権の尊重だ、可

能な限り尊重しようと言っておつて戦に敗れて、そのときに残るものは、権力の分立でもない、そして権利も尊重してくれない、そういう国家になってしまうかもしれない。

有事において、もちろんきちんと範囲を明示した上で権限を集約し、そしてまた、補償をきちんと行つた上で私権を公共福祉のもとにある程度制限するのは、これはある程度やむを得ないことではないかというふうには私は考えている。それが有事法制の根幹の思想ではないかというふうに思っています。御見解を承りたいと存じます。

○福田国務大臣 私は、委員の御指摘、御意見は全く賛成でございます。

先ほど抑止力というお話もございましたけれども、私もまさに抑止力だと思ひます。軍事力を持つということは、今の平和憲法を持つ我が国において、攻撃を我が国からしかけるという性質のものでない。しかし、十分なる防衛ができるという力を持つということは、そもそも、他国が侵略をしにくいか、する意図を持ちにくいか、こういう意味において、これは抑止力そのものだといふように思っていますので、しかるべきその力というものは持つべきである。

そういう意味において、今回有事法制の御検討をお願いいたしておりますのは、まさにそういう、我が国を自分の手で守るという具体的な意思を国外に、国際社会に示す、こういうことに結果的になろうかと思つておりますので、そういう観点からもこの有事法制というものを考えていかなければいけないと思ひます。

また、国民の権利、一人一人の権利とか財産の権利とかいったようなもの、これは当然あるわけでありませうけれども、しかし、その権利を主張し過ぎて、その結果、国が敗れた、自衛隊の活動が十分にいかなくて国が敗れてしまつたといったことになれば、これは元も子もないということがありますから、その国民の権利と、それから、その事態における自衛隊の活動の範囲というものは、これはおのずからバランスがとられなければいけ

ないものだといふように考えております。そういう意味において、委員の御指摘、まさにそのとおりだといふように考えております。

○石破委員 冷戦が終わつたのはヨーロッパにおいて終わったので、アジアにおいて冷戦というのはまだ続いておると見るのも私は一つの見方だと思つてはいます。冷戦があつたときは抑止力がきいていますから、そんなに地域紛争とかそういうものは起こらないのです。冷戦が終わつたらばそういう抑止力がなくなつてきて、まさに冷戦が終わつてから、地域紛争とか民族紛争とか領土紛争とか、そういうものが多発するようになったのではないのでしょうか。アジアにおいては冷戦はまだ基本的に終わつていない、そういう認識を持つべきであります。

要は、争いというのは、何かが違うから争ひが起るのだらうと思ふのです。民族が違ふ、宗教が違ふ、政治体制が違ふ、あるいは経済力が異なつてゐる。かてて加えて、領土紛争があらうからにある。そのアジアがこれから先も平和だからからもうどこも攻めてこないんだといふのは、私は正直言つて、危険な一方的な思い込みなんだろうと思つてゐます。

こちらから手を出さなければ向こうも出さないだろうといふことは、あくまで推測です。願望です。こちらから手を出すことは日本は一切いたしません、一切いたしません、それであれば向こうもやめてこないといふのは、私は一方的な思い込みだろう。これは人間関係に当てはめてみればすぐわかることなのであります。

村井大臣、御退席いただいて結構です。そこで、そういうような思い込みといふのは危険なだらう。ただ、それをずっと突き詰めていきたいと思います、総理はよく憲法論に言及をされますが、日本国憲法前文に、我々は平和を愛好する諸国民の公正と信義に信頼して我々の生存を保持しようといふ決意した、こういうお話でありまして、もしそれが違つたらどうするのといふことが実はこの日本国憲法には定められていない、そういう問

題がきつとあるのだらうといふふうに思つておるわけです。

私もアジアにおいては、そのような争ひの種といふのはたくさんある。私も、本当に抑止力という觀念において我々から攻めていくことはしないが、しかし、抑止力といふものはきちんとして、どの国からも決して攻められることがないやうに法制を整えようといふことなのだらうと思つております。

それでは、総論はそれぐらいにいたしまして、各論に入らせていただきます。

先ほどの岡田議員の質問とも関連をいたしますが、今度新しく、武力攻撃が予測されるに至つた事態といふものが出てきました。これは防衛出動待機命令に書いてあることと書き方はほとんど一緒なんです、つまり、待機命令といふのは、そのときに命令に従わなければならないという罰則が今まで書いてあつただけの話であつて、それだけではほとんど意味がないだらうといふことから、この予測されるに至つた事態といふものをつくられたのだらうといふふうに思つておりますが、この事態をつくられた意味、効果、そのことにつままして御見解を承ります。

○福田国務大臣 現実に武力攻撃、すなわち我が国に対する外部からの組織的、計画的な武力の行使、こういうものが発生する直前の段階において、一定の範囲で速やかに対処を開始する必要があるといふことから、この法案では、武力攻撃のおそれのある場合と、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至つた事態のいずれも武力攻撃事態の対処に含めております。

この武力攻撃事態への対処は、国全体が一体となつて行ふべきものでございまして、国民の被害を防止するための警報の発令等さまざまな対処措置が、武力攻撃事態の認定とともに迅速に実施されるべきことが重要であります。このために、内閣総理大臣が、国、地方公共団体等の対処措置を総合調整するとともに、行政各部を指揮監督するため

の根拠となる対処基本方針を閣議決定により策定する、こういうことになっております。

また、この武力攻撃事態への対処といふものは、国民の理解と協力を得て時期を失することなく適時適切に行われる必要がある、そういうことで、対処基本方針を定めたときは直ちに国会の承認を求めて、不承認の議決があつたときは速やかに対処措置を終了する、こういうやうなくだりになつてゐるわけでございます。

○石破委員 趣旨はよくわかるのですけれども、先ほど官房長官から御説明がありましたが、多分、今晚のテレビでは、官房長官の御説明の場面がずっと出て、視聴者の皆さん、わかりますか、こういうやうなコメントが出るやうな気がするのです。実際、どういふ事態なんだかよく頭には浮かばないのです。このところはきちんとして整理をする必要が、今後の議論を通じて必要なんだろうと思ひます。

さて、予測される事態なんですね。あくまで予測される事態ですよ、ここに書いてあるとおりです。我が国を攻撃するためとみられる軍事施設の新たな構築を行つてゐることなどとか、「ある国が我が国への攻撃のため部隊の充足を高めるべく予備役の招集や軍の要員の禁足」とか非常召集を行つたといふやうなことですよ。どうもこれは予測される事態だと。予測される事態なんです、あくまでネーミングの問題ですけれども、予測される事態であるにもかかわらず、我が国においては、これを武力攻撃事態、こう言つちゃうわけですね。

やらんとすることは、まさしく今長官のおっしゃつたとおりですよ。そして、こういうやうな概念を新設する必要があるのも、私はよくわかります。しかし、それをネーミングとして武力攻撃事態といふやうにやっちゃいますと、相手の側から見るとどうなるかといふと、まだ我々はそんなつもりもないのに、日本はこれを武力攻撃事態といふやうに言つたんだといふやうに、言葉の上からだけ見ると、そういうやうにとられちゃうおそ

れがあるんですね。

私はこの趣旨はよくわかります。新設するべきだし、そのための法律効果も必要だと思っています。しかし、これを武力攻撃事態と言うのではなくて、法律上も武力攻撃予想事態というようになくことにしておく必要が、私は、あるいはあるのかかもしれない。あるいは心配のし過ぎかもしれないません、懸念のし過ぎかもしれない。あくまでネーミングの問題ですが、そのことにつきましての御見解を承りたいと存じます。

○福田国務大臣　この法案では、武力攻撃と関係する事態として、事態が緊急し、武力攻撃が予測されるに至った事態から武力攻撃事態の対象に含めておる、そして一くくりとして、武力攻撃と関係しない事態と一線を画すということにしております。

この予測の段階の事態と武力攻撃が発生した事態とは、必要となる対処措置の内容は、これは異なりますから、予測の段階の事態と認定される場合には、その旨を対処基本方針の武力攻撃事態認定に明記して、そして事態に応じた対処措置を講ずる、こういうことによりております。

したがいがまして、予測の段階の事態において、武力攻撃が発生した、そういう事態と誤解を受けるといふことはないものと考えております。

○石破委員　これは、私どもがどう思うかということよりも、相手がどう思うかという話だと思っております。つまり、予測される事態だ、対処方針の中に、これは武力攻撃事態でも何でもない、予測される事態だとは言うのですが、でも、それを武力攻撃事態という言葉でくつつちやうわけですね。そうすると、先ほど来の議論にありますように、こつちがそう思っているからといって、相手がそう思ってくれるとは限らないですすよね。

一方的な思い込みというのは物すごく危険だ。外交とか戦争とかいいうものは、性善説に立つたら絶対できないのであって、向こうはどうやってこっちの弱みにつけ込み、弱点につけ込んでわあつとやってくるかということを考えておるとき

に、ネーミングとして本当にこれでいいんだろうかということなんです。

長官のおっしゃる趣旨はよくわかります。しかしながら、そのところは、私は、検討の余地があるのではないかと。あくまで技術的な問題ですが、しかし問題は、相手がどのようにとるかということであって、そこにとつきまして、御一考いただければ幸いだというふうに考えておる次第でございます。

防衛庁長官、この点につきまして御見解があら
ば。

○福田田務大臣　そもそも相手国の武力攻撃は違法でございます。武力攻撃に対して自衛権発動の三要件が満たされる、こういう場合には自衛権を行使することは認められております。御案内のとおりでございます。

したが、いまして、武力攻撃を行おうとする相手国に対して、当該武力攻撃に対する自衛権の発動が可能となる場合に備えて準備をすることは当然のことでございます。また、基本理念において、武力攻撃が発生していない事態においては、武力攻撃の発生が回避されなければならない、こういうふうにいたしております。

○石破委員　このところを誤解している人がいっぱいいるのだですね。まさしく今長官がおっしゃるように、例えば、今までの法制でも、防衛出動を下令したからといって武力の行使ができるわけではないんですよ。そういう状態には置きますが、あくまで自衛権行使の三要件が起こらない限りは、我が方としては武力は行使できない。世の中には、防衛出動が下令されれば自衛隊は何でもできるみたいに思っている人がいますけれども、それは違うんですよ。防衛出動が下令されたって、自衛権発動の三要件を満たさなければこちらは何もしないんです、いいことか悪いことかは別にして。そのあたりも誤解している人はたくさんいます。そのあたりの仕組みをもう一度整理する必要があるのではないかと。

繰り返して申し上げますが、あくまで相手がど

うとるか、そしてつけ込まれないかということなのだろうと思います。この点につきまして、また機会があれば議論をさせていただきたいと思いますが、私はそのように思っておる次第でございます。

さて今回の法案に対していろいろな御批判がござえますが、その中に、では、テロはどうした、工作船はどうした、サイバーテロはどうしたんだ、一番大事なものが抜けているじゃないかという御批判があります。これは我が党内でもさんざん議論をいたしました。そのことについては何事であるかという話もありました。しかし、だからといって、今回の法案は要らないのかといえども、そういうお話にはならない。では、それがなければ、今回の法案もだめなのかといえども、そんなことにはならないだろうというふうには思っています。

しかしながら、では、テロとかサイバーとか工作船とか、そういうものに対する法制が今の日本の法律には全くないのかといえば、私はそうは思わない。

そしてまた、九・一一がありましたね。あの場
合にどうするかというときに、長官は、そういう
ようなことがもし仮に日本で起こったとすれば、

これもこの法律の対象たり得る場合がありますという含みのある御答弁をなさいました。しかし、私は思うのですけれども、あの場合に、何でアメリカがこれは自衛権を行使するというふうに言ったかといえば、国または国に準ずる者というもの

からの攻撃だったからではないですか。つまり、あれが何だか全然わからなくて、オサマ・ビンラディンが個人でやったことであれば、私はやはり自衛権の発動にはならないんじゃないかと思っているのですよ。こここのところの御見解を承りたいんですね。

つまり、あの場合には、アルカイダというのがあつて、そして排他的な支配権を有しておるタリバン政権というのがあつて、オサマ・ビンラディン、アルカイダ、タリバン、国または国に

準ずる者というのが攻撃の主体であつたということだから、私はこれが自衛権の発動たり得たんだらうと思つています。これが全くの個人とか、あるいは国または国に準ずる者でなくても、この対象たり得ますか。武力攻撃の対象たり得ますか。私は、それは非常に難しいんじゃないかと思つてゐるんですね。

それい、どの場合に自衛権を行使し、どの場合に警察権を行使するかという、実は根源的な問題に触れるからお尋ねをしておるのであります。それがだれだかよくわからないね、あるいは国内の人間なんだねという場合に、起こった被害が一緒であっても、それは自衛権というものを行使することは極めて慎重であるべきではないだろうかというふうに思いますが、いかがですか。

○中谷国務大臣　やはり、国または国に準ずる者という規定は必要だと思います。この点につきましては、国際連合を初め国際社会の認定で、国に与えられた権利として、個別自衛権または集団自衛権というものがございまして、米国もこれに基づいてみずからに対する武力攻撃であると認識を

いたしましたし、国際社会においてもこれが武力攻撃に該当するということでありまして、国際的に広く認められた概念であろうかと思えます。

○石破委員　そういうことなんです。国または国に準ずる者からの組織的、計画的な攻撃でなければこの対象たり得ないということは、私は押さえておく必要があるんじゃないのかというふうに思うのですね。

これも予測されない事態の最たるものですよ。あのアメリカのように情報機関を世界じゅうに張りめぐらし、情報衛星を上げ、いろいろな通信も傍受をしておると言われ、その国家をもつてしてあのような攻撃を受けたわけです。私はアザー・ザン・ウオーに対する備えというものが喫緊の課題なんだろうと思っています。

アザー・ザン・ウオ、新しい時代の戦争と言われるものの特徴は何かといえば、一つは予兆が全くないということです。まず不可能な場合が

ある。もちろん、推測するためにさまざまな手段を尽くしますが、合衆国において九・一一を防げなかったわけですね。予兆がない場合が多分にあるということが新しい時代の戦争の特徴の一つだろう。

もう一つは、だれがやったのか瞬時にはわからない。国がやったのか、テログループがやったのか、個人がやったのか、だれがやったのかよくわからない。

もう一つ、これは最も大事なこともかもしれません。民間人が犠牲になるということですよ。軍人さんではなくて、もちろんだれも死んではいけないんですよ、しかし、新しい時代の戦争、九・一一に象徴されるように、軍人ではなく民間人が無差別に対象たり得るということ。そして、自爆の場合を考えると、死をも恐れないから抑止力がきかないおそれがあるということですよ。それが新しい時代の戦争の特徴なんだろうというふうに思っています。

これにどう対応するか、そういう議論をしますと、だからそんなことが起こらないように情報をきちんと集めるんだという話になるんだけれども、それでも集められなかったらどうするのということなんです。

三年ぐらい前だったと思いますが、全日空機函館空港行きハイジャック事件というのがありましたよね。一度でいいからジャンボを操縦してレインボーブリッジの下をくぐってみたかったというお兄さんがいて、本当にそれが妄想に取りつかれて、全日空機をハイジャックして函館空港に着陸させようとした。不幸なことに機長さんが殺害された、ほかの乗客や乗員には犠牲は出ませんでした。

私、あのときに、これがそういうような妄想に取りつかれた青年であつたからあれで済んだかもしれない、しかし、これがもしオウム真理教に乗っ取られて、今からどこに突っ込めというふうになったら、一体自衛隊はどうするんですかということをお尋ねしたことがあります。もしあ

れが妄想に取りつかれた青年ではなくて、北朝鮮のテロリストにハイジャックされて今から首相官邸に突っ込めと言われたら、自衛隊はどう対応するんですかというふうにお尋ねをしたことがあります。

この有事法制の議論というのは、そもそも何から始まったんでしょう。ずうっとたれば三矢研究まで行くはずなんです。この場でいろいろな議論があつたと思います。昭和三十八年から三矢研究というのだそうだけれどもね。あれは、政治家にも内局にも一切相談せずにやつたというところは批判をされましたが、しかし、いざ有事のときにどう動くんだということを自衛官が自衛官として議論したということは、私は決して責められるべきものとは思っていないんです。そういうことをやらない方がおかしいのであって、やらなければそれこそ職務の怠慢であつて、そのことを政治も内局も一緒に議論するということがあればもっとよかったです。あれは非常に不幸なことがつたと思つています。あそこでさんざん糾弾されたおかげで議論がとまつてしまつた。

その次に、昭和五十一年、ミグ25函館空港強行着陸事件というのがありましたよね。あの場合にどうするんだという議論が沸き起こつた。当時の民社党の皆さんから、あんなことでいいのかということをさんざん議論があつたというふうに私は議事録で読みました。

昭和五十三年に栗栖統幕議長解任ということがありました。栗栖さんがあのときに何と言つたか。いざとなれば自衛隊は今のままでは超法規で動かざるを得ない、もしあのミグ25を奪還するようない、そういうような動きに出た場合に自衛隊はどう対応するか、今のままでは超法規で動かざるを得ない場合があるというふうに言つたわけですよ。シビリアンコントロールに反する、そのような発言はあつてはならぬということで解任になつた。そういうようないろいろなことがありました。

しかしながら、私は、何が起つても対応でき

るようでありとあらゆるケースを想定し、そのときに絶対に超法規にならないようにすることが民主主義国家の務めであり、責任ある政府の務めだろう、いざとなつたら超法規でやれ、そんないいかげんなことを言つてはいけないというふうに思つてゐるのですよ。

函館空港事件でもあつたことがあつた。そしてまた、全日空機ハイジャック事件でもあつたことがあつた。今回、ではどうするんだ、九・一一と同じようなことが日本で起こつたらどうするんだということを一つお尋ねしたい。全く法制で不備でありますから打つ手がありませんといううなことであれば、これは国民は大変不安になります。

もう一つは、これはきちんと私も納得できていないんですが、自衛隊法八十四条をどのように解釈するかということなんです。必要な措置をとることができると書いてありますね。

仮に、他国の軍用機が国の重要施設を目標けて突っ込んできたと。自衛隊機がスクランブルで飛んで、警告をし、着陸をしないといふふうに呼びかけ、ありとあらゆる手段をとつたけれども、全くそれにこたえることなく、我が国の重要施設に向かつてどんどん高度をおろしている。今までの答弁の中では、爆弾倉を開いたときとかミサイルをロックオンされたとか、まあ爆弾倉を開く飛行機は今どきないだろうと思つてゐるのですけれどもね。そういう場合に、もちろん正当防衛の理論ではだめですよ、これは。個人対個人の行為じゃありませんからね。国の正当行為として必要な措置がとれるということになつてゐる。

その中に、それでは、その侵入してくる飛行機に対してどこまで何ができるのか。必要な措置の中に何を含むのかということなのであります。要するに、スクランブル機に対して何か攻撃がない場合には何もできませんというところになります。ましてやその飛行機が民間機であつた場合には何もするはずないんですから、我が方の警告にも何も従わずにどんどん高度を下げてきたとき

に、我が方としては打つ手がありませんといううなことで、私は、とても責任ある政府だとは思わない、責任ある政治だとは思わない。

軍用機が我が国の警告を無視してどんどん突っ込んできた場合はどうかということについて、まずお答えをいただきたい。

○中谷国務大臣　まず最初の、九・一一のような、あの米国のテロのように民間航空機を用いて政府の中核等をねらつた攻撃が行われるような場合に政府としての対応をすけれども、法律の範囲内でできる限りの対応をするわけでございますけれども、自衛隊といたしましては、状況に応じ、例えばアルカイダのお話がありましたけれども、当該の攻撃が我が国に対する武力攻撃と認められるような場合には防衛出動により対応しますし、その他の場合には治安出動により対応することが考えられるわけでございます。

現実には、判断としてはそれぞれ極めて重く困難な問題でございますけれども、あえて法律上の問題として申し上げますと、治安出動等を命じられた自衛隊につきましましては各種の武器使用権限を有しております。正当防衛、緊急避難に該当する場合のほか、一定の要件で武器使用について人に危害を与えても許されるケースがございます。

例えば、自衛隊法九十条の一項一号に基づいて、職務上警護する施設が侵害を受け、または受けようとする明白な危険があり、武器を使用する以外に当該侵略を排除する手段がない場合には、事態に応じ、合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができ、ということであり

ます。この要件に合致する場合には、ハイジャックされた民間航空機やテロリストの乗った小型の航空機に対して武器を使用するということは、法理論上は可能ということになります。この判断につきましては、この航空機に搭乗している乗客や乗員の方々もいらつしやいます。また、この飛行機を撃墜した場合に地上で生じるおそれのある被害も考慮する必要がありますし、非常に、現実の

問題として極めて重く、かつ困難な問題でございます。

それから、八十四条の領空侵犯の措置でございますけれども、まず領空侵犯機に對しましては、最寄りの飛行場への着陸、領空外への退去を警告し、誘導するという手順がございます。

この領空侵犯機がこれに従わない場合であつて正当防衛または緊急避難の要件に該当する場合には、要撃機は對領空侵犯措置の一環として武器が使用できるということとされておりますが、この正当防衛、緊急避難に該当する場合には、領空侵犯機が要撃機に對して実力をもって抵抗するような場合だけではなく、領空侵犯機によつて国民の生命及び財産に對して危害が加えられるような危険が切迫をし、この危険を排除するためには武器を使用するほかにないという場合も含まれるというふうに考えておりますが、先ほどお話ししたとおり、状況の確認、行動の監視、警告、誘導、武器使用の措置を状況によつて実施することということでございます。

可能な範囲において、相手側に我が国を攻撃するとか人に危害を与えるとか、その相手の企圖を明らかにするように努めるわけでございますが、それでもなお要撃機に對して実力をもって抵抗するような場合、また先ほど言いました国民の生命財産に對して危害が加えられるような危険が切迫をして、この危険を排除するために武器を使用するほかにないといった場合につきましては、對領空侵犯措置の一環として武器を使用することが可能であるということでございます。

○石破委員 職務上警護する施設に指定されなければどうするんだという問題は残るわけですね。つまり、何でものべつ幕なしにどの施設も指定するわけじゃないでしょう。ではその場合に、今の九十条第一項一号で本当にいいんですかねということ、私は問題としてあるだろうと思つてゐるんですね。むしろそれは、昨年新設したものでやつた方がいいんじゃないか。第三号でいつた方がいいんじゃないか。そちらの方の特別

武器使用権でいつた方がいいんじゃないか。要は、どういふような法律構成をするかです。

私が申し上げてゐるのは、必ず撃墜しろとか、そんなことを言つておるわけではありません。しかし、今の長官の御答弁の中で、こちらの警告に従わず、しかしスクランブル機に對しては攻撃はない、その場合も、武器を使用することあり得べしということですね。その答弁で、私はそれだけでも大変な抑止力になると思つてゐるんですよ。では、それが軍用機ではなく、民間機がどんな突っ込んできた。これが領空侵犯の要件に該当すればいいですよ、領空侵犯の要件に。だけれども、では、例えばオウム真理教が乗つ取りましたという場合は、これは領空侵犯にならないですよ。だれだかわからないという場合も領空侵犯にならないですよ。

では、その場合に、起こることは一緒なんですよ、起こることは一緒なんだけれども、領空侵犯に對しては、治安出動であれば、警護する施設になつていなければ法的には対応できません、いざとなれば緊急避難ですということ、私は、一番困るのは現場の指揮官でありパイロットだろうと思つてゐる。そのときに、一体どの法律でいけばいいんだということ、そのときにいきなり防衛六法引いてやつてゐるわけにはいかぬでしょう。本省の指示を仰いでゐるわけにもいかぬでしょう。そんなものを仰いでゐるうちに、必ずや目的は達成をされてしまふわけですね。そのことにつきまして、もう一度、御見解があれば承りたいと思ひます。

○中谷国務大臣 やはり、法律的にいいですよ、それが外国の軍隊であるのか、日本のテロリストであるのか、また正体不明の者であるのかという点は非常に大事な面でございます。

そこで、外国の軍隊の場合につきましては、状況を判断して、防衛出動で、命令下で、武力行使によつて対処する場合もあり得るということでございますが、日本のテロリストや正体不明者によつて起こされたことにつきましては、治安出動

の命令のもとにおいて一定の要件で認められる武器の使用が法律上可能となるケースはあり得るというふうに考えております。

○石破委員 結局、相手がだれだかわからないような場合、あるいは、あくまで国内の人間であるということが判明している場合は、これはやはり基本的に治安出動だろつと思つてゐるのですよ。治安出動は一体どこまでカバーできますかということ、私は、ぎりぎり考えてみる必要があると思つてゐるんですね。

昨年、そうはいつても、大臣とずつと議論しておりますように、では、警察が出ました、海上保安庁が出ました、とても対応できませんということになつて、それでは治安出動だ、海上警備行動だ、海上自衛隊が出る、陸上自衛隊が出る。そんなに、信号機が赤から青に変わるようにならないんですよ。その間の事態というのは必ずある。そのために情報収集出動というのをつくつたんですよ。この情報収集出動というのを昨年つくつて、即日施行されたはず。

もうそろそろ五月も半ばですよ。いろいろなことが起こる、あした起こるかもしれない、きょう起こるかもしれない。だとすれば、情報収集出動というものを新設したならば、それをどのように使っていくのか、陸上自衛隊と警察、あるいは海上保安庁と海上自衛隊、その間で、本当にすき間がないように、そして無用の犠牲が生じないようによつておくことが本来当然の務めだろうと思つてゐます。

この点、海上保安庁と海上自衛隊とはどうなつてゐるか、陸上自衛隊と警察とはどうなつてゐるか、海上保安庁長官の答弁を求めます。

○縄野政府参考人 仮に工作船があらわれまして、私どもが一義的に対処をして、私どもが対応することでは困難であるような場合には、御承知のように、まず海上警備行動が発令をされまして、自衛隊が対応するということになりました。ただ、そのことにつきまして、前回の不審船事案での検証での、私どもとしても一度確認をし

たわけでございますけれども、事態が私どもの力を超えるというふうな事態になつた場合に、瞬時に海上警備行動が発令されてそれによる行動ができるようにするためには、当初から、事態の発生当初から政府全体として情報を共有して、その疑いがあれば、自衛隊が、直ちに艦艇が派遣されるような、可能な態勢をとるということが必要ではないかというふうに思つておりますし、海上警備行動の段階を超え治安出動に至るような段階でも、同じような対処が必要であるというふうな私どもとしては考えております。

○石破委員 海上保安庁長官、縄野さん、先般、海上保安庁からレポートというのが出ましたよね。五月十三日に公表になった。あの中で、昨年暮れの東シナ海事案を反省して、装備面も運用面も法制面もさらに検討を政府全体でしていく必要があるというふうな、概略そのような記述がありましたよね。

昨年の東シナ海事案を考えてみたときに、私は少し首をかしげるのが幾つかあるんですよ。海上保安庁の対応はきちんと国際法にもつとつたもので、私はそのことについては全く異論はございません。そして、現場で大変な思いをしながら職務を全うした海上保安官の皆様方にも心から敬意を表したいと思つてゐます。

さはさりながら、あの場合に、それじゃ海上自衛隊と海上保安庁の連携は十分にできていたのかといへば、私は、実際にロケット砲を撃たれたような段階において、私が知る限り、海上自衛隊の船というのは百キロ離れたところにいたはずですよ。ああいうような場合に、明らかにあの船はロケット砲を持つておつたということは、能登半島沖から考えましても、その事案から考えても十分に推測をされてゐるんですよ。あの場合に、十分な連携がとれてゐたとは思ひ思つていない。

幸運にして当たらなかつたが、あのロケット砲が万が一当たつた場合に、波が高いから当たるはずはないんだと言われましても、逆に言え

は、まぐれで当たることだってあり得るんですよ。当たっちゃって、それは、海上保安庁の船は商船構造ですから、あんなものが当たったら沈みますよ、恐らく。では、そのときに問われるのは、海上自衛隊は何をしていたということが問われるを得ないだろうと思っている。

私は、現場で、海上保安官も海上自衛官も与えられた責務を一生懸命果たしたとは思っています。しかし、今後、法制面において、運用面において、改善の余地というのは多分にあるのではないかとこのように思っておりますが、いかがですか。

○縄野政府参考人 まず私の方からお答え申し上げますが、ロケット砲で直撃をされて、至近距離で当たった場合に、海上保安庁だけではなくて護衛艦も危ないことも危ないと思います。

ただ、私どもとしては、前回のような事態、工作船としてかなり重武装をしている疑いがあるという場合には、先ほど申し上げましたように、政府全体として情報を共有して、すべての機関、可能性のある、出動を求められる可能性のある機関はすべて発動態勢、出動態勢をとることが必要であるというふうに思っております。

法整備面につきましては、私どもが預かっております海につきましては、御承知のように、警察活動としての自衛隊の海上警備行動、それに治安出動それから防衛出動、治安出動及び防衛出動時における私どもへの内閣総理大臣の統制、あるいは防衛庁長官の私に対する指揮という制度が整っております、それをきちんと運用するということが必要であると思えます。

装備面につきましては、もちろん、自衛隊だけではなくて私ども自身も、今回の反省も含めて、さらに充実する必要があるというふうに考えております。

○石破委員 防衛庁長官にお尋ねしますが、では、情報収集出動というのができた、ではその場合にどれを活用していくかということにつきまして、どのような構想をお持ちでいらっしゃいます

か。今まで訓練はどれぐらいなさいましたか。

さらに加えて申し上げれば、能登半島沖不審船事案のときに、海上自衛隊に治安出動を下令したかどうかという議論をいたしましたね。航空自衛隊に対して海上警備行動を発令したらどうなるかという議論もいたしましたね。

つまり、ありとあらゆる法律が、どのような場合に陸に適用され、海に適用され、空に適用されるか。常識で考えると、何で海に治安出動なのというふうに言われるかもしれません、条文を読めば、いいですが、条文を読めば、海上自衛隊に對しても治安出動は下し得るんですよ。航空自衛隊に對しても、海上警備行動は下し得るんですよ。

では、それぞれにどこまで何ができるのかというのをざりざり考え、さはさりながら、能登半島沖のときは、そうはいっても、多量集合してないんだから、一隻や二隻の工作船相手に治安出動で特別の武器使用権にはならないだろうというところで、昨年法律改正したわけですね。一隻二隻でも、あるいは少人数のゲリラであっても、強力な武器を持っていれば、特別の武器使用権を持つ治安出動は下し得るというふうにしたはずですよ。

だとすれば、それぞれの条文についてありとあらゆるシミュレーションをやって、それでもなおこの部分が足りないという提起をするのが私は国民に対する責務だと思っております。ですから、これからの運用構想はいかがですか。

○中谷国務大臣 石破委員のおっしゃる点につきましては、非常に大事な点だと思っております。防衛庁としては、不常に、自衛隊と警察機関、また海保との間の連携強化に努めることが重要だと考えておまして、御指摘のありました海上警備行動、治安出動、警護出動等が下された場合の連携のあり方に対して、種々の検討を行っているところであります。海上保安庁との連携につきましては、法律的に

は、第一義的には海上保安庁が対応するわけでありますが、海上警備行動になった場合に速やかに海上自衛隊が措置できるように、現場において極力その事態に海上警備行動が発令できるように、そして速やかに連携ができるようにということ、政府内部で見直しをいたしまして対処するようにはいたしましたし、また、警察との関係におきましても、公安委員会との間で、昨年の十二月に治安出動に関する協定を改正しまして、現在、陸上自衛隊の師団と都道府県警察との間で、現地協定の締結を進めているところでございます。

このように、治安出動が下された場合における自衛隊と警察機関との連携のあり方等につきましては、今後とも、起こり得るさまざまな事態を想定いたしまして、研究と検討を行っていく必要があるというふうに認識をいたしております。

○石破委員 これは余談ですが、海上保安庁長官もしわかれは教えてください。海上自衛隊の船と海上保安庁の船で、名前が同じ船は何隻ありますか。

○縄野政府参考人 お答え申し上げます。名前が同じ船があるということは承知しておりますが、今手元に隻数について残念ながら資料がございませんで、承知をしております。

○石破委員 これはそれぞれ思いが込められて命名された名前ですから、自衛隊にも、それは海上保安庁にも思いがあるだろうと思えます。ですから、現実問題に、現場でいろいろな通信をするときに、例えば、本当にそういう船があるかどうかは知りませんが、「きりしま」という船があったとしましょうか。巡視船「きりしま」から護衛艦「きりしま」へ通信とか何とか言っちゃ、何が何だかさっぱりわからないですよ、こんなもの。たしか同じ名前の船というのは三十数隻あるはずですよ。一体どうなるんだ、これ。これはかなり前から指摘をされている話ですよ。

実際に、いいですか、私は象徴的に言っているの、現場の保安官と自衛官たちが一生懸命努力をしておることを否定しようとは思いませんよ。

ただし、世の中で批判をされるときに、そう何だかんだ言うけれども、同じ名前の船が何十隻もあるんだって、では、どうやってそれは現場で交信するの。護衛艦何とかから巡視船何とかへ。同じ名前、それはさぞ混乱しますよね。

三年前に議論があったのは、海上保安庁と海上自衛隊の中で、本当に通信がどれだけできましか、共通化されていますかという話をした。共通化されていない、それでお互いの連携がうまくいかなかった。よって、通信の改善を行ったはずですよ。もし同じ名前があるとすれば、これは自衛隊だとか、これは海上保安庁だとか、けんかしても仕方がないですけども、この名前の重複というのは避けていたかないと、連携しているといつても、本当かねというふうなあらぬ誤解を受けるのではないかと申上げております。

○縄野政府参考人 先生御指摘のように、同じ名前のある船が存在することは事実でございます。確かに、通信のようなどきにその名前自身を呼べば混乱を生ずるかもしれません。私ども、いわゆる名前、俗称のほかに、例えば巡視船であればPL-12とか、船の番号、識別の名称を持っておりますので、とっさの場合に、あるいは自衛隊との通信、連絡をする場合に、そちらを使わなければならないと私は思います。混乱がないようにしなければならぬというふうに思います。直ちに全部変えることができるかどうかは、手間と時間もかかりますので、まあ検討はしなければならぬと思っております。

それから、御指摘の自衛隊との共同訓練、実際の船を出しての訓練、人を出しての訓練のほかに、図上訓練も通信訓練も、先生御指摘のよういろいろな事態を想定した上で訓練というものを今後さらに充実していかなければならないというふうに私どもとしても考えておるところでございます。

○石破委員 それは縄野さん、PL幾つとか、PS幾つとか、DD何とか、DDH何とか、D

DG何ほかという事はわかっていますよ。それはわかってはいますが、しかし、どう見てもやや常識には反していますよ。この点は防衛庁にもお考えをいただきたいというふうに思っています。皆さん、思い入れがあつてつけられた名前であるということも百も万も承知の上で申し上げておる次第でございます。

領域警備という議論がありますよね。つまり、領空侵犯、八十四条だけ何で必要な措置をとることができると書いてあるか。治安出動にはそういう規定はありませんよね。海上警備行動にもそういう規定はありませんよね。領空侵犯措置だけ書いてありますでしょう。つまり、何が抜けている部分なんだろうか。

先ほど来長官から、治安出動で対応する場合もあるという前向きな御答弁がありました。私も同感です。しかし、潜水艦の場合は簡易な手続で閣議決定がなされるようにしていますよね。しかしながら、ではほかのものはどうなんですか、飛行機なんかはどうなんですか。そういう場合に、本当に閣議決定なんというのを経ている暇がありませんか、それで治安出動をかけている暇がありませんか。私は、そこは議論しなきゃいかぬことだと思つておるんですよ。

例えて言えば、このあたりで、首相官邸周辺でもいいですよ、国会周辺でもいいですよ、ついさつきまで本場の民間人の装いをしていた、普通の服を着て本場の民間人であると思われていた人が、ぱつと衣服を脱いでテロリストに変身をして爆弾を投げた、サリンをまいたというようにときに、ではどう対応するんですかということ。考えたくないことだけれども起こるかもしれないこと。万々が一にも起こるかもしれないこと。では、この場合にどうするんですかということ。私はぎりぎりと考えておく必要はあるんだろうと思つています。

しかし、これに対応しようと思えば、結局、領域警備という話になるんですかと。最初から、その人たちが持っている第一撃が強力な爆弾であつ

たとか、サリンであつたとか、殺傷力が高くて、どう見たつて最初から警察力の限界を超えているねというものを使つた場合に、今のままいくと練馬の駐屯地から治安出動命令がかつて出てくることになるのではないかと。そうですね。それでは間に合わないかもしれない。そういうようなすき間をどうやって埋めていこうかという議論、これをきちんとやつていくことが必要なんだろうと思つています。

それに加えて関連して申し上げますが、では、ミサイル防衛はどうなんですかということ。これも実際ありましたよね。テポドンが三陸沖に着弾したということ、実際にありましたよね。あのときいろいろな議論が起きました。

先般、総理大臣と官房長官の御答弁が食い違つたかのごとき報道がありました。私は、あのときの官房長官の御答弁と小泉総理の御答弁は何ら違つていないと思つています。

総理がおつしやつたのは、撃たれた場合はどうするんだという話であつて、第一撃甘受ということをおつしやつたのではない。官房長官がおつしやつたのは、かつての、昔の答弁をお引きになつて、それはずっと継続をしておりますが、座して死を待つことが日本国憲法の予定するところではない、ほかに何も打つ手がなければ先制攻撃も憲法上は、法理論上はあり得るということ。当然り前のことです。この両方の答弁は何ら矛盾するものではないと。私は、それはそのように解釈をいたしております。それで間違いないかということが一つ。これは、安倍副長官からでも御答弁をいただきたい。

○安倍内閣官房副長官 ただいま石破委員から御指摘がございました。総理の答弁と官房長官の答弁でございますが、今委員の御指摘のとおりでございます。それぞれ別のことを言つておるわけでございます。また、ざくつと言え、総理は、実態として第一撃を撃たれたときには、それは具体的な方法としてはそうならざるを得ないという話をされたわけでありまして、他方、官房

長官は、憲法解釈また法律論にのつとつて、従来からの政府答弁を申し上げたということでございます。

つまり、ミサイル誘導弾を撃たれたときに、こちら側が座して何もやるべきがないのかといえ、そうではなくて、憲法は、座して死を待つべしということと言つておるわけではないということでございます。

また、ミサイル誘導弾が、これは武力攻撃をしているという認定をいつするかということにつきましては、それはミサイル発射に向けて、ミサイル発射に着手をした段階だということに我々は考えております。

○石破委員 問題は、いつをもって着手したかと言ふかです。つまり、被害が発生してからに、着手の時期なんですよ、発生した時期というのは。

そうすると、あくまで議論の上の話ですが、ミサイルに燃料をついでいる、テポドンは液体燃料ですから、これはミサイルに燃料をつぐのは相当の時間がかかります。この時点はどうもまだ着手とは言えないですよ。燃料をついでいるだけでは着手とは言えない。

それでは、発射された時点なのか、あるいはどこなのかというのは、結局、それがどこに落ちるかというのは何によってわかるかという、打ち上げられた角度と、初速と、炎の強さによって推定される搭載燃料の量、これによって、算術計算によつて、何時何分どこに落ちるということがわかるわけです。これは情報収集衛星では不可能ですよ。早期警戒衛星でないとわかりません。早期警戒衛星は我が国は国会決議によつて持てないことになっておるんですよ、汎用性ありません。

では、そうすると、私もはどうして着手の時期を知るかということ、これはこれから先、衛星政策をどのようにしていくか、サテライトの方の衛星ですが、そのことによつてきちんと議論を

いたしませんと、これは国会決議に反するから早期警戒衛星は持てないということになると、何時何分どこに落ちるかということには我々日本にはわからない、外国に教えてもらわなきゃわからない、情報衛星によつて、いよいよ撃つんだろなというだけではわからないだけの話なのですよ。本当にそれだけの話なのかという問題を提起しておきたいと思つています。御答弁は要りません。

では、どうやってそれを撃ち落とすんだということになります。そうしますと、これは今までの政府の答弁は、まだミサイル防衛というものは研究段階であつて、開発段階にも入つておりません、したがつて、法的構成というのは今政府の中で鋭意検討中ですよという御答弁を、五年ぐらいうつと続いて同じ答弁をいただいております。

しかし、ふつと考えてみますと、BMD、MDはないかもしれない。しかし、湾岸戦争においてイスラエルが急遽導入したようなバージョンアップした形のパトリオットというものは、恐らく近々我が自衛隊にも導入されるはずなんです。これは高空で撃ち落とすことはできません。いよいよ近くまで来たときに、しかしながら、撃ち落とす方がそのまま直撃されるよりも被害が少ないというふうに判断をされた場合には、撃ち落とす能力はゼロだとは思わない。これは湾岸戦争のときに、イスラエルがパトリオットを使つたことを全世界が見ていますからね。この場合に、どういう法的構成をするのかということも考えておかなければならない。

つまり、どこの国とは言いません、ある国が、衛星を打ち上げたと称して、あるいは予告も何もなく、予兆もわからず、とにかくそういうものを打ち上げた、計算した結果、日本のある地域に落ちるということが判明をした、近くにパトリオットの部隊があつたという場合に、これを撃ち落とす方が我が国に対する被害が少ないと判断をされるという状況を仮定して、これを落とせるといふ法的根拠というのは何ですか。

これは答弁要りません、ひとり言だと思って聞いてください。災害派遣でいけませんか、災害派遣遣ができますよね、これは。そして、何だかわからないものが落ちてくるのを撃ち落とす行為は、これは防衛出動になるかならないかと

そして、何が足りないのかということで、テロに対してでも万全の法律をつくるんだということで、これが、いつまでにおつくりになりますか。可能な限り早くということだと思いますが、私が一番恐れていますのは、党内の多くの同志が恐れていますのは、今回の法律ができたことで事成了りだ、また次の法律をつくるまでに、テロとか不

○安倍内閣官房副長官 いわゆるテロ、また不審船に対する対策についてどうするんだということにつきましては、この法案を作成する段階から、石破委員にもたびたび御指摘をいただいていたこと

去年、森内閣総理大臣のときに、法制化をしな
いという縛りを外し、法制化に向けた準備を進め
てまいりますというような、大意そのような御答
弁がありましたよね。防衛庁の中で、これは一体
どういう意味だという話をしたんですよ。副長官
とも議論をさせていただいた。法制化をするとい
う作業はどこができるかというところ、この国会以
外にできないんですよ。なぜなら、立法権は国会に
属していますから。法制化の準備というのは、条
文を書いて、閣議決定をして、これを国会に提出
する、そこまでが準備段階なんです。条文を書
くというのが準備段階なんです。

でも、これ、正直言いますけれども、九・一一が起こらなかったらこんなに進んだかというのと、多分進んでなかったんじゃないですか。総理が、リーダーシップを持ってこれをやるとおっしゃった。大変な前進だと思いますよ。しかし、積み残された課題はたくさんあるんですね。そのことを本間に縦割りでお役人に任せてできるかという、私は、残念ながら、今回だけは信じてくださいますと、そうですかとはなかなか言いにくい。

私は、主任の大臣をきちんと決めて、政治のリーダーシップ、小泉内閣の責任においてこれはきちんとやっていただきたい、法整備。いいですか。第三分科についてもそうです。国民を守るための法制も、テロについても、工作船についても、できれば二年なり三年なりという期限を設定して、主任の大臣を設けて、整備推進本部をつくってやっていただくことが小泉内閣が国民に対して果たすべき責任だというふうに考えますが、官房長官、いかがですか。

○福田内閣 今後の法整備につきましては、地方とか国民とかというような問題、これにつきましては二年以内ということでございますけれども、安倍副長官から御答弁申し上げたと思いますけれども、このことについては相当な作業になると思います。また、多岐にわたる作業になりますので、その体制というものは十分に考えていかなければいけないと思います。

また、テロとか不審船とかいったような、そういう問題につきましては、これは現行法の中で対応できるということでありまして、この法整備において不備なところはあるだろう、また新たな形のものが、テロができるかもしれぬ、そういうようなことも考えて、総合的に考え、対応していかなければいけないということを考えますと、これについても、しかるべき対応の体制というのは必要なんじゃないかというように思っております。

御意見は、大変貴重なものと考えております。

で、よく考えてまいりたいと思います。

○石破委員 もう少しこの議論をしますと、防衛庁長官、軍と警察とは何が違うと思いますか。軍と警察の相違とは何ですか。

つまり、そこへ結局帰着するというのは、冒頭からずっとしつこいように申し上げていることですが、軍というのは、基本的にその作用を対外的にしますものですね。警察というのは、対内的にしますものですね。軍というのは集団で動くもので、警察というのは個々が一つの行政単位のはずです。そして、軍の法律は基本的にネガリストであり、警察の法律は基本的にポジリストですよ。つまり、軍と警察というのは、基本的な違いが大きいところがあるわけですよ。

私は、二年でも、三年でも、とにかくできるだけ早く、この議論はきちんとした法律にして国民の前に提示をしなければいけない。間に合わない。そこにおいて議論されなければいけないのは、防衛庁を防衛省にすることも大切ですよ、しかし同時に、自衛隊をきちっと軍として認めるということ。それは、自衛隊を自衛軍にするというネーミングの問題じゃないんです。軍というのは何であり、警察というのは何であり、その場合に使うべき権限は何なんだということを、国内的にも、対外的にもきちんとしていって、自衛隊でございますというように言うていくから、変なことになるんですよ。それが自衛官の士気をそいでいるんですよ。何だかわからないねというふうなことです。

そして、軍事組織、実力組織に対して理解を示さず、あるいは嘲笑し、自分たちがやることじゃないといって安全なところから物を言っているというところが、一番シビリアンコントロールに反することのはずなんです。

軍と警察、そのことにつきまして、現時点で長官の御見解を承りたい。そして、自衛隊というのはどうあるべきものだとお考えですか。

○中谷内閣 まず、軍と警察の違いでありま

すけれども、国家における防衛作用を担うのが軍でありまして、警察作用というものを担うのが警察であろうかと思えます。

この警察作用というのは、国民の生命財産、また社会の治安とか秩序といったものを維持するということであると思いますが、防衛作用といいますが、やはり国を守る、国家そのものを守る、外国から侵略等を防止するという観点で国を守るというのが趣旨だと思います。

そこで、軍隊であるかどうかということでございますが、自衛隊は外国による侵略に対して我が国を防衛するという任務を有しているわけでございますが、我が国の場合には憲法がございまして、そこに自衛のための必要最小限度を超える実力を保持し得ない等の制約を課せられておりまして、通常の国際的な規格から、その観念で考えますと、軍隊とは異なるということでございますが、しかし、軍隊の定義がいろいろございまして、やはり国を守る組織を軍隊と呼ぶなら、軍隊でございます。

こういう点で、外国からの侵略に対して対抗する実力を持つものを軍隊というのであれば、自衛隊も軍隊というものは可能でありまして、国際社会におきましても軍隊というふうな位置づけられているというふうな認識をいたしております。

○石破委員 これはあるべき論ですから、今後議論をしたいと思えます。ただ、この問題を解決しない限り、実は、日本の安全保障の問題は解決しないというだけ申し上げておきます。

閑話休題みたいなことですが、幾つか出た議論の中で確認をします。

ここへもし重大な攻撃があつて、国会本会議場とか何か、国務大臣みんな物故された、おかくれになった。とにかく、いなくなつた。生存しなくなった。国会議員もみんな生存しなくなった。さあ、どうしようという話、出ましたよね。アメリカの場合にはまずまずらつと、大統領の権限の継承権者が決まっていますよね。日本の場合は、第五番目までしか決まっていない。これでは

いかにお話があつて、私も、それじゃまずいのかもしれないなというふうに思っています。それからもう一つ、国会議員はどうなんだという話なんですが、ふつと考えると、比例区とあって、参議院にも比例区があつて、少なくとも、その人たちはみんな復活当選してくるんですね。繰り上がつて当選してくるんですね。そうすると、一応議会というものは成り立つんじゃないかという気もするんですが、それをもって比例区をつくつたわけでも全然ないのですが、結果として、復活当選、繰り上げ当選することによって、一応、もちろんいろいろな事務的な手続はありますが、選挙という手続を経なくても議会というのはちゃんとできるんじゃないかという思いが実は私はちよつとあるんですが、選挙部長いらしていただければ、これは御答弁をいただきたい。

もう随分前ですが、昭和五十年代かな、小松左京の「首都消失」という小説、お読みになったことありますか。首都圏が全部、正体不明の雲に覆われまして、国会も内閣も全く機能しなくなるんですよ。その場合にどうするかというのをざりざり考えて、これは全国知事会が臨時政府みたいなものをつくる、こういう想定なんですね。それが憲法上本当に可能なのかという、かんかんがくがくの議論がされていきますよ。

そのようなことは起こり得ないと思いかもしませんが、ありとあらゆることに備えるということから考えて、私、先般の議論の中でちよつと疑問に思つたものから、御答弁をいただきたいのが一つ。

それからもう一つは、よく言われる話の中に、コンビニからみんな食べ物が消えちゃうんですよ、怖いですが、ガソリンスタンドからガソリンがなくなるんですよ、怖いですが、こういう話がやや意図的に流布をされていますよね。今度の法律がでると、自衛隊がみんなコンビニから食べ物を持っていくかもしれない、そんなばかなことがあるわけじゃないかと思つていらっしゃるんですね。日本国民

は一億二千万人いて、自衛官は陸海空合わせても二十数万であつて、そして、そこで食料買ひ占めみたいなことが起れば、瞬時に国民の支持を失う。そんな自衛隊だとは私は思っていない。そして、これは自衛隊が勝手にやるんじゃない、現地の事情に通曉した都道府県知事が下すのであつて、そのようなことは、この法律の仕組みからいっても、そして総合調整というのも行われるわけであつて、世の中であつて、コンビニから食べ物がない、ガソリンスタンドからガソリンがない、国民生活はすべて軍に奉仕するようになる、そのようなことはためにする議論だと私は思いますが、いかがですか。

御質問ございましたように、国会議員がすべて欠けるような事態につきましては、そのような特別の規定は設けられておりませんことから、この通常の繰り上げ補充及び補欠選挙の手続によることにならうかと思ひます。

その場合、衆議院でございますけれども、まず小選挙区選挙につきましては、さきの選挙におきまして同点者がいない限りは補欠選挙を行うということにならうかと思ひます。それからまた、比例代表選挙につきましては、当選となりませんでした名簿登載者の中から順次繰り上げ補充を行いまして当選人を決定していくことになるわけでございまして、なお十一のブロックの選挙区ごとに定数の四分の一を超える欠員が生じている場合には補欠選挙を行うことにならうかと思ひます。

参議院につきましては、同じような手続でございますけれども、選挙区選出議員につきましては、欠員が選挙期日から三カ月以内に生じた場合には法定得票数を得ました次点者から、その後につきましては同点者から繰り上げ補充を行うわけでございまして、なお、これにより欠員を埋めることができない場合には、補欠選挙により行つてございまして、それからまた、比例代表選挙につきましては、当選となりませんでした名簿登載者について順次繰り上げ補充を行いますが、それでもなお在任期間を同じくする議員ごとに定数の四分の一を超える欠員が生じた場合には補欠選挙を行うというものでございまして、以上でございます。

参議院につきましては、同じような手続でございますけれども、選挙区選出議員につきましては、欠員が選挙期日から三カ月以内に生じた場合には法定得票数を得ました次点者から、その後につきましては同点者から繰り上げ補充を行うわけでございまして、なお、これにより欠員を埋めることができない場合には、補欠選挙により行つてございまして、それからまた、比例代表選挙につきましては、当選となりませんでした名簿登載者について順次繰り上げ補充を行いますが、それでもなお在任期間を同じくする議員ごとに定数の四分の一を超える欠員が生じた場合には補欠選挙を行うというものでございまして、以上でございます。

自衛隊が任務遂行上、必要な物資を確保する場合に、第一義的には民間との契約によりまして物資を調達することになりますが、任務上どうしても必要な物資につきましては、限定された地域の中におきまして、原則として、防衛庁長官の要請に基づきまして都道府県知事が物資の収用の措置を行うことになりまして、この時点で、防衛庁長官、要請者との間で調整をされて市民生活への影響が最小限となるように適切な判断がされますし、おっしゃったように、武力攻撃事態対策本部におきまして必要な総合調整がなされることになつておりまして、自衛隊が物資を独占し、市民生活に多大な影響を及ぼすような事態は回避されるものだというふうに考えております。

○石破委員 繰り上げ当選と継承順位につきましの答弁、もしでしたらどうかお願いします。

○大竹政府参考人 お答え申し上げます。

公職選挙法におきましては、国会議員に欠員が生じたときには、まず、繰り上げ補充の対象者がいる場合には、これによりまして欠員を補充いたしました上で、繰り上げ補充の対象者がいない場合、あるいは繰り上げ補充してもなお一定数以上の欠員がある場合には補欠選挙を行うこととされてございます。

○石破委員 繰り上げ当選と継承順位につきましの答弁、もしでしたらどうかお願いします。

○大竹政府参考人 お答え申し上げます。

公職選挙法におきましては、国会議員に欠員が生じたときには、まず、繰り上げ補充の対象者がいる場合には、これによりまして欠員を補充いたしました上で、繰り上げ補充の対象者がいない場合、あるいは繰り上げ補充してもなお一定数以上の欠員がある場合には補欠選挙を行うこととされてございます。

○石破委員 繰り上げ当選と継承順位につきましの答弁、もしでしたらどうかお願いします。

○大竹政府参考人 お答え申し上げます。

公職選挙法におきましては、国会議員に欠員が生じたときには、まず、繰り上げ補充の対象者がいる場合には、これによりまして欠員を補充いたしました上で、繰り上げ補充の対象者がいない場合、あるいは繰り上げ補充してもなお一定数以上の欠員がある場合には補欠選挙を行うこととされてございます。

○石破委員 繰り上げ当選と継承順位につきましの答弁、もしでしたらどうかお願いします。

○大竹政府参考人 お答え申し上げます。

公職選挙法におきましては、国会議員に欠員が生じたときには、まず、繰り上げ補充の対象者がいる場合には、これによりまして欠員を補充いたしました上で、繰り上げ補充の対象者がいない場合、あるいは繰り上げ補充してもなお一定数以上の欠員がある場合には補欠選挙を行うこととされてございます。

○石破委員 繰り上げ当選と継承順位につきましの答弁、もしでしたらどうかお願いします。

○大竹政府参考人 お答え申し上げます。

公職選挙法におきましては、国会議員に欠員が生じたときには、まず、繰り上げ補充の対象者がいる場合には、これによりまして欠員を補充いたしました上で、繰り上げ補充の対象者がいない場合、あるいは繰り上げ補充してもなお一定数以上の欠員がある場合には補欠選挙を行うこととされてございます。

○石破委員 繰り上げ当選と継承順位につきましの答弁、もしでしたらどうかお願いします。

○大竹政府参考人 お答え申し上げます。

公職選挙法におきましては、国会議員に欠員が生じたときには、まず、繰り上げ補充の対象者がいる場合には、これによりまして欠員を補充いたしました上で、繰り上げ補充の対象者がいない場合、あるいは繰り上げ補充してもなお一定数以上の欠員がある場合には補欠選挙を行うこととされてございます。

○石破委員 繰り上げ当選と継承順位につきましの答弁、もしでしたらどうかお願いします。

○大竹政府参考人 お答え申し上げます。

公職選挙法におきましては、国会議員に欠員が生じたときには、まず、繰り上げ補充の対象者がいる場合には、これによりまして欠員を補充いたしました上で、繰り上げ補充の対象者がいない場合、あるいは繰り上げ補充してもなお一定数以上の欠員がある場合には補欠選挙を行うこととされてございます。

ではないですか。

そして、日本の民間防衛当局は、将来の空襲の規模の推定を誤っていた。その結果、アメリカの集中攻撃は防空組織の不意を突くことになり、手配や準備の全く整わないうちに完全に圧倒されてしまった。一般に人員は十分であったが、指導力の欠如と方向違いの努力が効果をそいでしまった。

これ、昭和二十年に出た報告なんです。それから半世紀以上たって実は何も変わっていないのではないかと、戦争の反省というものはきちんと生きているのではないかとということだと私は思っている。

長官も私も、午後質疑に立つ岩屋議員も、同じ昭和三十三年生まれのはずですよ。そしてまた、理事をやっておる米田議員も、また浜田議員も、みんな、いろいろな議論を一緒にしてきました。みんな戦後世代です。おまえたちは戦争を知らないじゃないか、戦争を知らない者が何を言うんだというふうに言われてきたが、じゃ、このような戦争の反省はどのように生きてきたのか。

民間防衛というのはちつともできていない。国会で大臣はそれぞれ答弁をするけれども、実際の法整備というのはできていない。個人をどうやって守るかという法整備がちゃんとできなくて、そして訓練をちゃんとやっていなくて、本当にそれが抑止力と言えるのか。私は、決して言えないと思っている。

昨日は沖縄が復帰して三十年であった。夜、テレビを見ておると、有事法制を沖縄ではどう見たかというテレビ番組がありました。怖いですね、物資はみんなとられちゃうんですよ、軍に徴用されるんですよ、従軍命令が出るんですよ、逆らえば、従わなければ罰則なんですよ、軍は民間人を守ってくれないんですよという報道がなされておりました。

私は、毎年できる限り沖縄に行くようにいたしております。あの南部戦跡に建つ平和の礎というところへ行ったら涙しない人間は、私はいないと

思っています。ひめゆりの塔に立って、涙なくしてあそこを立てる人間もいないと思っています。どうすれば平和になるのかということを我々も一生懸命考えておるつもりなのであります。

しかし、あえて申し上げますが、有事になって、戦時になって、軍事組織は何に専念すべきかといえば、それは、どうやって敵を一瞬でも早く撃滅をして国に平和を取り戻すかということに専念をしなければいけない。防衛出動も災害派遣も同時に出来るということは、私はあり得ないのだからと思っています。例えば災害であれば、自衛隊も来ますよ、警察も来ますよ、消防も来ますよ、国家の総力を挙げて原状の復帰をやりますよ。しかし、有事はそれとは違うんだ。相手は日本の弱いてころをついてくるし、次から次から事態は拡大をしてくる。自衛隊は、そのときにどうやって敵をせん滅するかということに専念をしなければ、これはどうにもならない。

それじゃ、民間人はどうやって守るか。今まで自衛隊がやっていたことを警察や消防がやる、そして警察や消防がやっていたことを民間防衛組織がやるということにならなければ私はいくらなんだろうと思っているし、そういう組織はきちんとした民主主義国であれば、あえて申し上げますが、どの国でも当然に持っているんです。日本だけが持っていないんです。民間防衛法制も民間防衛組織も、災害対策基本法に災害はカバーをされているけれども、有事については言及をされておらないのです。これをどのように整備をしていくかという方針、これが明らかにされなければいけない。

そして、繰り返して、沖縄の経緯。私は、沖縄は、先生方にまたお教えをいただきたいと思っています。あるいは自分の考え方が間違っているらばおしかりをいただきたいと思っていますが、私は物の本で読む限りにおいて、ああいう場合に、米軍が上がつくる、米軍が上陸してくる、そのときに、民間人は軍と一緒に行動しては絶対いけないはずなんです。軍はそこで戦闘にな

るわけですから、民間人はいかに軍と別に戦場ではない安全なところへ避難するかということを考えれば、あのような悲しい犠牲は起きなくて済んだのではないかと、私はそのような論説を幾つか拝読したことがございます。

いざというときに自衛隊は何をするか。仮に、海外から敵が侵攻してくる。日本の大きな町はほとんど海岸沿いにありますから。私の選挙区、鳥取もそうです。大臣の選挙区もそうです。う。やってきたときに、民間人は内陸へ逃げたんです。逃げ惑うんですよ。そして、軍の駐屯地というのはほとんど内陸にあります。戦車部隊なんて特にそうですよね。海の側から内陸に向かって民間人が逃げてくる。陸の側からは自衛隊が進撃をする。そのときに、だれが交通整理するんですか。だれが避難誘導するんですか。先ほどのミサイルでも、だれが警報を出すんですか、だれが避難命令を下すんですか。

そして、初空襲を日本が受けたときにはドーリットル攻撃隊というのが来ましたが、あのときはいきなり、警戒警報ではなくていきなり空襲警報が出て、逃げる間もなくみんな犠牲になりました。東京大空襲のときには、穴を掘って隠れなさいというところで、焼け死んだのではなくて酸欠で多くの人が亡くなった。広島、原爆のときには、空襲警報が解除されてからエノラ・ゲイが飛んできた。それで大勢の犠牲が生じたのはありませんか。

民間防衛というのは、我が国において特に論ぜられなければならない問題であるというふうに考えますが、お考えと、そしてまた整備の方針、そしてそのために必要ないろいろな手段ですね。私は、民間防衛基本法というのをつくって所轄の官庁を決めて、消防であり警察であり、あるいは消防団であり、自衛隊OBであり警察OBである、民間防衛というところを市民が竹やり持つて戦うんだというようなことを言いますが、そんなことでは絶対ない。どうやって市民を安全に保護するかという法制が何よりも肝要と考えますが、

お考えを承ります。
○福田国務大臣 いわゆる民間防衛ということにつきましても、確立された定義があるわけではございません。

この法案では規定していませんけれども、諸外国においては、国民の保護のための救助、避難誘導等の活動の重要性、こういうことは十分認識をしておるところでございます。政府といたしまして、国民の保護のための法制の整備は極めて重要な課題であると考えておまして、この法案に示された枠組みのもとでさまざまな措置に関する法制を整備したいというふうに思っております。

この法案が成立した後に、早急に関係機関と調整して検討体制を整えて、そして国民の保護のための法制の策定作業に着手したいと考えております。

御意見は大変参考になりますので、よく考えさせていただきます。と思います。

○石破委員 これは、本当に大臣には心からお願ひしますよ。

昭和五十四年十二月に大平総理大臣が、参議院でこんな答弁をしている。民間防衛は国民の生命財産に直接結びつく重要な問題で、政府全体で慎重に考えてまいりますというふうに答弁している。その年の二月に当時の防衛庁の防衛局長が、各国の民間防衛については今調査中である、昭和五十四年の話なんです。二十三年も前のことなんです。本当にお願いをしたい。

なぜ我が国が戦争において、さきの大戦において大勢の民間人が死んでいったか。それを保護するための法制がなぜ必要なのかということを、私は、正面から国民に向かって語りかけることが必要なんだろうと思っています。

この有事法制は、事の本質が何なのかということとを国民の前に明らかにして、先ほどのコンピニからお弁当が消える、ガソリンスタンドからガソリンがなくなる、そのような風説に惑わされることなく、この法律は民主主義国家を守るた

めに必要なものである、そしてそのためには国民の理解が何よりも必要なことなのである、民間人の防衛なくして抑止力なしということ、私はそれが本質だろうと思つてゐる。

そのことが国民の御理解を得たとするならば、私は、必ずやこの法律はこの国会において成立をすと思ふし、そして、官房長官がおっしゃつたとおり、政府において責任持つてその体制をつくつて、民間人を守つていくんだ、自衛隊が活動するための法律、米軍の活動を円滑にするための法律、そして民間人を守つていくための法律、その三者相まって有事法制なんだということを国民の前に明らかにしていきたいというふうに考えておる次第でございます。

多くの議論が多くの委員から出されております。しかし、本当にこの法律を成立させたいんだという思いがあるとするならば、思いが一つであるとするならば、いろいろな修正が仮に仮にあったとしても、この法律を一日も早く通す、次の国会でもいいやとか、もう一回出し直した、そのようなことには私もはしたくない。委員各位の御努力、そしてまた政府の御努力を心からお願ひいたしました、質問を終わります。

○瓦委員長 午後二時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

正午休憩

午後二時開議

○瓦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。岩屋毅君。

○岩屋委員 自由民主党の岩屋毅でございます。午前中は、この問題、こういう領域に關しましては我が党きつての論客と言われる石破茂委員の方からいろいろな問題点を整理していただいたところでございますし、また、米田建三委員や衛藤征士郎委員からも既にさまざま我が党としての指摘をさせていただいたところでございます。しかし、私は、戦後ようやく、この有事法制が

いよいよ国会にこうやって上程され、国民の皆さん注視のもとで堂々と議論ができる、大変大きな前進だと思つて喜んでおります、である以上は、何としても国会の英知を結集してこの法案を成立させていきたいものだというふうに心から願つておるところでございます。

その中身についてこれから質疑をさせていただきますが、その前に、外務省の問題について外務大臣に一、二点伺ひをしておきたい、こう思います。

先週、私が田舎に帰りましたときに、迎えに出た家内が珍しく怒つた顔をして出てきておりました、そういうことは日ごろないものですから、一瞬どきりとして私も立ちどまつたわけでありすが、わけを聞いてみると、今回の亡命者連行事件について本当に憤慨しているということでございます。

とにかく、あのビデオの映像というのは非常に衝撃的だつたと思ひます。今回のことでは、中国も、そして我が日本も大きく外交イメージを損ねてしまつた、非常に残念な事件だつたと思ひます。

中国については、残念ながら、あの映像を見た多くの方々は、やはりこの国は人権ということに關しては十分な配慮がなされない、そういう国なのではないかというイメージを持つたと思ひますし、一方、その中国の武裝警官の行為に何らなすところのなかった我が日本、外務省に対しては、多くの国民の皆さんがやはり失望している。大げさに言いますと、正しい愛国心や使命感や公僕としての義務感、そういうものが欠落をしてきたこの戦後日本の自画像をあの映像を通じて見せつけられたような、私は、そういう感も多くの国民の皆さんがお持ちになつたと思ひます。

この件については、早速、政府、外務省も対応していただいているわけでありすが、言うまでもなく、大事なことは三つあると思ひます。

一つは、不可侵権を侵害した中国に対して毅然たる抗議を行うということ。そして、明快な、明

確な謝罪を求めるとのこと。第二点は、亡命希望者の引き渡しを実現するか、もしくは、少なくとも第三国への出国を実現すること。三番目には、外務省の当該責任者に対して断固たる処罰を行うと同時に、二度とこのようなことが起こらないように万全の対策をとる。この三つだと思ひます。

既に杉浦副大臣も現地に行かれて交渉をされたということでありすが、日々刻々と事態は動いて行つてないんですか。まだ行つてないんですか。失礼しました。行けなかつたそうでありすが、日々刻々と事態は動いていると思ひますけれども、現在の、最新の正確な状況について、そして外務省の対処方針について御説明をいただきたいと思ひます。

○川口國務大臣 今、委員からお話がございますように、今回の在瀋陽総領事館における事件につきましても、映像がもたらした強烈なイメージとともに、我々外務省の人間に對しまして、あるいは広く国民の方々にさまざまメッセージを与えて、また私どもは、国民の皆様がこの問題についての外務省は何をしていられるんだという叱責を重く受けとめております。

三つのことが重要であるとおっしゃられたことは、私もそのとおりだと考えております。

まず、中国側との關係におきまして、ウィーン条約三十一條が規定する領事機關の公館の不可侵の問題がございます。この中国側の態度、とつた行動、すなわち、武裝警察官が我が方の同意なく我が方の総領事館に立ち入つたという件については極めて問題であると考えておりまして、事件発生直後からさまざまチャネルでハイレベルで抗議を行つております。

また、もう一つの人道上的の問題、これも非常に重要な問題でございます、五名の關係者について人道上の要請が満たされているということが重要であると考えておりまして、何びとであれ、いかなる場合においても、みづからが迫害を受けるおそれのある国、地域に送還されてはならないと

いう要請が満たされることが何よりも重要だと考えております。

政府といたしまして、中国政府とは、こういった観点から、國際法、人道上の立場をきちんと踏まえまして、冷静に、かつ毅然と協議を重ねまして問題の早期解決をしてまいりたいと考えております。全力を今尽くしてるところでございます。

そして、この点に關連して、今どういう状況にあるかというお尋ねもございましたが、日中間の具体的なやりとりについて申し上げることは差し控えたいと思ひますけれども、昨今の報道に出てくるような、第三国に出国させるといったことについて中国と合意に至つていふことはございません。

それから、三点目におつしやいました外務省の問題については、これは本當に、委員が御指摘のとおり、次から次にいろいろな問題が起きておりまして、意識の改革といひますか、全面的に外務省のあり方を根本から見直さなければいけないと私は思つております。この点についても、ただいま「変える会」でも、それから、中にございます変わる会といひますが、そこでも議論をしていまして、けれども、また、そういった会合の結論を待つことなく、できるものからどんどん改善に手を染めていきたい、改善をしていきたい、そこにリーダーシップをとつてやっていく決意であります。

○岩屋委員 とにかく、毅然たる態度を大臣にいかれては貫徹をしていただいて、しっかりと中国との交渉に臨んでいただきたいと思ひます。

私は、維新の元勳であります西郷隆盛先生をこよなく尊敬しております、西郷先生の語録が残つております南洲遺訓という有名なものでございすが、肌身離さず持つておりまして、いつも読ませていただいておりますが、私にとつてのバイブルのようなものでありますけれども、その中にこういう記述がございます。国が外国から辱めを受けた場合は、国全体でかかつて、たとえ倒れようとも正しい道を踏んで道義を尽くすのが政府

の務めであるという記述があるわけであります。私は、時代は変われども、これは外交の一つの基本姿勢として真理だというふうに思っております。今、国民の皆さんが悲憤慷慨している背景には、残念ながら、今日の我が国の軟弱外交とも言うべき極めて弱々しい外交姿勢というものがあり、それに対する長い間の国民の皆さんの不満やうっぶんというものが背景にあつて、今回の事件はそこに火をつけてしまった、こういうふう

に思っているところであります。

そういう意味で、小泉総理にかわられて随分その点も改善をしてくれているとは思いますが、私も、さらに外交姿勢においては、特に今回のような我が国の主権が侵害をされるという事態に至った場合は、冷静であることはもちろんでございますが、あくまでも毅然と対応していただきたい。そんな中で、外務大臣済みません、もう一点だけ。さきに、昨日ですか、明らかにした今度の背任事件です。

本当に、大臣おっしゃる通りに、次から次にいろいろなことが起こつて、大臣も大変だと思ひます。今回の有政法制に、直接中身にこれはかわるわけではないけれども、しかし、我が国有事の際には、防衛庁はもちろんでございますが、外務省も、事態への対処あるいは終結において極めて大きな役割を果たしていただかなくてはならない。したがって、防衛庁とともに、国民の皆さんから信頼される行政であつていただかなくてはならないわけでありますが、そういう意味でも非常に残念です。

今回の背任事件は、背景は、例の支援委員会を舞台にしているわけでありまして、先ほど大臣が触れられた「変える会」においても、この支援委員会のあり方については抜本的に見直さということになっていると思ひますし、先般我が党の外交部会の小委員会でも外務省の改革案をまとめましたが、その中でも、この支援委員会方式というのはもう抜本的に変えなさいということを提言させていただいております。

大臣は、改革の中でできるものはどんなやつていくんだということでございますが、この支援委員会の改革についてのお考えを聞かせていただきたい。

さらに加えて、とにかくこの外務省の職員の、全部とは言いませんが、しかし、モラルの低さ、異常な特権意識というのは、あいた口がふさがらないというふうには私は思ひます。さきの総領事館での職員の対応もわかりでありまして、使命感の欠如というのは、もう目を覆うばかりだと私は感じておるわけであります。

先ほど大臣も、抜本的に組織のあり方から登用から何から全部変えようとおっしゃいましたが、いま一つ大臣から強い強い決意が我々にも国民にも伝えられておらないような気がいたします。そういうことを含めて、今の問題についてお答えをいただきたいと思ひます。

○川口国務大臣 まず、今回の背任事件でございますけれども、これは、今は、不祥事が続いている外務省の中でまた一つそういうことが起きてしまひまして、大変に反省もしておりますし、国民の方に申しわけないと思つております。外務省としては、全面的に捜査に協力をいたしまして、この件が早く解明されることに協力をしていきたいと思つております。

その関係で、支援委員会の件でございますけれども、支援委員会は、専門家会議の方に御議論をいただいて、これは提言によりまして廃止されるべきであるという御意見でございます。これは重く受けとめるべきであると思つております。

また同時に、監査委員会、監査法人の方に支援委員会の仕事のあり方を全面的に監査いただきまして、問題点についてもいろいろ御指摘をいただいております。

それで、これは、支援委員会が国際機関ということで、相手の国、ロシアがございしますので、ロシアを初めとする相手の同意がいただけるということが重要でございますが、支援委員会は、これは廃止をすべきであると私は思つております。た

だ、そのやつております業務、これはロシアの人的な支援、市場経済化の支援等、北方四島の住民支援といったことは重要であると思つておりますので、これも関係の方々とお話し合いをしながら、新しい仕組みをできるだけ早くつくり上げたいと思つております。

外務省の改革のあり方についてでございますけれども、これについては、いろいろな方の御意見をいただいて、自民党からも意見をちょうだいいたしておりますので、そういったものを参考にさせていただきます。かつ踏まえながら、外務省として、信頼をいただける外交を行っていくにふさわしい、いい外務省に変わっていく努力をし、改革をやつていきたいと思つております。

○岩屋委員 確かに、支援委員会の問題は、相手のあることですから、こつちから、ある日突然一方的にというわけにもいかないでしょう。いかにいでしょうが、ここまでたくさん問題が出てきたわけでありまして、そこはたん支援委員会方式を改めて、新たな方策をぜひ探つていただきたい、こう思つておりますし、外務省改革については、まあ大臣も、本当に就任早々いろいろなことが起こつて今日まで来て、大変だと思ひますけれども、ひとつ、国民の皆さんも川口大臣の改革に注目をしておりますから、ぜひ断固たる姿勢で改革をやり遂げていただきたい、こう思ひます。

もう大臣は結構でございます。ありがとうございます。それで、本論の方に入りたいと思ふんですが、きょうは、官房長官と防衛庁長官ということ、細かい点については先ほど石破委員の方から指摘があつたところなので、私は、そもそも論を幾つかやらせていただきたいと思います。思つております。

まずは憲法問題でございます。これまでの審議を通じましても、こういう有事立法というのは本来は憲法を改正してからやるべきだ、こういう御意見も聞かれました。しかし、いつ起こるともわからない有事に対応すべき法律

をつくるのに、また、いつ実現するかわからない憲法改正を待つていくわけには現実問題としてはいかなうわけでございます。それは、厳しい結果責任を問われる政治の姿勢としても無責任ということになるんだ、こういうふうには思ひます。

私も、本来は、この最高法規の中に緊急事態法制というのはきちっとあるべきだ、緊急事態法制というのはきちっとあるべきだ、こういうふうには思つておるんですが、しかし、何度も申し上げますように、有事は憲法改正を待つてくれない。したがって、現段階でできる限りの対策のための枠組みをつくるというのが今回の立法であると思ひます。

この点を国民の皆さんにわかりやすく政府として説明していただかなければならないと思ふのでございますが、確認の意味で、長官の見解をお伺いしたいと思ひます。

○福田国務大臣 現行憲法の枠組みの中で、今までやつていなかったこと、それを、新たな法律をつくつて、そして実行ができるようにすること、これは、例えば国際平和協力法案、これもそうだと思います。昨年秋季成立しましたテロ対策特別措置、これもそのことだと思います。それぞれ自衛隊の活動に関することなんでしょうけれども、今般は有政法制をお願い申し上げております。これも自衛隊の活動に関することでございます。

今まで、憲法の枠の中ということで非常に制約がある、そして自衛隊が活動するのは極めて限定的だといったような、そういうふうな考え方に基づいて自衛隊の活動については遠慮がちにしてまいつたわけでありまして、しかし、我が国が国際社会の中で、経済的にもまた外交面においてもいろいろな立場においてこれだけの活躍をしているという中で、我が国が持つべき役割と申しますか、それをしていないことについて、これはやはり至急に整備していかなければいけない。そのうちの一つが今回の有事に関する法律だろうというふうに思ひます。

あくまでも憲法の枠の中ということでございます

ますから、それは自衛隊の活動も憲法の枠の中
で、憲法の規定の中で行うということでごさ
すので、非常にこれも、他の国の軍隊とかそ
うものと比較すれば限定的であるというこ
えますけれども、しかし、それでも、我が国を
憲法のもとで、自分の持てる力でもって守つて
いくということは、これはもうどうしても必要
なことであり、今までそういう法制がなかつた
ことが極めて不思議な状態だった、その不
思議な状態が続いてきたということでありま
す。

今般、国民の理解もかなり進んできた、そ
う中でこの法制審議が行われるということは、
我が国民そしてまた国家のために極めて有益
なものだということに考えておまして、ぜひ
この法律の成立については格段の御理解を
いただきたいと思います。

○岩屋委員 その確認の上で、あえて、
将来の憲法改正がいよいよ組上るよ
うな課題について、ちよつとお話をさ
せていただきたいと思います。

小泉総理は、たびたび答弁の中で、現行
憲法にはおかしい点もあるということをお
っしゃってられます。このおかしいという
言葉が適切であるかどうかということは別
にして、事安全保障、防衛に関しては、
確かにこの憲法の文言と現実との乖離が
非常に甚だしいということも事実でござ
います。

私はいつも思うんですが、国語論とし
て、最高法規という法文ということじゃ
なくて、国語として、国語の文章とし
てあの九条を読んだときに、そのときに
設問をつくって、さきの文章を読んで、
陸海空の自衛隊は、これは我が国が持
てるかどうか、マルカバツか答えなさい
という問題を小学生に出した場合、私は、
国語論としてはバツが正解だと思いま
すね。陸海空の戦力は、これを保持し
ない。

しかし、では陸海空の自衛隊というの
は戦力じゃないのかという、総理がいつ
も言われるくだりでございますが、し
かし、政治論として、どんな

な国であつても国家固有の自衛の権利
がないはずはない、書いておらなくても
当然にあるという理屈の上で日本は自
衛隊を有して今日に至つてきている
わけでありまして。しかし、そういう
日本だけに通用する論理というのは、
やはりもう限界があるのかなと。

あの湾岸戦争のときの国会の議論、
私は初めて当選してきてあの議論のた
だ中であつて、戦後、ガラス細工の
ようにつくり上げてきた我が国の安
全保障に関する議論のもろさというの
を、あのときの一期当選組はみんな
感じたとおっしゃるんですが、いま
だにそういう思いを持っております。

こういう状態は、長く放置すると、
大げさに言つと、我が国の言語空間を著しく
現在もゆがめておると思つていま
す。法空間も著しくゆがめておる
と思つています。したがつて、国民
の皆さんが、国防に關して、安全
保障に關して正しい認識、意識を持
つことも、その意識を涵養すること
も妨げているという結果に残念なが
らつたがつておると私は思ふん
です。しかも、国際社会からは折に
触れて誤解をされる要因にもなつて
おる。

したがつて、将来この憲法改正がい
よいよ具体的なスケジュールに乗つて
きたときには、私は、自衛隊の存在
とその役割、これを最高法規の中に
明記をする、さらには、今法案の中
にも初めて取り上げられております
国民の協力、本来私は国民の義務
であるべきだと思つておるんですが、
そういうことについても、安全保障
の基本的な考え方、仕組みを最高
法規の中にきちんと書き込むべき
だ、こう思つておるんですが、長官
はいかにお考えでございますか。

○福田国務大臣 憲法論になりました
けれども、我が国の憲法の基本理念
でございます民主主義、平和主義、
そしてまた基本的な人権の尊重、こ
れは、これまで一貫して国民からも
広く支持を受けてきた、そういう
基本理念でございます。これは、
将来においても、いかなることがあ
つても堅持されるべき基本的な考
え方であるべきだと思つておるま
す。

そういう上で、どういふことを憲法
改正のときに盛り込むかということ
は、それはこれから国会で大いに御
議論をお願いしたいと思つておるま
すけれども、しかし、我が国が今申
上げたような基本理念に基づいた考
え方に立つて、自衛隊が将来軍隊に
なるかどうかは知りませんけれども、
自衛隊が活躍できるということは、
これは大変国際社会のためにも役
に立つことだ、こういうふうに考
えておるもので、そのことにつ
いて特別な制約を付すものではない
だらうと思つておる。

○岩屋委員 そこで、今回の有事法
制、武力攻撃事態対処法でございま
すけれども、私は、有事法制の本質
は、もう枝葉を全部切り取つて申し
上げれば、非常大権付与法だとい
うのが本来の姿であり本質である
といふふうに思つておる。

非常大権といふ言葉が適切かどうか、
ちよつと誤解を招くおそれもある
と思つておるんですが、要は、有
事に際しては、やはり権限が集中
されておつて指揮命令系統が明確
でなければならぬ不測の事態に対
処することはできない、これはもう
当然のことだといふふうに思つて
おる。当り前のことだといふふう
に思つておる。総理大臣にでき
る限りその権限を集中して指揮
命令系統を明確にするということが
この有事法制の本来の目的であり
本質である、こういうふう
に思つておる。

危機は、いつどこでどんな形でや
つてくるかわかりません。その千
差万別の危機に対して機動的に、
そして柔軟に、かつ迅速に対応
できる法体系を、スケルトンとし
て、基本構造として持つておれば、
それが一番大事なことであつて、
それで十分用は足りるわけございま
して、そのところを見失つた議論を
幾らしてもせんないことだとい
ふふうに私は思つておる。

特に、武力攻撃事態といふのは、
きょうの議論でも出ておりましたが、
明らかな意図を持つて、決意を持
つて、知恵を持った相手がいる話
でございまして、自然災害とは違
います。どういふ事態が起るのか、
どう展開をしていくのか、こ

の出方によつてまた向こうの出方
も変わる、まさに千変万化する事
態に対処していかなくちゃいけな
いといふことでございますから、あ
らかじめありとあらゆる事態を想
定して書き込めなといふのは、そ
もそもできない相談だと私は思
ふんです。

そういう意味で、この法案、ちよ
つとこの点はいかがなと思つてお
る。予測やおそれという用語が別
々に使われておつて、その定義を
めぐつてしばしば議論が展開され
ております。きょうも冒頭に福田
官房長官から御説明の御資料を
いただきましたが、しかし、これ
を読んでわかる国民はなかなか
ないといふ私は思ふんですね。下
手をする、ますますわかりにく
なつておると言えないこと
もない。

結局、長官の御説明にもありま
したように、なかなか、要は、言
いにくいんだけれども「あえて申
し上げれば」といふことをそれぞ
れについてわざわざ書いて、「おそ
れのある場合」「予測されるに
至つた事態」といふことを説明
しておられるわけでありまして、
私は、そんなことを明確に区分
する必要もないだらうと思つて
おる。恐らく国語学者に聞けば、
では、おそれと予測といふのは、
どう定義して、どう違ふのかとい
ふことになれば、ほとんど同義語
だといふことではないかなと。

したがつて、おそれがある場合
や予測される事態も含むといふ
ふうには言ひ切つちゃえ、それぞ
れの事態の説明に時間を要する
必要もないわけでありまして、
そこら辺がもうちよつとすつき
りしないかなといふふうに思つ
ておるんですが、いかがですか。

○中谷国務大臣 この予測とおそ
れの違いでございますけれども、
予測といふのは、ある程度前の
段階、いわゆる準備段階でござ
いまして、その時点における国際
情勢や相手国の動向、そして我
国への武力攻撃の意図、これが
推測をされることから見て、我
国に対する武力攻撃が発生する
可能性が高いと客観的に判断さ
れるわけでありま

す。この際に、国民の避難の指示とかお願いとか、また自衛隊の待機命令とか、いわゆる準備行動を始める事態であります。

おそれのある場合は、その後の段階でありまして、我が国への武力攻撃の意図が明示されているところから見て、我が国への武力攻撃が発生する明白な危険が切迫しているということが客観的に認められる事態でありまして、自衛隊法七十六条の防衛出動を下し得る事態であります。

こういう事態に際しましては、おそれも含みまされども、武力の行使というものを実施できる事態であります。しかし、そういった行動につきましては、一般の市民の生活がありまして、また、そういう事態には安全に過ごしていかなければならないわけでありまして、必要最小限にとどめるという見地で、こういった段階を分けて対処するような基本的な考え方がございます。

○岩屋委員 防衛庁長官の説明としてはそうなんだと思うんですが、やはり、これは本当に大事な法案だし、国民の皆さんも重大な関心を持って見ておられるし、いざというときは国家の主権、自分たちの生命財産にかかわる、そういう法律でございまして、私は、法律用語としてもさることながら、国語として、やはりわかりやすくできておらなければいけない、こう思うわけでありまして、予測とおそれの違いを説明するのに数分間もかかるようなことではいかかなものかなという感じがどうしてもするわけでございます。

要は、この有事法制というのは、先ほども申し上げたように、基本的には非常権付与法というふうな性格、性質、本質を持った法律だということに思えます。でありますから、総理大臣を中心とする対策本部のもとに、出される対処方針、これには各自治体も公共機関等も従っていただく。そして、国民の皆さんもできるだけ協力をしていただく。非常に当たり前の、シンプルな、すきつとした考え方の法律だと思っております。そういうことを事あるごとに、もちろん私ど

も努力をいたしますが、政府として、わかりやすく国民の皆さんにお伝えをし理解をしていただく、そういう努力をしていただきたい、こう思います。

今回の議論を聞いておりますと、例えばこういう御議論がありました。この法案は、いわゆる緊急事態全般を網羅できるものにはなっておらないので、不十分であり、だめだ、こういう御議論もございまして。私も、もちろんこの法案で十分であるとは全然思っておりませんで、一刻も早く残された二年の期間の中で関連法を、二年と言わず、できるだけ速やかに整備をしていかなくちやいかぬ、これはあくまでも第一歩にすぎない、しかし第一歩すら踏めないようなことではしょうがないというところで、ぜひ成立をさせるべきだ、こう思っております。

もう一つは、この法案は余りにも古典的な戦闘あるいは古典的な戦争を想定して書かれたものであつて用をなさない、こういう御指摘もあつたと思ひます。しかし、私は、その最も古典的なものか基本的な、そういう有事というか、ものに備えるものすら今日まで日本は持てなかつたわけでありまして、やはり、言ってみれば零点的状態にあつたわけでありまして、まずはその基礎となる点数をしっかりとこの法案でとる。まずは五十点をとって一刻も早く百点にこれを近づけていくという意味合いで大いに今回の立法の意義はある、こういうふうな思っております。

国民の皆さんも、この十年、地震はあつた、サリンはまかれた、不審船はやつてきた、それから米国での同時多発テロを、テレビであの惨劇を目の当たりにした。本当に、いざというときにこの国は我々の生命財産をしっかり守ってくれるんだろうか、そういう不安感も私は国民の皆さんはお持ちだと思ひます。したがって、今回の立法を契機に、早急に全般の体制を整備していかなければならないと思うのでございます。

例えば、アメリカにFEMAという、連邦危機管理準備局だつたと思うんですが、組織があつ

て、大地震のときに大変活躍をしたということがあります。しかし、このFEMAという組織は、そもそも核戦争に対応するために考案、組織されたものであつて、国家にとつて最悪の事態に備えていたからこそ、その他の緊急事態にも対応することができたことだと思ひます。

今そういう蓋然性があるのか、有事という危険性があるのか、何でそんなことを国会はやっていふんだ、こういう御議論もありますが、決してそうじゃない。国家にとつて最悪の事態に備える体制があつてこそ、ありとあらゆる緊急事態にも応用がきく、こういうことだというふうな思っているわけでありまして。

テロ対策や不審船対策についてもわかりでありまして、基本がないところに応用編はないわけでありまして、その基本を今回の立法でつくらせていただくというふうな考えておるし、そういうふうな国民の皆さんに説明すべきだと私は思っておりますが、官房長官、いかがでしょうか。

○福田国務大臣 国及び国民の安全にとつて最も緊急かつ重大な事態でございまして武力攻撃事態に対処する法制は、国の備えとして当然整備をされなければならぬものでございまして、国家存立のための基本でもあります。

今般、政府では、我が国の緊急事態対処の全般について改めて見直すことといたしまして、かかる基本的な法制でございまして武力攻撃事態対処法の整備を図るとともに、安全保障会議の機能強化、武装不審船に対する対処態勢の強化、テロ対策の推進等を進めようとしておるところでございます。

このような政府の考え方につきましては、四月十六日の内閣総理大臣談話において明らかにしておるところでございますが、引き続き国民の十分な理解を得るよう努めながら、いかなる事態にもすき間なく対処できるように、安全な国づくりを進めてまいりたいと思っております。

○岩屋委員 私は、各党の皆さんにもぜひお願いをしたいと思ひます。

例えば、民主党さんは、この議論が始まるかなり前に、党としての有事法制に関するところか緊急事態に関する考え方を取りまとめられました。私は非常に敬意を払ふべきことだと思っております。しばしば質問に立たれております岡田政調会長も、極めて真摯な姿勢でこの議論に取り組んでいただいておりますし、心から敬意を表したいと思います。

自由党さんも、けさの新聞でしたか、党としての独自の案をまとめられると。藤井裕久先生が冒頭の質問でそういうことをおっしゃっておられましたが、恐らく、小沢一郎先生の年来の御主張に基づきそれなりの統一感、整合性を持ったそういう案になつて出てくるものと思ひます。今骨子をちょっと同僚議員から渡していただきました。まだ勉強してないので、勉強させていただきます。機会があればぜひ議論もさせていただきます、こう思っております。

それから、他の政党の皆様も、まさか有事法制というかそういう危機管理体制が全くなくていいなどと思つておられるところはないはずでございまして、やはり、各党の英知というか国会の英知を集めてこの法案はぜひ成立をさせるべきだと思ひます。

これは、それぞれがばらばらのことを言つておつて、おれたちはそもそも反対だとか、いや、おれたちは百点じゃないから嫌だとか、そういうことを言つて国会がばらばらに対応してこの法案が成立をするということは、本来は事柄の性質上望ましくないことだと思ひます。

米田建三先生の質疑の中にもありましたか、要するに、こういう法律があることが抑止力につながるのではないかと。私はそのとおりだと思つておりました。だとするならば、日本の国論ができるだけこの問題については統一をしておる、各党の主義主張はいろいろあるけれども大方まとまって日本に有事法制が見事にできたということが我が国の抑止力を高めるということにもなつていくと思ひますので、ぜひお互いにそういう姿勢で残りの

議論を進めていかなければいけない、こう思っているところがございます。

官房長官、もう一つの基本論に、国民の権利の制限、そして国民の協力という問題がございます。

言うまでもないことですが、武力攻撃事態というものは、国家の主権が脅かされる、国民の生命財産が直接危険にさらされるということでございます。一刻も早くこれを撃退し排除する、これが何よりの目的になるわけでございます。

国民の皆さんの基本的な権利、もちろん平時においては一〇〇％保障されておらなければなりません。けれども、有事に際しては、武力攻撃事態に際しては、人権の最たるものは生きる権利でございますから、命でございますから、命なくして人権もへたつくりもないわけでございます。一時は、必要に限りにおいてそれが制限されることはやむを得ない。しかし、事態が終結し次第、政府においてその損失はきつちりまた補償をされなければならぬという考え方は、今法案においてもきちんと貫かれておる、こういうふうな思われでございます。

国民の皆様にも、何も銃をとってくれと言っているわけではない。石破先生御指摘のように、対策本部の指示に従って、できるだけ速やかに安全なところに相協力して避難をしていただく。これは、いたずらな非協力は、みずからの命を危険にさらすばかりでなく、その他の命をも危険にさらすことにつながるわけでありまして、協力をしていただくべきことは私は当然のことだと思っております。本来は、責務と書いておつても決しておかしくないことではないかな、こう思っているんです。

この当たり前のことは、国民の皆さんに真摯に問いかねば必ず御理解をいただける、こう思うんでございますけれども、この国民の権利の一時限、そしてその回復、さらには国民の協力といったことについて、官房長官の御説明を改めてお伺いしたいと思います。

○福田国務大臣 国民であるからには、国民の権利、そしてまた国民の義務という双方があると思えます。そのバランスの上に成り立っているものであると思えますけれども、武力攻撃事態におきましても、やむを得ず国民の権利を制限するということは、国及び国民の安全を保つという高度の公共の福祉のために必要最小限のものでなければなりません。そして、このことは、「国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」という憲法第十三条の趣旨に沿ったものでございます。

また、武力攻撃事態において、国、地方公共団体及び指定公共機関が対処措置を実施する際には、国及び国民の安全の確保のために、国民の方々にも御協力いただけるものと期待しており、国民の協力について規定をしております。この規定は、法的に拘束するものではございませんが、国民の方々に、それぞれの置かれた状況の中で、避難また被災者の保護等に関してできる限りの協力をいただきたい、こういうふうに考えているところでございます。

○岩屋委員 それでは、各論というか個別の話に入る前に、いっても、だんだん時間がなくなつてきておりますが、防衛庁長官に基本的な問題を一つお伺いさせていただきたいなと思つてございます。それは、集団的自衛権の問題なんです。私は、これまでの政府の集団的自衛権の定義というのは、どうも違和感がある、おかしいなとずっとずっと思ひ続けてきたんでございますが、念のために、集団的自衛権の定義をちょっと正確に聞かせてください。

○中谷国務大臣 国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化されるという地位を有しているものとされておりました。我が国が国際法上のこの集団的自衛権を有しているということは、主権国家である以上、当然でございます。

然でございます。こういう意味でございます。○岩屋委員 自国が攻撃されていないにもかかわらず、密接な国が攻撃されたときに、これを実力で排除する権利が集団的自衛権だという解釈というが定義ですけれども、これは我が国が日本政府がためにした定義であつて、それが国際社会の中で共通の定義なのかということをおは非常に疑問に思っているんです。

というのは、よく引き合いに出される国連憲章の中にこのくだりが出てくるわけですが、それは、加盟国が他国から攻撃された場合に、国連が正式に動くまでの間は、個別的並びに集団的自衛権をもって対処すべしということが書かれてある。このくだりで出てくるわけですね。

ということは、集団的自衛権というのはどう読むべきかということ、同盟国の支援を得て、密接な関係にある国の支援を得て自国を防衛する権利と読むのがこの文脈からいへば私は正しいのではないかと、あるいは、もう一歩だけ踏み込むと、同盟国と共同して相互を防衛する権利のことを集団的自衛権というのではないかと、そういう定義の方が正しいのではないかなというふうに思つておりました。

今回の法案は、日米安保に基づいて米軍と共同して対処することが前提となつていふ法案ですね。ということは、米軍の支援を得て、同盟国の支援を得て我が国を防衛するということは、それは集団的自衛権を行使するというふうには読むのが、私は、本来の国語であり、正しい定義、解釈なのではないかとずっと思つてきておるわけでございます。

なぜこんなことを言うかという、今回の法律案は、もちろん日本が攻められたときに反撃するということなんで、個別的自衛権の世界なんです。集団的自衛権は関係ないよという整理のもとにくられております。しかし、たびたび説明がありましたが、周知事態法は、あくまでも集団的自衛権行使にかかわらないように、武力行使と一体化しない

ようにというたがをはめておるのに、併存する武力攻撃事態の方では、いや、それは我が方の問題だから米軍と共同してやるんだ、その米軍には支援をするんだ、こういうことになつておつて、それから、集団的自衛権の問題はどうなんだと、必ずこの議論に、壁におちたわけでありまして、私は、本当は、この集団的自衛権は正しい定義に変わるべきだと。もつとと言うと、憲法解釈を変えるべきだということでございますけれども、本当はそこまで行かなくやいふまでたつてもまたもな日本の安全保障政策はつくれないと私は思っているんであります。

したがって、集団的自衛権は、我が国は有してゐるし、行使することもできる、ただし、同盟国が攻撃されたときに出ていくかどうかという判断は、あくまでも政府の政策判断であり政治判断である、こういうふうな構えのものが私は正しいと思うし、本来はそうあるべきだと思つておるんですが、今すぐにどうこうしろとは言いませんが、防衛庁長官のお考えを聞かせてください。

○中谷国務大臣 この議論の定義となる自衛権ということにつきましては、我が国の場合、過去の国会答弁で、日本国憲法は自衛権は禁止してないけれども、自衛権の行使、発動については自衛権発動の三要件に限られるというのが従来からの説明でありまして、この三要件は、我が国に対する急迫不正の侵害があること、これを排除するために他の適当な手段がないこと、必要最小限度の実力行使にとどめるべきことというふうになつております。したがって、集団的自衛権につきましては、行使し得ないという立場でございます。

○岩屋委員 ですから、もう深くは聞きませんが、今の政府の定義は、私にあえて言わしめれば、集団的自衛権ではなくて、集団的他衛権のことですね。そうですね。自分のところは攻められていない、同盟国、仲間が攻められている、だからそこに行つて加勢するんだといったら、集団的他衛権ですね。だから、国語というか特に漢字に

はそれぞれ意味があるわけでございまして、正しく使わなきゃいかぬと思います。これは、ぜひお互いに議論をして、いつかは乗り越えましよう。そう思っておるわけでございます。

それで、時間がなくなりましたが、では一、二点だけお伺いして終わりたいと思いますけれども。

石破委員の議論の中にもあったと思います。自衛隊の地位をどう明確化するか、位置づけるかというところでございますが、特に私が心配しておりますのは、いざ武力攻撃事態になった場合に、戦闘が行われる、相手を捕まえることもあれば、こつちも捕まることもある、お互いに捕虜になることもあるというのは、当然想定されることだと思います。

ところが、例えば捕虜の待遇ということをとってみても、自衛隊並びに自衛隊員の地位というのが明確になっておらないと、とんでもない不当な扱いを受けることになりはせぬかということを中心配しているわけでございます。ジュネーブ条約によって、捕虜になった軍人は人道的な処遇を受けることになっております。一方で、武装軍隊の構成員にあらずる個人が行う交戦行為は、むしろ戦争犯罪に問われる、これはハーグ陸戦法規でございますが、これが国際社会の常識だと思っております。

ところが、我が政府は、自衛隊は一般に言う軍隊ではないということを言い通してきているわけでございまして、先ほどの長官の答弁では、必ずしもそういうニュアンスではありませんでしたけれども、私は、このところをしっかりとしておかないと有事に備えるということにはならない、我が国に対して武力攻撃を行う某国が、身柄を拘束した自衛官を、日本政府はこれは軍人じゃないと言っているんだから軍人として扱う必要がないということも起こり得る可能性がある、こう思うわけでございまして、その点についてはいかがですか、やはり国際法上の地位というものを明確にしておく必要があるんじゃないでしょうか。

か。

○中谷国務大臣 今お話がございましたジュネーブ条約ということにつきましては、武力紛争に際して武力を使用することを任務とする国家の組織を指すものと考えられるところ、自衛隊は、外国からの武力攻撃に際して我が国を防衛することを主たる任務とする組織でございまして、こういう意味におきまして、自衛隊は同条約上の軍隊、自衛官は同条約上の軍隊の構成員として取り扱われるものと考えられるわけでございます。

しかしながら、我が国におきましては、憲法によりまして、司法につきましては特別裁判所に当たたるものが禁止をされております。これは憲法七十六條でございまして、旧軍の軍法会議のような通常の裁判体系と切り離されたものは許されていないということでございます。

このジュネーブ条約につきましては批准をいたしておりますが、その法律整備がなされていないというところでございまして、私は、早期にこの整備を図る必要があるというふうに思っております。

○岩屋委員 今の長官の御答弁の中にも出てきておりましたが、もう一つの心配は、果たして有事になったときに本当に自衛隊は役に立つのか。ちよつと言ひ方は余りよくありませんが、つまり、国民の皆さんに対しては、官房長官おっしゃったように、協力していただくことを期待する、特に明確な義務も処罰も設けなくてそれはいいかもしれない。しかし、実際に武力攻撃を排除する、その戦闘行為に当たる自衛隊は、やはり一つの軍隊としての規律が明確に保たなければ、とても武力攻撃に対処するというにはならないと思うのでございます。

そういう意味で、今もちよつとお話がありましたが、日本には軍法がない、軍刑法がない、したがって軍事裁判もない。自衛官は一般市民と同様の裁判権を持っておりますが。しかし、各国ともに、やはり軍というものの性格あるいは特殊性、その使命にかんがみて、独自の、軍だけに適用される法体系を持つている。これは、自衛隊の皆さんに対して、指示に従っていただくことを心から期待していますと言うだけで済ますわけにはいかないの、やはりこれについても、自衛隊を正式に軍隊と認めて、軍人としての名誉、処遇をしつかり与える一方で、また、厳しい軍刑法、あるいは、軍事裁判という名称が適当かどうかは別にして、そういう特殊な裁判制度というものも考案されてしかるべきではないかな、こう思うのでございますが、その点についてはいかがでしょうか。

○中谷国務大臣 各国の交戦規定とか、また自衛権等の考え方は万国共通なルールのもとに行っているの、がしかるべきだというふうに思っております。そして、そういう意味におきましては、国際法や国際慣習に従って自衛隊も行動すべきでございますし、また、我が国におきまして、そういった国際的なルール及び我が国における法令に基づいた行動が必要でございまして、そういう中で今後とも検討してまいりたいというふうに考えております。

れる法体系を持つている。これは、自衛隊の皆さんに対して、指示に従っていただくことを心から期待していますと言うだけで済ますわけにはいかないの、やはりこれについても、自衛隊を正式に軍隊と認めて、軍人としての名誉、処遇をしつかり与える一方で、また、厳しい軍刑法、あるいは、軍事裁判という名称が適当かどうかは別にして、そういう特殊な裁判制度というものも考案されてしかるべきではないかな、こう思うのでございますが、その点についてはいかがでしょうか。

○中谷国務大臣 各国の交戦規定とか、また自衛権等の考え方は万国共通なルールのもとに行っているの、がしかるべきだというふうに思っております。そして、そういう意味におきましては、国際法や国際慣習に従って自衛隊も行動すべきでございますし、また、我が国におきまして、そういった国際的なルール及び我が国における法令に基づいた行動が必要でございまして、そういう中で今後とも検討してまいりたいというふうに考えております。

○岩屋委員 例えば永世中立国スイスの軍刑法でも、敵前逃亡は死刑でございまして。各国もほぼ同じようなことでございまして、私、好んでそういう話ばかりをしたいとは思いませんけれども、武力攻撃事態を排除せんとする組織において、やはりそのぐらいの厳しい規律というものが必要だということは、この際しっかりと指摘をさせていただきます。それでは、もう時間が十分なくなってきましたが、官房長官に安全保障会議法の一部改正についてちよつと伺いたいと思います。

事態対処専門委員会、第八条ですが、これを設置することとなっておりますが、この委員会は常設されるんでしょうか、そして、その委員会にはどのような職員を任命することになっているのか、御説明いただきたいと思います。

○福田国務大臣 今回の安全保障会議設置法の一部改正案によりまして設置することといたしております。まず事態対処専門委員会につきましては、常設

でございます。常設するものであり、この委員会の委員につきましては、内閣官房及び関係省庁の中から局長級以上の関係者を任命しようというふうに考えております。

委員の任命を含めまして、委員会の具体的な運営につきましては今後決めていくこととなりますが、内閣官房長官のもとで平素から専門的な調査分析を行い、会議への進言を行うことにより、事態対処に関する会議の審議を的確に補佐するということは十分可能であるというふうに考えております。

また、委員の任命につきましては、関係省庁から専門的知見を有する関係者を選定すべきことは当然でございます。

○岩屋委員 しかし、私、ちよつとこれは、そのようなことだけでいいのかなという感じがしてなりません。というのは、この局長級の委員会を平素から開催する、こうなっておりますが、その事務局は常設されるということになっておらないです。よ。だから、やはり私は、この事態対処専門委員会には常設の事務局を設けて、そこにしかるべき人材を備えて日ごろから準備をしておく必要があるんじゃないかな、こう思っておりますが、いかがですか。

○福田国務大臣 この法案が成立をいたしましたならば、どのような体制でこの会議を運営していくかということについて早速検討を行いたいと思っておりますけれども、内閣官房が中心となりまして、そして、事務局を置くかどうか、事務局を置くのであればどのような規模のものを置くかとかいったようなことを総合的に考えていかなければいけないと思っております。

○岩屋委員 それと、その事務局なるもの、事態対処専門委員会に一体どういう情報が入るかということなんですけれども、私は、日本の場合は、それぞれのいわゆる情報を扱う機関はそれぞれにかなり立派な仕事をしていただいていると思うんですけれども、何せそれを統合運用するしつかりした仕組みができておらないというふうにかねて

から思つておりました。

外務省にもそういう組織があり、防衛庁にももちろんあり、警察にもあり、公安調査庁にもあり、今度人工衛星が打ち上げられて上からも見る。しからば、そういう情報をいかに統合運用できるかという組織をいよいよ日本も立ち上げないことには、攻められたときの準備ばかりしておつて、攻められなくするというのがもちろんその前にもっと大事なわけですが、そういういわゆるゆるいインテリジェンスコミュニティーですね、情報の統合運用のための組織をこの危機管理体制の一環として整備すべきだと思いますが、それについての官房長官の御意見を伺つて、質問を終わりたいと思います。

○福田国務大臣 ただいま申し上げましたように、その体制についてこれから考えてまいりたいと思いますが、御意見は、本日のところ、承つておくということにさせていただきます。

○岩屋委員 しっかりとつてくださいます。

時間が来たので終わります。

○瓦委員長 次に、田端正広君。

○田端委員 公明党の田端でございます。

大臣には、大変御苦労さまでございます。大変大事な法案なので私もさまざまな角度からいろいろと確認も含めてお尋ね申し上げたいと思いますが、まず、外務大臣、瀋陽総領事館事件についてお尋ねしたいと思います。

今回のこの事件は、国家の主権にかかわる問題でもあり、また、それがテレビの映像という画面を通して私たちも大変な衝撃を受けたわけでありますが、国際法上からいって、これは許されるべきでないことだと思いますけれども、しかし、これは隣の国、中国と日本との関係、また、ことしは国交回復三十周年、こういう非常に大きな佳節の時期でもあります、そういった意味で、事態が変なことになるということはできるだけ避けなきやらない、こう思います。

そういう意味で、まず、この問題に対して、人道の問題から、この五人の住民の方は今どうい

う立場にあつて、これからどういう方向になつていくのか、今外務省でわかっている範囲でお答え願いたいと思います。

○川口国務大臣 ただいま委員がおっしゃられましたように、日中関係というのは、もちろん、言うまでもなく非常に重要であり、特に国交回復後三十年というこの年にこういう事件が起こつてしまひましたことは、まことに残念であり、遺憾でございます。これを大きな問題とすることなく、適切に対応していかなければいけないと私も考えております。

今回の中国側の対応につきましては、中国側の武装警察が我が方の同意なく我が方の総領事館に侵入をしたということでございます。これは、領事関係に関するウィーン条約第三十一条、これが規定する領事機関の公館の不可侵に反するものであるということでございます。極めて問題があると思つております。

中国側に対しては、この件につきまして北京及び東京でハイレベルで強い抗議を行ったところでございまして、十日には、私から武大偉在北京中国大使に對しまして、この五人の引き渡し、それから、本件に関する陳謝、再発防止の保証を求めたところでございます。

我が国といたしましては、国際法上、それから人道上の観点から、冷静かつ毅然として対応をしていくことが重要だと考えてございまして、本件の早期解決に向けまして全力を尽くす考えでおります。特に、連行されました五人につきましては、人道上の観点から配慮されるということが大変に重要だと考えております。

(委員長退席、金子(一)委員長代理着席)

○田端委員 その五名がどういふふうな身の振り方になるのかをちょっとお尋ねしたんですが、そのところをもう少し詳しく言つていただけたらと思います。

同時に、大臣、日本と中国の報告が余りにも食い違つてゐるわけですが、これはぜひ国民に向けて、日本を信用するのか、中国を信用するのかと

いうぐらいの気持ちで、ちょっと御答弁いただきたいと思ひます。

○川口国務大臣 五名の関係者の取り扱いについてのお尋ねでございますが、先ほど申しましたように、人道上の配慮ということが極めて重要であると思つてございまして、すなわち、だれであつても、また、どのような場合であつても、みずから迫害がなされるおそれのある国に送られてはいけないうことが重要だと思つております。

それで、昨今、中国側とどういふような交渉をしてゐるかということでございますけれども、中国側とのやりとりについて、具体的なことを実は申し上げることは差し控えていただきたたいと思ひますけれども、報道にございますように合意に至つてゐるということではございませんで、また、第三国への出国に向けての合意もございません。

いずれにいたしましても、政府といたしましては、人道上の観点からも、中国側との協議を通じてまして早急にこの問題を解決したいと思つております。

事実関係について、これは小野領事移住部長を瀋陽に送りまして調査をいたしまして、その結果を私が十三日に発表させていただいたところでございまして、同意があつたかどうかということについて、中国側とは意見が違つたということでございます。これについては小野部長と中国側と協議をいたしまして、この違いについて議論をいたしております。今後とも協議を行つていくということでお話を進めたいと考えております。

○田端委員 そこで、事件当日、八日の朝の日本大使館における阿南大使の発言が大変大きな問題になつてゐるわけですが、つまり、新聞報道によつて、北朝鮮脱出住民が大使館に入つてきた場合には追い出せというか入れるな、こういう趣旨のことを言われたようであります。

このところ、大変誤解もあるようなことではあるかと思ひますけれども、しかし、私は、この問題は、根本的には、日本が、政府として難民を

どうするか、受け入れるかどうかということを確認してゐないがゆえに、在外公館としては、現場の対応としてどういふふうなことが発言にも結びついてゐるんじゃないかと。阿南大使個人の発言そのものに対しての責任ということも、それはもちろんありますが、しかし、それだけに責め切れるものじゃないんじゃないか、国の態度がはっきりしていないがゆえにどういふことにもなるわけだろう、こう思ふわけでありまして、官房長官、この問題については、どういふふうな政府としての見解でしょうか。

○福田国務大臣 確かに、御指摘のように、我が国が難民問題に対してどういふ形で向き合ふかということについて、これにしっかりとした考え方を持つて対応しているというようには言えないような感じがいたします。ただ、人道上の問題として、そういう事態が発生した場合には、的確な対応ということ、これはできると思ひます。

そういうことで、やはり政府全体でどういふような考え方が明確でないときに末端の領事館がどういふ対応ができるかということについて、いろいろ問題が生ずる原因があるのではないかと、これがもし指摘されるならば、そういうこともあり得るというように私は思ひます。

やはり、このところはしっかりと方針を持つべきであらうかと思ひますが、しかし、この難民問題というのは非常に難しい問題を含んでおりますので、これはひとつ与党の中でも御議論いただきたいと思ひますし、また、これは国民として、国民全体としてどう考えるかという視点というものもあるかと思ひますので、この国会の議論の中においても取り上げていただきたい課題であるというように考えております。

阿南大使の発言につきまして、私は、極めて常識的な注意というか、発言であつたらうというふうな思つております。

万難民が大使館構内に入つた場合には、人道上の保護をするということは、これは当然でございますので、また、そういうことをするという気

持ちは、当然、外交官もしくは総領事館の館員たちは持つていたであろうように思います。

ただ、あの場所の治安の状況とか、昨今のテロとかいったような問題も含めまして、どういう対処をするかというのは、その場所で大変難しい判断を迫られるというようにあるかと思ひます。その難しいときに、一歩その対応を間違えると大変難しい問題になる。今回のケースもまさにそういうようなことではなからうかと思ひますけれども、その辺について中国側とよくお互いの意見交換をして、理解を深めて問題解決に当たらなければいけない問題だというふうに思っております。

○田端委員 この問題は、瀋陽総領事館の副領事が大使館の公使に電話で指示を仰いだ際に、そのときにも、連れていかれても仕方がない、連行されても仕方がないような趣旨のこの答えがあったというふうな報道されておりますけれども、このことも、やはり難民を受け入れるか否かという、その姿勢がはっきりしていないがゆえに現場的対応としてはそういうふうになったのではないのかなという我々としての推測ができるわけであります。

外務大臣、この大使の発言、あるいは今回の副領事が公使にお尋ねしたときのいきさつの経緯等々踏まえて、この問題に対して、政府としても難民、亡命の受け入れということに対して検討を開始すべきだと我々は思いますが、外務大臣はどういうふうな御所見でしょうか。

○川口国務大臣 ただいま官房長官からお話がございますように、この亡命者あるいは難民の受け入れ、この問題は非常に難しい問題だと思ひますけれども、広く国民の皆さんの御理解と御関心をいただいて議論をしていくということが、幅広く議論をしていくということが重要ではないかと私は考えております。

先ほどおっしゃった大使の発言については、官房長官おっしゃったとおりでございますし、それから最後、五名が連行される前に両手を広げてと

めていた警備担当の副領事が手をおろしたということに関して、公使からあった指示というのは、現場が非常に不測なことが起きかねないような状況であったということがございまして、そういうこととなったわけでございすけれども、これは決して、同意を与えた、そういうことではないというのを申し添えさせていただきます。

○田端委員 少し、ちよつと具体的なこともお尋ねしたいと思ひますが、警備体制というのは一体どうなっているのでしょうか。

例えば、監視カメラとか、そういったことは必要だと思ひますし、それから警察官あるいは自衛隊出身の方、そういうプロの方に、プロといひますか、それだけの経験のある方に警護を任せるといふ、そういうことも考える必要があると思ひます。

私は、数年前、ベルーの事件が起こつて、占拠事件がありました、こういった教訓が、そういう意味では生かされていないんじゃないか、こういう感じがしておりますけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○田中政府参考人 瀋陽総領事館の警備体制についてのお尋ねでございますけれども、瀋陽の総領事館には、在外公館警備対策官として、この事態の処理に当たった副領事でございますけれども、その副領事一名を配置しているということでございます。それ以外には、中国人の警備員二名、これは契約に基づく警備員でございますけれども、これを正門のゲート付近に配置をして、具体的な、身分証明書、来訪目的の確認という事務に当たらせているということでございます。

それから、カメラについてのお尋ねがございしたけれども、いわゆる監視カメラというものは館内に五台設置をされているということでございす。

○田端委員 この際、在外公館に關してのそういった警備上のチェックも総点検していただいで、今度こそ、そういった意味の危機管理といひますか、そういうこともしっかりとやっていただ

きたい、こう思ひます。

この問題に關しては、やはり外務省の問われてゐる大きな、本質的な問題もあるんだろつと思ひますし、外務大臣として、どうぞこの意識改革、そしてまた危機管理の、緊張感を持つて仕事に臨むというそういう姿勢、こういったことを含めて、外務省改革の中でどういう位置づけでやっていくのかということ、再度御決意としてお尋ねしたいと思ひます。

○川口国務大臣 今先生が御指摘になられた警備面の問題と並んで、意識面の問題それから指揮命令系統の問題というのは、私どもの調査でも、問題であるということと述べさせていただきましたけれども、現在行いつつある外務省の改革の中で、この点に特に留意をいたしまして、改革を深く広く進めていきたいと思つております。

○田端委員 今回のこの武力事態安全平和確保法の審議に際して、私は、これはこれとして、万が一に備えてどうあるべきかということ議論する、これは大変大事なことで、そういう認識であります、しかし、ふだんからそういうことが起こらないように、いかに平和外交、そういう努力を日本としてやっていくかということがそれ以上にもつと大事だろつ、こういう思いがいたします。

それで、お尋ねいたしますが、日本が平和外交を貫いていく上でこれからますます大事になっていくだろつという意味で申し上げますが、その基軸といひますか、考え方の基本として、貧困とか飢餓とかエイズとか薬物とか、こういったことが大きな根底にあるわけですから、人間の安全保障といひますか、一人一人の人權を守っていくといふ、そういう視点に立つた政策、そして外交努力、こういったことがこれからますます必要になつていくのではないかと、そういう思いがいたします。

一人一人の人權、生存にかかわるそういう政策を日本外交の基軸に据えてこれからやっていく、こういうことにもつと重心を移してはどうか、こ

ういう思いがいたしますが、外務大臣、いかがでしようか。

〔金子（二）委員長代理退席、委員長着席〕
○川口国務大臣 地域間の外交それから地球全体の例えれば環境問題のようなグローバルな問題へのかかわりと並んで、人權、委員がおっしゃったやうな人間の安全保障の問題というのは非常に重要な問題だと思つております。委員のお考えに私は賛成でございます。

○田端委員 それで、そういう視点に立つて、国際平和協力支援センターという考えもあるやうですけれども、例えば、NPOの皆さんとかボランティアの皆さんとか、つまり、民間の活力と官の力とで、官民一体になつた、PKOではないそういう組織をつくつて国際貢献をしていくという、こういうことも大変大事ではないか、こう思ひます。

それは、例えば地雷の撤去とか、道路とか上下水道の復旧整備とか、あるいは選挙の立ち上げに對しての応援とか、教育の支援とか、さまざまなことがあるかと思ひますけれども、民間の人的平和貢献といふものをこれから採用するといふ意味で、こういう一つのセンターを立ち上げて、そしていろいろな形で平和貢献をしていけば、日本が、国際社会における地位といひますか、そういった活動が大きくアピールできるのではないかと、こう思ひます。

だから、これはODAの問題とも絡みますが、ODAとの連携をとつとつ、そういったことをやっていくと、世界に對しての日本の外交のあり方といふことをきちつと提示していくといふこともこれから必要じゃないかと思ひますが、外務大臣、いかがでしようか。

○福田国務大臣 国際社会による平和の維持活動、これは平和の定着とか国づくりの支援という形でもつて広く行われていることとございす。我が国も、こういうやうな分野における協力を強化する、そしてまた国際協力の柱とするといふために、こういう、民間人を活用できるかどうかと

いうようなことも踏まえまして、検討してまいりたいというように考えております。これは、実は小泉総理が今月の一日にオーストラリアのシドニーで行いましたスピーチの中でそういう趣旨のことを述べたわけでございます。

ここで申します平和の定着と国づくり、こういうための協力と申しますのは、長年の紛争によりまして国民の生活の基盤、基礎的なシステムそのものが崩壊してしまった国に對しまして、難民の帰還、元兵士の市民社会への復帰などへの支援、選挙監視を行うことによりまして平和を定着させるということとともに、政治経済、行政システムなどの国の基礎的な制度づくりに取り組むことによりまして恒常的な平和の構築を目指すものであります。

例えば、選挙監視というのは、今PKOでやっているわけでありまして。しかし、この選挙監視というのは、まさに投票日を中心とした数日間の選挙監視を行うということでありますけれども、それをもう少し広げまして、選挙をする仕組みづくりもするというところからスタートするとか、また、民主主義を定着させるような、そういう何か政治的な指導というか、そういったようなものができれば、そういうこともやっていくということも仕事の一つではなからうかと思っております。

このような分野における協力を強化するために、近く有識者の懇談会を立ち上げまして、幅広い議論を行い、提言を行ってまいりたいと考えておりまして、懇談会の開催の形態、メンバーなどにつきまして、今、詳細、検討を行っているところでございます。最終的な結論は、まだいつになるかというところは決まっております。

○田端委員 大変前向きな御答弁をいただいて、ありがとうございます。

例えば、教育とか、日本のすぐれている部分というのはたくさんあると思いますが、それぞれの国に法律を整備する場合に、日本の専門家が行って相談に乗るとか、そういう準備作業のアドバイザーをするとか、そういったことも、いろいろな意

味で人的貢献はあろうかと思っておりますので、ぜひ前向きに御検討、そして具体的に実施していただきたい、こう思います。

外務大臣、実は、ミャンマーのアウン・サン・スー・チーさんが先日解放されましたが、向こうは軍事政権でありますから、そういった意味で、日本がこれからミャンマーに對しているいろいろなかわりを持つていくことによって、アジアの平和ということに大きく貢献できるのではないかと思います。

先日、欧米の大使に続いて日本の津守大使ともスー・チーさんが会われたようでありますけれども、どういう報告が入っているか。あるいは、時期が来れば大臣みずからが、先日来アフガンとかイランとか中東の方も御訪問なさったようでありますが、やはりトップ会談といえますか、大臣がどんどん出ていかれて各国の首脳と直接対話されるというのは非常に大事だと思っておりますので、そういったことも含めて、アジアの平和、安全ということについて一層の御努力をお願いしたいと思っておりますが、ミャンマーの問題についてはどういうお考えでしょうか。

○川口国務大臣 ミャンマーにつきましては、ただいま委員がおっしゃられましたように、アウン・サン・スー・チーさんの行動制限が解除されるといった一定の前進があったわけでございまして。

私どもは、我が国は、今までもミャンマーの民主化に向けてさまざまな働きかけをしてまいりまして、先日、津守大使がアウン・サン・スー・チー女史にお会いをしたときも、日本のそれまでの行動に對しての評価をしていただいたと私は承知をいたしております。今後、このミャンマーの民主化の動きをさらに進め、政治犯の釈放を進めていただいて、民主化の流れを不可逆なものにすることが必要だと思ひまして、我が国もこの面ですらなる努力をしていきたいと考えております。

私、アフガニスタンに参りまして、やはり直接

にリーダーの方とお会いをしてお話をし、その現場を見るといふことの重要性を感じてまいりました。ミャンマーにつきましても、今後、もし国会のお許しをいただけるような状況になりましたときに、この可能性も含めまして、ミャンマーの民主化をさらに進める、あるいは政治犯をさらに釈放してもらう、政府とスー・チー女史との対話を進める、これを、信頼醸成段階から実質的な対話へ進展をするということ働きかける等々、どのような方法が効果的であるかということ等を考えながら努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○田端委員 いわゆる有事法制でございますが、マスコミの世論調査によりまして、何回かこれまで各紙に出ておりますが、約五〇％、四八％の人が賛成、反対が二〇％、こういう感じのようでありまして。そういう意味では、万が一に備えてこの法律を整備することは大変大事だと思ひます。国民の中にも非常に大きく広がっているんだと思ひますが、しかし、その中であつて、なおかつ審議には慎重を期してもらいたいという意見の強いことも、これまた事実だと思ひます。

そういう意味で、いざというときに備えての法整備、これは大変大事だと思ひますし、慎重にあらべきだと思ひますが、まず、官房長官の姿勢といひますが、決意といひますが、どういう認識で今回のこの法律を提案されたのか、そういう心の中をちょっと御披露いただきたいと思ひます。

○福田国務大臣 今回御提案申し上げた三法案につきましましては、武力攻撃事態という国及び国民の安全にとつて最も緊急かつ重大な事態が生じた場合における対処を中心にして、国全体としての基本的な危機管理体制の整備を図る、こういうものでございます。平和なときにこそこうした体制の整備を進めておくことが必要でございまして、その意味で、いわゆる有事法制は、国家存立の基本として整備されなければならなかつたものであるというふうに思ひます。

政府というしましては、国会審議を通じまし

て、各党各会派や、広く国民の理解を得るための最大限の努力を続けてまいりたいと思ひます。また、今後、法案の定める目標期間内に進める国民保護法制などの整備に関しても、国民的議論の動向を十分踏まえつつ、多くの国民から理解を得られるよう努力をしてまいりたいと思ひます。

○田端委員 この法律は、武力事態平和と安全確保法、これはつまり、理念法といひますが、基本法といひますが、一般的には包括法といひますが、そういう意味合いであらうと私は思ひます。

それで、いわゆる第一類、第二類、第三類と、国民保護を初めとした、あるいは米軍の支援に至るまで、こういう法律の整備を今後やっていく、こういうことの基本を示したものである。まず、そういう理念を示し、そして今回、二年以内にとつて、タイムスケジュールを示したことによつて、これから時間をかけて法体系をきっちりと整備しよう、こういう意思があらわれたのだと思ひますが、まだ国民保護の部分がどういう形なのか見えてこない。そういう意味で、できるだけ早くという声も強いわけでありまして、二年以内というお考えでありますけれども、例えば、できれば、この国民保護に関するところは来年度の通常国会に間に合わせるような、そういうぐらゐの決意で臨まれるということが大事ではないかと思ひますが、官房長官、どうでしょうか。

○福田国務大臣 今回は、いわゆる有事法制の枠組みと申しますか、基本的な考え方を示したわけでございまして、これから検討いたします国民の保護のための法制につきましましては、避難のための警報の発令、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧などの諸措置につきましまして、国、地方公共団体または公共機関等の各機関の役割を具体的に定めていく、そういう具体的な検討をしなればいけません。

そのために、法制の整備に当たりましては、関係機関の意見や国民的議論の動向を踏まえながら十分な国民の理解を得る必要があり、また、その

仕組みをつくる必要があると考えておりまして、法案では法制整備の目標期間を二年以内としたものでありますけれども、十分な検討をするためにはその程度の時間は必要ではないかというように考えております。

○田端委員 ぜひ、できるだけ早く国民の皆さんに全体の像がわかるような努力を重ねていただきたいと思うわけであります。

それで、この武力事態法については、こういう考え方をきちんと逆に整理しておかなければ、自衛隊が超法規的になるということにもなりかねないわけですから、そういった意味では、ぜひ早く体制をつくり上げることだと思えますし、そして、この体制づくりの中で大きな原則をしつかりとわきまえる必要がある、こういうふうにあります。

一つは、憲法の枠内であるということを確認すること、そして集団的自衛権の行使は認めないということ、あるいは国民の権利の制限は最小限にとどめる、こういう基本的な原則を明確に、今回、私は法律の中にもそういったことが配慮されているとは思いますが、全体像の中でもそういうことをきちんと訴えていく必要があるのではないかと、こう思います。

この法案の第三条三項に、「武力攻撃が発生した事態においては、武力攻撃を排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならない。この場合において、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要なと判断される限度においてなされなければならない。」と規定されていますが、これは憲法で認められているところの個別的自衛権の範囲であり、そして先制攻撃はしない、専守防衛である、こういう原則をきちんとこは貫いているんだ、こういう認識であります、官房長官のお考えをお願いします。

○福田国務大臣 まさに委員の御指摘のとおりでございます。この法案第三条第三項では、「武力の行使は、事態に応じ合理的に必要なと判断される限度においてなされなければならない。」この

ように明記をされているわけでございます。

自衛権の発動の要件というものは、いつも三つ挙げておりますけれども、この三つの要件に該当する場合に限られるという、その考え方を規定しているものでございます。すなわち、本項では、いわゆる先制攻撃をしないということも含めまして、専守防衛にのつとめたものであります。

○田端委員 それから、私権の制限については、八条において、国民の協力ということについては、国民は、「指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努めるものとする。」との努力規定を明記しております。そして、強制することではないということと私は理解しておりますが、二十一条の五項に、「国民が協力をしたことにより受けた損失に関し、必要な財政上の措置を併せて講ずるものとする。」というのくだりは、そういう意味で人権に最大限に配慮したものだ、こういう理解でおりますが、そういうことではないのでありますでしょうか。

それから、こういった法律の整備はもちろん必要ですが、私は、この法律ができて、宝の持ちぐされといえますか、使わないことが一番いいのであって、そういうことを願いつつ、万が一に備えてきちんと法的整備だけはしておく、このところをしつかりと政府としても言い切っていたことが大事ではないかな、こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○福田国務大臣 もとより、武力攻撃事態を迎えないようにする日常の外交努力、また、あらゆる面における平和的な国民の努力というものがまず第一に必要なことでありまして、この武力攻撃事態というのは、万が一ということでありまして、しかし、この万が一のことに備えるということが極めて国の基本として重要なことであるということと、今回、この法案を示し、御審議をお願いしている、こういうことでございます。

この法案におきましては、第三条第四項において、基本理念として、日本国憲法の保障する国民

の自由と権利を尊重することを明記するとともに、第二十一条五項におきまして、御指摘のとおり、国民が協力をしたことにより受けた損失に関し、財政上の措置を講ずることを明記するということをいたしまして、国民の基本的権利に最大限配慮したものとなっております。

国及び国民の安全を確保するためには、国民の方々にも御協力をいただくことは重要でございます。そして、そのため、法案の第八条に国民の協力に関する規定を置いておりますけれども、その場合においても国民の基本的権利を尊重することは当然のことと考えております。

○田端委員 次に、本日、官房長官の方からお示しいただいた、武力攻撃事態についての見解でございますが、政府の考え方に基づいてお尋ねをしたいと思います。

つまり、ここで言われているところの、この法律で言われている予測、おそれ、発生という三つの事態があるわけでありまして、これが大変わかりづらいといえますが、それでこういう政府の見解の発表になったということでありまして、

まず、予測ということですが、「事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態」とは、武力攻撃のおそれのある事態よりも時期的には前の段階、おそれよりも前の段階、そして、その時点における我が国を取り巻く国際情勢の緊張の高まりなどから、我が国への武力攻撃の意図が推測され、武力攻撃が発生する可能性が高いと判断されるそういう事態という認識であります。これはつまり、自衛隊法の七十七条で言うところの、事態が切迫して防衛出動が発せられることが予測される場合と同じだということに思えます。つまり、待機命令が下される、そういう事態というふうにご予測事態を考慮しているということでありましょうか。

○福田国務大臣 委員の御指摘のとおりなんです。予測といいますが、予測と申しますと、自衛隊法第七十七条、防衛出動待機命令等を下し得る事態ということでございます。

先ほど御説明を別途申し上げましたけれども、この事態というのは、武力攻撃の意図が推測される、また、そういうことなどから見て我が国に対する武力攻撃が発生する可能性が高いと客観的に判断される事態、そういうことを指しているわけでありまして。

○田端委員 そして、そのおそれというのは、その時点における国際情勢、相手国の明示された意図、軍事的行動などから判断して、我が国への武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していることが客観的に認められる事態、そういうことであり、自衛隊法七十六条で言うところの武力攻撃のおそれのある場合と同じ意味、つまり防衛出動が下される事態、こういうことだと思っておりますが、それでいいかどうか。

そして、さつきは、「例えば、ある国が我が国に対して武力攻撃を行うとの意図を明示し、攻撃のための多数の艦船あるいは航空機を集結させていることなどから見て、我が国に対する武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると客観的に認められる場合」、こういう具体例を示されましたが、そういう状態がおそれということではないということなんですね。確認させていただきたいと思えます。

○安倍内閣官房副長官 「武力攻撃のおそれのある場合」とは、自衛隊法第七十六条の規定する防衛出動下令の要件の一つである武力攻撃のおそれのある場合と全く同じであるということでございます。

これは、その時点における国際情勢や相手国の軍事的行動、我が国への武力攻撃の意図が明示されていることなどから見て、我が国への武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していることが客観的に認められる事態を指すものであるということでございます。このおそれの段階で防衛出動の下令ができるわけでございますから、いわば、もう我が国に対して武力攻撃が行われる寸前である、そういうことが明々白々な状況であると言っても差し支えないのではないかと、このように思いま

す。

○田端委員　そして、その発生した事態でありますが、これは、自衛権発動の三要件が満たされれば自衛権の発動が認められる、そういう事態なんだと思いますけれども、つまり、これは基本的には武力攻撃が始まったときという認識なんです、そこがちょっと微妙な問題があるのかと思います。

着手したときというふうに先般答えられたと思いますけれども、その着手したときというのは、これは、おそれとそういう事態が発生して攻撃を受けたときとの間といいますか、非常に微妙なところに時間的流れとしてはなるのではないかと、こういうふうに感じるわけですが、おそれから一歩進んで、発生状態のちよつと前、こういう感じかと思えますけれども、そういう理解でいいのでしょうか。

○安倍内閣官房副長官　自衛隊は、今委員のおっしゃったとおり、自衛権発動の三要件を満たした場合にはのみ自衛隊法八十八条に基づいて武力を使用することができるということになっておりますが、武力攻撃の発生のみで自衛権発動の三要件すべてを満たすわけではないこととでございます。

また、武力攻撃が発生したときは、必ずしも武力攻撃による現実の侵害が発生したときである必要はなく、武力攻撃の着手があったときであると考えているわけでございます。若干やこしいわけでございますが、いわば、おそれとは、先ほど申し上げたような状況でございます。おそれの段階で私どもは、これはもちろん武力攻撃事態でございますし、また、このおそれの段階で防衛出動の下令ができるということでございます。

しかし、私どもが武力の行使をするに際しましては、ただいま申し上げましたような自衛権発動の三要件が満たされなければならないということでございますが、他方、この三要件が満たされれば、相手国側が着手した段階で我が方としては武力行使ができる、こういう考え、整理でございます。

す。

○田端委員　そういう事態の認定というのが大変大事になってくると思います。つまり、予測からおそれ、そして発生へ、こういう推移があると思いますが、そういう推移に応じて事態認定を行う、その事態認定が閣議ということになるんだと思います。そして、それが国会承認、こういうことになるわけであります。

そこで、予測の段階で、対処基本方針、それが閣議決定をされ、そして事態認定をして国会に承認される、こういうことになると思います。続いて、おそれの段階ないしは発生段階でもう一度対処基本方針がつけられて、閣議決定そして国会承認。こういう二重のシステムになっているという認識であります。そういう意味では、この二重の国会承認があるということ、シビリアンコントロールがダブルチェックされるという意味において大変すぐれたシステムであるという評価をできると思います。

これは、現行の自衛隊法における防衛出動、そのときのみの国会承認に比べれば、そういう意味でははるかにシビリアンがきいている、こういうふうな認識するわけですが、その点について政府のお考えはどうですか。

○安倍内閣官房副長官　対処基本方針に定める武力攻撃事態の認定については、政府としての事態の認識を明確に示し、国民の理解と協力を得た上で対処措置を実施していく観点から、認定に当たって情勢認識等を記載することを考えているところでございます。ただいま御指摘がございましたように、予測の段階におきましても対処基本方針を策定し認定をするわけでございますが、その際も国会承認ということになるわけでございます。

従前でございますと、待機命令におきましては国会承認がなかったわけでございますが、今回は、待機命令におきまして予備自衛官等々、また陣地構築等もあることもかんがみまして、国会承認という大きな新たなハードルをつくって、シビ

リアンコントロールをより一層強めたということでございます。

そして、武力攻撃が予測されるに至った段階から、武力攻撃のおそれのある段階、また武力攻撃が発生した段階と、武力攻撃事態の状況が順を追って推移し、従前と異なる対処措置を実施するような場合には、おそれと武力攻撃というのが、事実上おそれの段階で既に防衛出動が下令をした場合はこれは一体化するわけでございますが、順番に切れていった場合は、従前と異なる対処措置を実施するような場合ということになった場合は、その都度対処基本方針を変更し、国会の承認を得るということになる、このように考えているところでございます。

○田端委員　今の後半のところですが、要するに、対処基本方針が変更になったときは、その都度、これは九条の十二項ですか、準用するというその規定に基づいて国会承認手続、閣議決定、国会承認というのもう一度やる、そういう準用することということではないんですか、変更の場合。対処基本方針が変更した場合に、九条十二項に、国会承認、閣議決定、国会承認を準用する、こういうふうになっているから、だから対処基本方針が変更になれば再度国会承認を必要とする、こういうことですねということですか。

○安倍内閣官房副長官　御指摘のとおりでございます。その都度国会承認を必要とするということとでございます。

○田端委員　予測あるいはおそれ、発生という、武力攻撃事態と周辺事態との併存ということで少しお尋ねしたいと思えます。

例えば、A国がB国の領土を攻める、そしてこの侵攻を排除するために米軍が動き出す。これは周辺事態法に基づく行動だと思えますが、そして、それに日本が後方地域支援活動を行う。A国が例えば弾道ミサイルの攻撃をするような、予測されるような場合、こういう事態が起こってくる。例えば、ミサイル部隊を招集して、禁足令をかけてというふうな情報が入ってきた場合は、つ

まり、予測と周辺事態が併存している、こういうふうなことだと思います。その場合に、自衛隊は活動がどこまで可能なかということ、武力攻撃が発生していないわけですから、自衛隊の武力行使はすることができないという私は認識でありますし、当然法律的にもそういうふうなきちっと整理されていると思うわけであります。

つまり、米軍に対する支援活動と米軍の武力行使との一体化に入っていない、とどまる、そういう認識だと理解しておりますが、まず、それはそれでいいのかわるか、確認したいと思えます。

○安倍内閣官房副長官　ただいま委員の御指摘のとおりでございます。いわゆる周辺事態が起これば、我が国が米軍に協力をしているというときに、その当事国が、我が国に対して武力攻撃のおそれのある事態、または予測される事態というときの状況でございますが、そのときの段階では、我が国に対して武力攻撃事態を行っていないという状況でございますから、我が方としては当然武力の行使はできないということとでございます。

○田端委員　今度は、おそれに発展した場合ですけれども、おそれ事態になった場合と周辺事態、平成九年の日米ガイドラインでも、「周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合又は両者が同時に生起する場合に適切に対応し得るようにする。」ということが明記されていて、その時点でも両者の併存ということが予測されているわけですが、そういう意味で、今度、いよいよミサイルの攻撃が、搭載車両が配備されたとか、そういうふうな明確な事態になつてきた場合、その場合でも、原則として、これはおそれですから、自衛隊、防衛出動が下令されるわけですから、この武力行使に直結することはない、そしてまた、米軍の後方支援に対しても、武力行使と一体化するものでない、これはそういう考え方でいいのかわるかということですか。

○中谷国務大臣　おそれの場合は、まだ武力攻撃

の事態が発生していないわけでございますので、武力の行使はいたしません。

したがって、武力攻撃事態と周辺事態というのは、それぞれ別個の法律の判断に基づくものでありまして、我が国に対する武力攻撃事態が、おそれの場合は発生していません。そういうことで、両者は、併存することはあり得るわけでございますけれども、武力の一体化をすることなく、それぞれの法律に従いまして実施をされるものでございます。

○田端委員 次は、今度、発生した事態と周辺事態であります。

その場合に、例えばA国が日本に向けて弾道ミサイルを攻撃してくる、こういう事態が想定されるわけですが、これは自衛隊法八十八条によつて必要な武力行使ができる、このようなわけでありまして、自衛隊と米軍、この関係が非常に微妙だと思つております。

米軍が周辺事態で活動しているそのことと、そこに自衛隊が後方支援すること、日本が武力事態を排除するために、日米安保条約五条に基づいて日本の防衛のために自衛隊が米軍と一緒に行動する、この二つのことが同時並行で起こってくるわけですが、この場合、憲法との関係で、そのところは、そういうふうには明確に立て分けることが、理屈の上では可能ですが、果たしてこれが実態面でそういうことが言えるのかどうか、その辺が大変心配だと思つて、その点について、いかがでしょうか。

○安倍内閣官房副長官 併存するケースはいろいろあると思つてございますが、今委員御指摘のケースと、またさらに、併存するケースで非常にクリアなケースは、A国がB国を侵襲して、それに対して米軍が介入をして、その米軍に我が国が協力をする周辺事態が発生して、一方、全く関係ないC国が突然我が国を攻めてくるということの状況は、これは当然全く併存するというものになつてくると思つております。

今委員御指摘のケースは、A国がB国を侵略し

て、そして米軍が対処して、日本が周辺事態法にのつとて協力して、さらにそのA国が我が国に対してミサイル攻撃を発射したという状況だということでございますが、これは、それぞれ別個の法律上の判断に基づくこととございまして、我が国に対する武力攻撃事態が発生しているときに、状況によっては両者が併存することはあり得るわけでございます。

また、周辺事態への対処としての米軍支援は、周辺事態安全確保法により、また武力攻撃事態への対応としての米軍支援は、今後整備される新たな米軍支援法制に基づきそれぞれ実施されることとなるわけでございます。その際、我が国は我が国の個別的な自衛権にのつとて日米で共同対処をしているということとございまして、当然それは憲法の範囲内で行われるということだと思つております。

当然、今私が申し上げましたように、併存することが可能でございますが、他方、周辺事態安全確保法の場合は後方地域でなければならぬということとございまして、我が国がほとんど攻められて、着弾するに及ばず後方地域ではなくなりまして、周辺事態の法律にのつとての米軍支援というのは、現実問題としては難しくなるケースの方が多くはないか。

ただ、これはいろいろな状況が想定されるわけでございますから、純粹にこの法律論だけでいえば当然併存するわけでございますし、また、それはしっかりと個別的な法律にのつとての支援ということと切り分けていける、このように考えております。

○田端委員 その点、大変大事なところなのでもう一度確認しますが、同じ国が周辺事態を起すし、そして日本に対しても攻撃を行っている、こういう場合、そのB国を守る米軍、そして日本で武力攻撃を排除しようとして頑張っている米軍と、米軍が二つあると思つて、米軍が二つあるんですが、この米軍が横でつながつていて一体になるのではないか、こつちの米軍、こつちの米

軍、そんなことは考えられませんか、恐らく作戦上は一体になつてやるのではないか、こう思われるわけですね。その場合に、つまり、個別的な自衛権ということで、理屈の上では本当にそれでいくのかどうか、集団的な自衛権のところにひつかつてしまふのではないかと、そのところをもう一度お尋ねしておきたいと思つております。

○中谷国務大臣 まず、議論の整理でありますけれども、我が国への武力攻撃を排除するために行動している米軍に対する我が国の支援については、その支援が米軍の武力攻撃と一体化するものであつても、我が国の自衛権の発動の三要件に合致する限り、憲法の関係で問題が生ずることはございません。

一方で、周辺事態で活動している米軍の支援につきましても、従来の周辺事態法の支援によるものでございまして、これをどう切り分けるかといふことも、ガイドラインにも明記をされておりますけれども、併存するケースについては、調整メカニズム等を通じて、それぞれの事態に依つてそれぞれの法律に従つた支援を行つていくということ、我が国の場合は明確に区別をして支援するということとでございます。

○田端委員 時間が来ましたので終わりますが、その最後のところは非常に大事なところと思つて、もう少し、今後、丁寧に御答弁いただければ、と思つております。

○西川(太)委員 皆様、大変お疲れさまでございます。私、最後の質問者でございます。できるだけ簡潔にお尋ねをしたいと思つております。

最初に、安倍官房副長官にお尋ねいたしますが、今回の法案では武力攻撃事態を対象としていくわけでありまして、私、現下の我が国を取り巻く安全保障環境がいかにあつて、有事と、あつてはならないことではありますけれども、それに対してきちとした法整備をしていくということとは、二つの意味で意味があると思つて

おります。

一つは、これはもうよく言われていることですが、シベリアンコントロール。超法規的に突然、こういうものが整備されないので、こうした緊急事態になれば、当然国民の生命財産を守るために次から次と適切な行動をとらなければいけない。その適切な行動が法によつてきちつと規制されないならば、それが適切を超える過剰な可能性だつて出てくるわけでありまして、そういう意味では、私は、超法規を抑える意味でも、きちつとシベリアンコントロールの観点からこういう整備をしていく必要があると思つております。

もう一点は、これはそういう効果があるかないか、専門家の御意見を伺いたい。したがつてお尋ねをするわけでありまして、いわゆる抑止力という効果はありはしないか。やはり、国を挙げてその自衛権というものをきちつと行使できる体制を整備しておく、そういう心構えを持つて国というものは、不心得な気持ちで仮に持っている周辺国があつたとしても、それを抑止する力が働くのではないかと、こう思つております。

安倍さんにまず第一問、伺いたいと思つております。

○安倍内閣官房副長官 ただいま委員が御指摘されたように、抑止理論とはまさにそのとおりなんだろう、このように思つてございます。

私は、二年前に、アーミテージ国防副長官、當時は違ひましたが、お話をしたときに彼はこう言つたわけでございます。その国の軍隊の成長性を高めれば高まるほど結果としてその軍隊を使うという必要がなくなつてくる、これは皮肉な結果であるが、それが抑止力である、抑止の結果であるということをおっしゃつたわけでございますが、そのように、常に防備を高めることが、結果として、平和な地域、平和な国家、平和な世界をつくつていくということにつながつていくということなんだろう、こう考えております。

○西川(太)委員 そこで、昨年の九月十一日の米国における同時多発テロ、または我が国に対する不審船事案、こういうテロでございましてとか不審

船事案のようなものに対処する態勢を整備することが急務であります。

期限を設定して法整備を行えという意見もあるようでございますけれども、期限を設定するといふのはいかがなものか、こう思いますが、法整備をするといふことは当然のことであると考へます。政府の御所見を伺いたいと思ひます。

○安倍内閣官房副長官 テロ、不審船等につきましても、この法案の中でも重要性が指摘をされておりました、私どももいたしまして、また、この委員会でもその必要性が指摘されているわけでございますから、当然、法案の作成に向けて、またその検討に向けて努力をしていきたい、このように考へております。

○西川(本)委員 次に、中谷長官にお伺いしたいと思ひますが、先ほど来同じ質問が出ておまして、重ねてお尋ねするのはいかがなものか、こう思ふわけでありませうけれども、若干、私も強い関心を持っておりますから、同じようなことをお伺ひしますが、お許しをいただきたい、こう思ひます。

今回のこの武力攻撃事態法における定義がわかりにくいといふことをさき言われてきたために見解を出されるわけでありませうけれども、武力攻撃が発生した事態といふのは、くどいようでありませうが、田端先生と同じことを伺つて恐縮であります。どういふ時点でといふふうに認定をされるのか、これをもう一度お聞かせください。

○中谷国務大臣 西川委員におかれましては、防衛事務次官の御経験もございまして、非常に、安全保障、御見識がございませうけれども、武力攻撃が発生した時点といふのは、基本的に、武力攻撃が始まつたとき、すなわち、相手が武力攻撃に着手をしたときであると考えておまして、武力攻撃による被害の発生が現実にあることを待たなければならぬといふものではございせん。現実の事態におきまして、どの時点で相手が武力攻撃に着手をしたかといふことにつきましては、その時々、国際情勢、相手国の明示をされた意図、攻

撃の手段、態様等々をもつて勘案して判断する必要があると思ひますので、一概に言うことはできませんので、個別具体的に判断すべきものであるといふこととございませう。

○西川(本)委員 わかりやすい説明を国民にするといふことも一方ですごく大事ですね。しかし同時に、軽々しく例を示すといふことは、行動の範囲を狭める、こういう意味もあるんじゃないかなといふ心配をするんですけれども、いかがでしようか。

○中谷国務大臣 そのとおりでございます。国民に知らせるということとは世界じゅうに知らせるということでありまして、攻撃する相手国に手のうちを示すといふことになりませうので、そういう点のデメリットは非常に大きくございませう(発言する者あり)

○西川(本)委員 いろいろ御意見がある方はまた質問に立たれて、ぜひお聞きいただきたい。どうぞ後ろからの、後方支援は歓迎しますけれども、攻撃は御容赦願ひます。

そこで、私は次に、長官に引き続いてお尋ねをいたすわけでありませうけれども、これも先ほどと同じこととありますけれども、武力攻撃事態と周辺事態との関係が不明瞭であつて、周辺事態まで武力攻撃事態が広がるおそれがあるといふことが、実は与党のPTの段階でもこのことは大変厳しい議論になつたんですね。改めてこの段階でもう一度私にも御説明をいただきたい、こう思ひます。それをお伺ひした上で、さらにお尋ねをしたいと思ひます。

○中谷国務大臣 武力攻撃事態といふと、武力攻撃、これは、そのおそれがある場合も含みますけれども、武力攻撃が発生した事態または事態が緊迫して武力攻撃が予測されるに至つた事態でございませう。一方、周辺事態といふのは、我が国の周辺地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態でございまして、武力攻撃事態のように、我が国に対する武力攻撃に直接関連づけて定義をされているわけではございせん。

西川委員におかれましては、防衛庁での仕事の経験もございませうけれども、このように、武力攻撃事態と周辺事態はそれぞれ別個の法律上の判断に基づくものでございまして、状況によつては両者が事態として併存することはあり得るわけでございますが、両者の事態は、周辺事態安全確保法と武力攻撃事態対処法のそれぞれの法律に基づいて別個に認定をされませう。

また、周辺事態への対応としての米軍支援は周辺事態安全確保法、武力攻撃事態への対応としての米軍支援は今後整備される新たな米軍支援法に基づきそれぞれ実施をされることになりませうけれども、新たな法制の整備に関しましては、この法制に基づいて支援の対象となる米軍の行動の目的、支援の方法等を適切に規定することによりまして、この法制と周辺事態安全確保法のおのづからに基づく対米支援を区分して行ひ得るようになることは十分可能であるといふふうに考へております。

○西川(本)委員 対米支援の観点から、この武力攻撃事態対処法案といふゆるガイドライン法を関係づけて見てみると、これはいづれも日本の平和と安全を確保するために重要な法案であるといふ共通項はあるわけでありませうけれども、周辺事態法では、我が国周辺の地域における我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態。

これは、対米支援措置の要件としては三つありまして、一つは、自衛隊の本来任務の遂行に支障のない範囲で行う。これは非常に大事なことです。本来任務の遂行に支障のない範囲で行う。それから、後方地域につきましては、支援措置を実施する期間、武力攻撃が発生しないと認められる地域である。そして、支援の内容については、補給、輸送、修理及び整備、医療、通信、空港及び港湾業務、基地業務等、こういうふうになつてゐるわけでありまして、ポイントとしては、憲法上も、また、いわゆる集団的自衛権の行使はしないという観点からも、我が国としては、米軍の武力行使と一体化すると見られるような支援措置は行

わないといふことが、これは今までも行ひ得ない、こういうふうによつてきたわけでありませう。

ところが、今度の武力攻撃事態対処法案につきましては、武力攻撃またはそのおそれのある場合もあわせて、発生した事態、または事態が緊迫して武力攻撃が予測されるに至つた事態。こういう場合の対米支援措置の要件といふのは、一つは、安保条約第五条に基づいて、我が国への武力攻撃が行われたときの共同対処の義務。それからもう一つは、したがつて、そういう状況の中で我が国を守るという自衛権の発動でありますから、必要な支援措置を我が国として行ふのは当然である。そして、今は残念ながらその法律が準備されていませんが、速やかに、二年以内にこの対処法の法制の一環としてこれらのものがきちつと整備される。こう理解してよろしいんですね。

○中谷国務大臣 そのとおりでございます。周辺事態において米軍が武力を行使している状況下で我が国への武力攻撃の予測またはおそれの事態となつた場合には、我が国は武力を行使できず、米軍も我が国の防衛のために武力を行使することはできません。周辺事態に基づいて行ふ米軍に対する支援は、周辺事態に基づいて行ふこととなりませうけれども、この支援については、米軍の武力の行使と一体化をするといふことはございせん。

状況がさらに推移しまして、周辺事態において米軍が武力を行使している場合に我が国がその相手国から武力攻撃を受けたときには、武力攻撃が発生した事態でございませう。武力攻撃に基づいて我が国に対する武力攻撃を排除するために共同対処している米軍に対する支援は、今後整備される武力攻撃事態時の米軍支援のための法制に基づき行ふこととなりませうけれども、この場合の対米支援については、米軍の武力の行使と一体化をして合致する限り、憲法上も条約上も何ら問題はござ

いませぬ。
なお、我が国に対する武力攻撃を排除すること
を目的としたものである限り、集団的自衛権の行
使に当たるといふことはございませぬ。

そして、周辺事態の対米支援措置と武力攻撃事
態の対米支援措置は併存する場合もあり得るもの
でございませぬが、その場合の我が国の対応は、先
ほど先生がおっしゃいましたけれども、周辺事態
は、我が国の周辺地域における我が国の平和と安
全に重要な影響を与える事態であり、そのために
行動する米軍に対する支援は自衛隊の本来任務の
遂行に支障のない範囲で行われるものであるのに
対して、武力攻撃事態、これはおそれを含む武力
攻撃が発生した事態または緊迫して予測に至った
事態でございませぬが、これに対処することは自衛
隊の本来任務であるとともに、米軍も日米安保条
約に基づき我が国の共同防衛の義務を有している
ことから、当然武力攻撃事態に優先的に対処して
いくものでございませぬ。

○西川(太)委員 そうすると、今のことはよく理
解できましたが、一つだけ今の長官の御答弁で、
周辺事態が推移して我が国に対する武力攻撃が発
生した状況下で、米軍に対する支援はどんな法律
に基づいて行えるというふうにお考えですか。そ
の部分だけちょっと重ねてお尋ねします。いずれ
の法律に基づいて行えるのか。

○中谷国務大臣 我が国に対する武力攻撃が発生
した場合は武力攻撃事態に該当するが、周辺事態
と武力攻撃事態とはそれぞれ別個の法律上の判断
に基づくものでございませぬ。したがって、両
者が併存する状況におきましては、周辺事態への
対応としての米軍の支援は周辺事態法に基づき、
また、武力攻撃事態への対応としての米軍の支援
は今後整備される武力攻撃事態時の米軍の支援の
ための法制に基づき、それぞれ実施をされること
になります。

○西川(太)委員 今の答弁を整理してみるとな
らば、やはりガイドライン法では憲法や集団的自衛

権の規制があつて、米軍の武力と一体化できな
い、これはもう明確になった。しかし、今度のこ
の事態対処法では、我が国が攻撃されるわけだ
ね、またはそのおそれがある、これに対しては、
日米安全保障条約の第五条と、そして集団的自衛
権ではない我が国固有の自衛権を発動させるとい
う意味で米軍に対して支援ができる。これは明確
ですね、この違いは。このところが非常に大事
なことだ、こういうふうに思うわけでありませぬ。
とんとんとんと来たので、思いのほか時間がか
からないでこまで来たわけでありませぬが、私は
あと三問用意してありますので、時間が十分早く
終わりますが、委員長、よろしゅうございませぬ
か。そんなに早く終わったんじゃないかおまえらに時
間やらぬぞと言われないように、これはひとつ。
そこで、まず……(発言する者あり)

状況の中で、避難や被災者の保護等に関してでき
る限りの協力をさせていただきたい、このように考
えているわけでございます。
国民の権利あるいは基本的な人権等を、これは、
最終的に担保するのは国家ではございませぬが、そ
の国家がまさに危機に瀕しているときでございま
すから、そういう意味、またそういう見地からも
国民の御協力をお願いしているというところでござ
います。

は、かなり、愛される防衛庁、自衛隊を目指して
やってきたよな。
しかし、こういう真つすぐな、国防という観点
から国民の皆さんと議論をする機会というのはな
かなか今までなかったはずなんです。私は、そ
ういうことも、恐れずに真つ正面からきちつと
やっていく必要がある、こういうことも含めて国
民に、これは責務じゃないんですから、協力をお
願ひするんですから、総動員法でも何でもないの
で、そのところをきちつとやっていく必要があ
ると思います。

○瓦委員長 質問中ですから、静かにしてください。

○西川(太)委員 私は、次に、これは官房長官に
お尋ねをするわけでしたが、官房長官が戻ってこ
られないので副長官にお尋ねします。

先ほど安倍さんから御答弁いただきましたが、
もう一度どうですか。

○西川(太)委員 私は、次に、これは官房長官に
お尋ねをするわけでしたが、官房長官が戻ってこ
られないので副長官にお尋ねします。
国民の生命と財産が脅かされている緊急事態が
発生した場合、政府が最大の責務を負うことはも
ちろんでありますけれども、国民の皆さんから協
力を得て国として一丸となつて対処することが重
要であるということ、これはもう言うまでもな
いわけでありませぬ。

今度、防衛庁の二十数万を超える諸君も、い
ろいろな意味で、例えば桜祭りとかまたはいろ
ろな音楽祭とか、所によつてはその町の方々と野
球の大会なんかしたり、いろいろソフトな面での
の、本来的なお仕事でない面での接触というの

は、かなり、愛される防衛庁、自衛隊を目指して
やってきたよな。
しかし、こういう真つすぐな、国防という観点
から国民の皆さんと議論をする機会というのはな
かなか今までなかったはずなんです。私は、そ
ういうことも、恐れずに真つ正面からきちつと
やっていく必要がある、こういうことも含めて国
民に、これは責務じゃないんですから、協力をお
願ひするんですから、総動員法でも何でもないの
で、そのところをきちつとやっていく必要があ
ると思います。

○安倍内閣官房副長官 武力攻撃事態におきまし
て国、地方公共団体及び指定公共機関が対処措置
を実施する際には、国及び国民の安全の確保のた
め、国民の方々にも御協力をいただけるものと期
待をいたしております。国民の協力について、そ
の中で規定をしているというところでございませぬ。
しかし、この規定は法的に拘束するものではござ
いませぬ。国民の方々に、それぞれの置かれた

今度の法律における国民の協力の位置づけとい
うものについて、もう一度明確にお答えくださ
い。
○安倍内閣官房副長官 武力攻撃事態におきまし
て国、地方公共団体及び指定公共機関が対処措置
を実施する際には、国及び国民の安全の確保のた
め、国民の方々にも御協力をいただけるものと期
待をいたしております。国民の協力について、そ
の中で規定をしているというところでございませぬ。
しかし、この規定は法的に拘束するものではござ
いませぬ。国民の方々に、それぞれの置かれた

は、かなり、愛される防衛庁、自衛隊を目指して
やってきたよな。
しかし、こういう真つすぐな、国防という観点
から国民の皆さんと議論をする機会というのはな
かなか今までなかったはずなんです。私は、そ
ういうことも、恐れずに真つ正面からきちつと
やっていく必要がある、こういうことも含めて国
民に、これは責務じゃないんですから、協力をお
願ひするんですから、総動員法でも何でもないの
で、そのところをきちつとやっていく必要があ
ると思います。

○中谷国務大臣 やはり、国民の皆様方に御協力
をしていただく上におきましては、何のために国
を守るのか、この国家の意識も考えていただき
たいというふうに思っております。

○中谷国務大臣 やはり、国民の皆様方に御協力
をしていただく上におきましては、何のために国
を守るのか、この国家の意識も考えていただき
たいというふうに思っております。

は、かなり、愛される防衛庁、自衛隊を目指して
やってきたよな。
しかし、こういう真つすぐな、国防という観点
から国民の皆さんと議論をする機会というのはな
かなか今までなかったはずなんです。私は、そ
ういうことも、恐れずに真つ正面からきちつと
やっていく必要がある、こういうことも含めて国
民に、これは責務じゃないんですから、協力をお
願ひするんですから、総動員法でも何でもないの
で、そのところをきちつとやっていく必要があ
ると思います。

○中谷国務大臣 やはり、国民の皆様方に御協力
をしていただく上におきましては、何のために国
を守るのか、この国家の意識も考えていただき
たいというふうに思っております。

○中谷国務大臣 やはり、国民の皆様方に御協力
をしていただく上におきましては、何のために国
を守るのか、この国家の意識も考えていただき
たいというふうに思っております。

は、かなり、愛される防衛庁、自衛隊を目指して
やってきたよな。
しかし、こういう真つすぐな、国防という観点
から国民の皆さんと議論をする機会というのはな
かなか今までなかったはずなんです。私は、そ
ういうことも、恐れずに真つ正面からきちつと
やっていく必要がある、こういうことも含めて国
民に、これは責務じゃないんですから、協力をお
願ひするんですから、総動員法でも何でもないの
で、そのところをきちつとやっていく必要があ
ると思います。

○中谷国務大臣 やはり、国民の皆様方に御協力
をしていただく上におきましては、何のために国
を守るのか、この国家の意識も考えていただき
たいというふうに思っております。

○中谷国務大臣 やはり、国民の皆様方に御協力
をしていただく上におきましては、何のために国
を守るのか、この国家の意識も考えていただき
たいというふうに思っております。

は、かなり、愛される防衛庁、自衛隊を目指して
やってきたよな。
しかし、こういう真つすぐな、国防という観点
から国民の皆さんと議論をする機会というのはな
かなか今までなかったはずなんです。私は、そ
ういうことも、恐れずに真つ正面からきちつと
やっていく必要がある、こういうことも含めて国
民に、これは責務じゃないんですから、協力をお
願ひするんですから、総動員法でも何でもないの
で、そのところをきちつとやっていく必要があ
ると思います。

は、国際社会の中で、自分たちの人権や、また生活、社会活動を守っていくというのは、国際社会の中におきましては国家がそのことを国民に保障するものでありまして、そのために国を守るということが必要であり、自衛隊も国を守るという目的でつくられているわけであります。

そこで、こういう緊急事態、武力攻撃事態におきましては二つのことが必要でございます。

一つは、侵略をしてくる勢力をいち早くせん滅をしてその被害をなくすということ、もう一つは、国民の皆様方に安全な地域に避難をしていただくことでございますが、こういう外敵と戦う場所をつくって、極力国民の皆様方の被害がないようにしていかねばなりませんけれども、そういう環境をつくっていただくのは、ひとえに国民の皆様方の協力でございます、その点におきまして、お互いに、やはりこの国を守るという意識におきまして、それぞれの、武力攻撃事態におきまして、お互いの役割を果たして、目的は、国家を守る、外敵をいち早くせん滅するというところでございまして、この点をぜひ御理解いただきまして、国民の皆様方の御協力をいただくようにしなければならぬというふうに思っております。

○西川(太)委員 私は、今委員長をしておられます瓦長官のときに、政務次官としてお仕えをいたしました。日米防衛首脳会談にお供をして、その後、アメリカの各地を視察する機会がありました。

アナポリスの海軍兵学校には、二名の海上自衛官が教官として、最新鋭のいろいろな機械やいろいろなものを駆使してアメリカの士官を教育する。また、コロラドスプリングスの航空士官学校では、空自の自衛官が、これも教官としてすばらしい指導をしている。そういう国際的に活躍している自衛官の諸君は、私どもにとつては、よい意味で我が国の国防レベルを内外に示している。大変誇らしい思いでその諸君の労をねぎらつてき

た経験がございます。

私は、誤解のないように申し上げますけれども、何も武力を誇示しろとか我が国のそうした力を誇示しろといった次の質問をするんじゃないかと、とつさの場合の訓練とか、そういうことに対処できているのはやはり自衛官なんじゃないかな、こう思うことと、アメリカなどは海兵隊などを使つて在外公館を警備しているという事実があるわけですね。

最後に、瀋陽のこのたびの事案に対して。

在外武官制度というのはないわけですね、武官じゃないんですから。在外自衛官としてわずか百数十人しか海外に出ていないはずですね。大きいところでも大使館に二人ぐらい。それも、警護を任務としてではなくて、情報収集というか、そういう意味で行っているんだと思ひますけれども。情報収集というのは、意見交換というか、いろいろな意味の政策研究といひますか、そういうもので行っているんだと思ひますけれども。

PKOだとか、これから国際社会にどんどん出ていかなきゃならない、こういうことにかんがみて、在外公館に自衛官をもう少し数多く派遣して、とつさの場合に対処できるような、そんな警備をするということは、周辺国及び対象国に対して誤解を招くようなことになるのかという懸念も一方ありますが、しかし、そういうことも必要なのかと思ひますけれども、これについては現時点でまだまだ十分な研究もなされていないと思ひますが、防衛庁長官、御所見を承りたいと思ひます。

○中谷国務大臣 在外公館におきましては、我が国の国民や我が国のためにいろいろな事務手続をしていただいているところでございますが、今回の例を見るまでもなく、やはり警備の必要性はあるというふうに思ひます。

その際には、やはり日ごろから危機管理につきまして、そのマインドを持ち、知識があり、また

経験も積んだ人が警備をするということは非常に意義があることでありまして、防衛庁といたしましては、外務省の要請に応じて、主に所属する在外公館の警備体制の企画立案及び整備等の警備に関する業務を担当させるために、在外公館の警備担当官として、現在三十二の在外公館に三十二名派遣をいたしております。

一方、欧米の主要国、例えばアメリカは海兵隊、ドイツは国境警備隊、カナダは憲兵隊などにおきまして、欧米諸国は、在外公館の警備の企画立案を行う要員のほかに、在外公館の出入管理等の警備任務を直接行うために軍人等の要員を派遣しておりますが、我が国は、このような警備任務を直接行う要員を派遣いたしていません。

在外公館の警備のあり方につきましては、一義的には外務省が所管をいたしてございまして、防衛庁が答えをするということは必ずしも適当ではございませぬけれども、在外公館の警備につきましては、現行法、自衛隊の任務、権限とはされておられません。欧米主要国と同様に在外公館の警備を直接行う要員を派遣することにつきましては、我が国自身の法体系との関係等を検討して、今後とも議論を重ねて検討を行う必要があるというふうを考えております。

○西川(太)委員 私は、外務省の責任を回避しろとかいう目的で今のことをお尋ねしているんでは毛頭ありません。外務省は外務省としての、国民を守り主権を死守するという決意で臨まなきゃいけない。

外務大臣いないけれども、これは国会周辺のテレビでも外務省の諸君も見ているんだろと思ひますからはっきり言ひますけれども、大体あの報告書は、あの中の文言が気に入らない。立ち入りなんて、あんなもの、侵入であり、乱入ですよ。立ち入りというのは広辞苑で引くと、他人の領域に奥深く入るなんていう意味もある。わかつています、そんなことは。だけれども、日本語で立入

検査という言葉はあるけれども、侵入検査とか立入検査なんてないんですよ。立ち入りというのはフランスの語感なんです。そんなフランスの語感を国家の報告書で、冷静に、毅然として対処するなんという中に、そんな言葉をとどころにちりばめたつて、あの報告書の中に、立ち入り、立ち入り、立ち入り。それから、総理の答弁だつて外務大臣の答弁だつて、立ち入り、立ち入り、立ち入り。そういう弱腰の姿勢では、ばかにされるんだ。

やはり相手の非を、たとえ、相手の尊厳や主権を尊重し合つて国交というのが成り立つのはよくわかつていますよ。私は初めて中国の少年たちに野球の道具を二十組贈つた男ですから。私は日中友好は否定しませんよ。当たり前のことだ、こんなことは。だけれども、それは尊厳と主権というものを尊重し合つて初めて成り立つということ、これはしっかりと外務省はやるべきなんだ。そういう外務省を補助するという意味で、とつさの場合の訓練は外務官僚もなかなかできかねるだろうから防衛庁が行つたらどうかと、こう言っているわけでありまして、研究していただきたいと思ひます。

きょうは、官房長官、せっかくお忙しいところお戻りいただいたんですが、私は質問を用意して、ちよつと自分でタイミングをはかつてやつてみたんですけれども、冒頭に答弁が簡潔になつたために大変時間が早く終わつてしまいました。以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○瓦委員長 次回は、来る二十日月曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後四時三十五分散會

〔参照〕
(別紙)

災害対策基本法により指定されている指定公共機関 (60機関)

平成13年 3 月30日内閣府告示第 4 号

(1) 公共の機関

① 独立行政法人 (11)

(独法) 消防研究所、(独法) 防災科学技術研究所、(独法) 放射線医学総合研究所、(独法) 農業工学研究所、(独法) 森林総合研究所、(独法) 水産総合研究センター、(独法) 土木研究所、(独法) 建築研究所、(独法) 海上技術安全研究所、(独法) 港湾空港技術研究所、(独法) 北海道開発土木研究所

② 特殊法人 (21)

日本放送協会、日本道路公団、首都高速道路公団、水資源開発公団、阪神高速道路公団、新東京国際空港公団、関西国際空港(株)、本州四国連絡橋公団、核燃料サイクル開発機構、日本原子力研究所、電源開発(株)、北海道旅客鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、四国旅客鉄道(株)、九州旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、日本電信電話(株)、東日本電信電話(株)、西日本電信電話(株)

③ 認可法人 (2)

日本銀行、日本赤十字社

(2) 公益の事業を営む法人

① 電力 (11)

北海道電力(株)、東北電力(株)、東京電力(株)、北陸電力(株)、中部電力(株)、関西電力(株)、中国電力(株)、四国電力(株)、九州電力(株)、沖縄電力(株)、日本原子力発電(株)

② ガス (3)

東京瓦斯(株)、大阪瓦斯(株)、東邦瓦斯(株)

③ 輸送 (1)

日本通運(株)

④ 通信 (11)

KDDI(株)、(株)NTTドコモ、(株)NTTドコモ北海道、(株)NTTドコモ東北、(株)NTTドコモ北陸、(株)NTTドコモ東海、(株)NTTドコモ関西、(株)NTTドコモ中国、(株)NTTドコモ四国、(株)NTTドコモ九州、NTTコミュニケーションズ(株)

平成十四年五月二十四日印刷

平成十四年五月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

D